

江蘇農民銀行は、各地支店を通じて、稻の生産費を調査發表してゐるが、今そのうちの比較的正確なるものを、舉示すれば次表のごとくである。

金壇縣(上等田)における一畝の稻栽培費

地代	稻二擔	五・五〇〇元	種子	二十五斤	一・三七五
農具費		〇・七〇〇	天然肥料		三・〇〇〇
勞賃(自家)	三十人分	一〇・〇〇〇	(雇備)	二十四人分	六・〇〇〇
合計		〇・五〇〇	租稅	一畝に五・五擔	一・一〇〇
丹陽縣		三二・五七五	一擔生産費		五・一〇〇
種子	六斤	〇・三〇〇元	農具費		〇・四〇〇
天然肥料		一・〇〇〇	豆粕		二・〇〇〇
勞賃(自家)	十五人分	九・〇〇〇	家畜(灌水費を含む)		四・〇〇〇
合計		一六・七〇〇	一擔生産費	一畝に四擔	四・一八〇
武進縣			種子	七斤	〇・二八〇
地代	一三〇斤	五・〇〇〇元	天然肥料		一・五〇〇
農具費		〇・八〇〇	勞賃(自家)	八人分	二・五〇〇
豆粕		一・二〇〇	合計		一・七〇〇
(雇備)	三人分	一・〇〇〇	地租雜稅を含む		一四・九八〇
租稅	地租雜稅を含む	一・〇〇〇			

一石生産費 一畝に五石 三〇・〇〇

吳江縣

地代 六・〇〇元

農具費 五・〇〇

豆粕 一・四〇

(家族) 二・〇〇

合計 二一・五五

常熟縣

地代 四・五〇元

農具費 一・〇〇

豆粕 四・三二

勞賃(雇備) 八・四八

合計 二四・四八

高淳縣

地代 四・〇〇元

農具費 〇・五〇

豆粕 〇・三〇

勞賃(自家) 五・〇〇

合計 一一・二〇

第十五章 支那農産物生産費の調査

五七一

種子 〇・二五

天然肥料 〇・六〇

勞賃(自家) 四・八〇

租稅 一・五〇

一石生産費 一〇・七八

地租雜稅を含む

一畝に二石

種 子 一斗 〇・五〇

天然肥料 二・〇〇

硫安 三・〇〇

租稅 〇・六八

一石生産費 一二・二四

地租雜稅を含む

一畝に二石

種子 〇・二〇

天然肥料 〇・四〇

硫安 〇・三〇

家畜 〇・五〇

一擔生産費 二・五〇

【註】江蘇農民銀行編『農行月刊』第一卷第四—八號に據る。

第五節 小麥の生産費

金壇縣(上等田)		丹陽縣		武進縣	
地代	三〇斤	地代	一斗	地代	二斗
農具費	一・〇五〇元	農具費	〇・六〇元	農具費	一・一〇元
勞賃(自家)	〇・五〇〇	勞賃(自家)	〇・四〇	勞賃(自家)	〇・三〇
合計	二・一〇〇	合計	五・六七五	合計	六・二〇
種子	一五斤	種子	一斗	種子	一斗
天然肥料	〇・五二五	天然肥料	〇・三〇	天然肥料	〇・五〇
家畜	一・〇〇〇	家畜	〇・五〇〇	家畜	〇・五〇
一擔生産費	三・一七〇	一擔生産費	一畝に一・六擔	一擔生産費	一畝に一石
合計	四・九〇	合計	六・四〇	合計	六・四〇

【註】『農行月刊』第一卷第四—八號に據る。

第六節 大麥の生産費

高淳縣		金壇縣(上等田)		丹陽縣	
一石生産費	一畝に一石	地代	二四斤	種子	一斗
地代	六・四〇	農具費	〇・六二四元	天然肥料	〇・四八〇元
農具費	一・〇〇元	勞賃(自家)	〇・五〇〇	勞賃(自家)	一・四〇
勞賃(自家)	〇・一〇	合計	二・一〇〇	合計	三・〇〇
合計	四・一〇	種子	五・〇三六	種子	〇・四八〇元
種子	一斗	天然肥料	一畝に一・六擔	天然肥料	〇・三〇
天然肥料	一斗	家畜	三・一五〇	家畜	〇・三〇
家畜	一畝に一石	合計	四・一〇	合計	〇・四〇
一擔生産費	一畝に一石	合計	四・一〇	合計	〇・四〇
合計	四・一〇	合計	四・一〇	合計	〇・四〇

第十五章 支那農産物生産費の調査

第三篇 農業篇

如皋縣	合計	六・七八	一擔生產費	五七四	三・三九
地代	二・〇〇元	種子	〇・四〇	天然肥料	二・〇〇
農具費	〇・五〇	畜	〇・三〇	勞賃(履備)	四・一三
勞賃(履備)	一・〇〇	一石生產費	一畝一・五石	合計	四・一三
合計	六・二〇	家畜	一畝一・五石	地代	〇・三〇元
武進縣	合計	六・二〇	天然肥料	六斤	〇・三〇元
地代	〇・三〇元	種子	六斤	勞賃(自家)	一・五〇
農具費	〇・三〇	畜	一畝一石	合計	三・八四
勞賃(自家)	一・五〇	一石生產費	一畝一石	常熟縣	合計
合計	三・八四	家畜	一畝一石	地代	二・五〇元
高淳縣	合計	七・九五	豆種	五斤	〇・六〇
地代	〇・八〇元	勞賃(履備)	四枚	勞賃(履備)	〇・五〇
農具費	〇・一〇	一石生產費	一畝二石(?)	合計	七・九五
合計	〇・一〇	天然肥料	一畝二石(?)	灰	五擔

【註】同上

第七節 大豆の生産費

金壇縣(上等地)	地代	二斗五升	一・二五元	種子	二升	〇・一五
農具費	〇・四〇	天然肥料	〇・五〇	畜	〇・五〇	〇・五〇
勞賃(自家)	七人分	合計	二・一〇	合計	六・〇〇	六・〇〇
租稅	一・一〇	一石生產費	一畝一石	金壇縣(普通地)	合計	〇・三五
合計	二・七五	勞賃(自家)	七人分	種子	三升	〇・一五
勞賃(自家)	一・〇〇	合計	一・一〇	天然肥料	〇・五〇	〇・五〇
合計	一・〇〇	一石生產費	一畝〇八石	畜	〇・五〇	〇・五〇
丹陽縣	合計	〇・三六	農具費	合計	四・七五	四・七五
合計	〇・三六	勞賃(自家)	七人分	合計	〇・三五	〇・三五
合計	〇・三五	合計	一畝〇八石	合計	〇・三五	〇・三五

第十五章 支那農產物生産費の調査

第三篇 農業 篇

天然肥料	一・五〇	勞賃(自家)	八人分	四・八〇
家畜	〇・五〇	合計		七・五一
一石生産費	六・二六	種子	六升	〇・六〇
如皋縣		天然肥料		一・〇〇
地代	二・〇〇	合計		五・一〇
農具費	〇・五〇	種子	三人分	一・五〇
勞賃(雇傭)	一・〇〇	天然肥料		一・〇〇
一石生産費	五・一〇	合計		八・七五
武進縣		種子	六升	〇・三〇
地代	二・七五	天然肥料		一・五〇
農具費	〇・二〇	合計		一・〇〇
勞賃(自家)	二・〇〇	種子	三人分	一・〇〇
家畜	一・〇〇	天然肥料		一・〇〇
一石生産費	五・八三	合計		三・八五
高淳縣		種子	六升	〇・二五
地代	〇・八〇	天然肥料		〇・四〇
農具費	〇・一〇	合計		〇・三〇
勞賃(自家)	二・〇〇	種子	六升	〇・二五
合計	三・八五	天然肥料		〇・四〇

【註】同上

第八節 棉花の生産費

江蘇農民銀行各支店の調査により、また棉花の生産費について、二三の例を見るに次のごとくである。

余壇縣(上等地)	地代	稻一・四擔	六・三〇元	種子	購入せず	〇・五〇
	農具費		〇・四〇	天然肥料		〇・五〇
	勞賃(自家)	十一人分	三・三〇	合計		一・二一〇
	租稅		一・一〇	種子	購入せず	〇・五〇
	一擔生産費	一畝實棉一・三擔	九・三〇	天然肥料		〇・五〇
丹陽縣	種子	八升	〇・二〇元	合計		一・二一〇
	天然肥料		〇・五〇	種子	購入せず	〇・五〇
	勞賃	十八分	六・〇〇	天然肥料		〇・五〇
	合計		八・三五	合計		一・四〇
如皋縣	地代		二・〇〇元	種子	購入せず	〇・五〇
	農具費		〇・五〇	天然肥料		〇・五〇
	合計		二・五〇	合計		一・四〇

第十五章 支那農産物生産費の調査

五七七

第三篇 農業 篇

五七八

勞賃(雇傭)	二・〇〇	家畜	〇・三〇
合計	八・三〇	一石生産費	八・三〇
武進縣			
地代	稻一・三擔	種子	〇・二〇
農具費	〇・二〇	天然肥料	二・〇〇
勞賃(自家)	八人分	(雇傭)	三人分
合計	一一・一〇	一擔生産費	一畝一・三擔
常熱縣			
地代	四・五〇元	種子	九斤
農具費	一・〇〇	豆粕	〇・一八
勞賃(雇傭)	二十一人分	租稅	二・四〇
合計	六・二六	一擔生産費	一畝一・三擔
高淳縣			
地代	一・〇〇元	種子	〇・一〇
農具費	〇・一〇	天然肥料	〇・四〇
勞賃(自家)	一・〇〇	合計	三・六〇
一擔生産費	一畝〇・八擔		
	四・五〇		

第九節 結 言

吾々は、支那における從來の調査に基いて、茶、繭、生絲、米、小麥、大麥、大豆、棉花の八種商品の生産費を考察したが、以上によつて看取されるがごとく、生産費に加ふべき費目が充分正確でなく、殊に苛稅雜捐、借金利子等が正確に計上されてゐない。したがつて、以上の諸調査は未だ正確といふことはできないが、各種商品の生産費の概だけは、これを察知することができやう。

支那においては、近年苛稅雜捐の増徴、地代の上騰などが顯著であるが故に、實際においては、各種商品とも、その生産費は近年増加しつゝあるものといはねばならない。しかも農民の窮乏化による施肥の不充分さが看取されるがしたがつて天災等と相俟つて、不作が多く、生産費はそのためにより一層増加する。

他方世界經濟恐慌の激化について、支那農産物の暴落は甚しく、そのために農民は、生産費中の勞賃すらも得ることができないばかりではなく、種子、肥料を購入するための資金に缺乏し、農民並にその家族及び農産物の再生産は縮小され、支那農業を崩壊せしめつゝあるのである。

支那農産物の暴落に際して、農民を救済するためには、一方において、農産物生産費の軽減を圖らなければならぬやうに思はれる。それがためには、差當り、苛稅雜捐の軽減、地代の制限、生産技術の發達、農業金融の改善、(高利貸の制限、産業組合の普及、共同經營の奨励等)が講ぜられなければならないが、これらの諸方策はまだ極めて不徹底にしか實施されてゐないやうに思はれる。こゝに世界經濟恐慌にあつて、支那市場の購買力の減退が、重要なエレメントとして、この恐慌を激化せしめることが判る。(一九三五)

第十六章 北支那農業開發と井水灌漑

第一節 日支經濟提携と農業開發

一九三五年に入つて、日支經濟提携が兩國によつて盛に唱導され、また我方よりは種々の提案がなされたことは、周知のごとくであるが、その當時私は、世界經濟恐慌の深化によつて支那の農業恐慌が激化し、それが支那が日本と經濟提携をなし得る可能的契機であると認め、種々華やかなる提案が示されてゐるときに、私はかつて「今や日支經濟提携が兩國相互の間に、漸次強調されつゝあるときにあたり、枝葉の問題にとどまり、この根本的な農村問題が閑却されたならば、それこそ砂上に高塔を築くに等しい愚學といはねばならない」(「産業と教育」第二卷第四號)と述べたことがある。

しかるにその後傳へられるところによれば、外務省の一部は、日支兩國國民の感情的融和を考へて、次のごとき農業方面における共存共榮的具體案を計畫しつゝあるといふ、それは吾人の見解に近いものといはねばならない(八月廿九日、大阪朝日)

- 1、北支における單一農業經營を多角形農業經營となすこと、これがためには棉花、小麦、その他の栽培品種改良につき技術的協力を示すこと
- 2、多角形農業經營に配するに、牧畜手工業、粗製工業などの普及を計り場合によつては日本における手工業、粗製工業の一部を支那に漸時移轉せしめること

3、農業の域術的改善を圖るとともに、農業經營の經濟的方面においても、農業産業組合の組織を奨励し、農産物の販賣、金融、消費等につき共同施設をなすこと、なほこれがため必要な農村指導員は日本側より適任者を推薦すること

右の第三項において、農業の技術的改善を圖るといはれてゐるが、その内容については未だ具體的に明示されていない。

支那の農業技術の主要なる特徴は、私の述べたごとく、また諸研究者の述べてゐるがごとく、(一)灌漑、(二)施肥、(三)組合せ耕作にして(一九三五年「支那經濟年報」改造社版、第五八―五九頁)、しかも灌漑施設は、集約的な支那農耕の基礎の一つをなすのである。それ故に、北支那の農業技術の改善においては、その荒廢せる灌漑施設の整備が基礎的要求であり、またあらねばならないことは、明かである。

今これに關聯して、若干の考察を加へようと思ふ。

第二節 黃土地帯における井水灌漑の役割

北支那は、土壤學上からは黃土地帯に屬してゐるが、黃土は非常に肥沃であるのみならず、自然的に肥料化されてゐる土壤である(「マチャール著『支那問題概論』第八頁)。「しかし黃土の優れた性質は、多量の雨水の濕潤が下層土壤と地表との間を、毛細管作用の結果、規則的に通ずる場合においてのみ表現される。」(同上)

それ故に、黃土をしてその優れた性質を發揮せしめるがためには、多量の雨水を必要とするのである。しかるに、最近數十年來、また一世期來、北支那における雨量が非常に不十分であり、且つ不規則であつたことは疑ふべく、

もない。それ故にこれらの區域においては、人工灌溉が缺くべからざるものとなつた。蓋し北部においては、井戸による灌溉は、南部におけるよりも、絶對的に大きな役割を演じてゐるからである」(同上、第八十九頁)。

マチャールは、北支那における井水灌溉の重要性について、以上のごとく述べてゐるが、私も一九一九年の夏から秋にかけて、河南省の農村を旅行してつくづくかく感じたのである。當時、蒲鋒馬車に揺られつゝ、中原を行くには、一望すべて乾燥せる大豆畑であるが、村落の周囲に行くと方々に井戸があり、それによつてよく灌溉されて、そこには菜園が美しくつくられてゐるのである。當時、井水灌溉さへ十分に行はるれば、河南の土地生産力は増大し、旱魃も避け得ると痛感したのであつた。

以上のごとき私自身の経験は、すでに古くより支那農民によつて認識されてをり、北支那には井戸が方々に掘られてゐるのである。しかしそれが窮乏のために、普及してゐないのである。そして、井水の役割は、幾多の文獻の上に、如實に記述されてゐる。

今定縣について見るに、『定縣社會概況調査』には、旱魃のときにおける井水の役割について、屢々次のごとく記述されてゐる。

「一九一九年の冬には、雨や雪が少く、したがつて一九二〇年の春夏の交には、久しい間雨が降らなかつた。農民は播種に非常に困難を感じた、幸に井水によつてゐるところでは、大麥小麥ともに、秋の收穫をもつ希望があつた。

その他黍雜穀にしてすでに播種されてゐるものも、非常に良好であつた」(同書、第七六〇頁)

「一九二二年の旱魃は、四月から上旬までの間に大旱があつたためであるが、この時期は播種のために、殊に多量の雨水を必要とする。しかるに毎日々々降雨なく、一部分の井水によるものの外、その他の井水なきところは、播種

ができず、またはその時期を過ぎ、收穫することができなかつた。そのために農民の損失は、實に僅少でなかつた」(第七六一頁)

また一九二〇年の飢饉に際して、保定府より汽車により飢饉地を視察せるエツチ・ダブリュー・ロビンソン氏は次のごとく述べてゐる。

「保定より南行するに、鐵道沿線においては作柄は比較的によく、主として動力によるポンプが使用されてゐるからである。かゝるポンプの使用されてゐるところの近所には飢饉はない。しかしかゝるポンプの使用されてゐる地方は非常に制限されてゐて、その他の地方は兎作または收穫皆無である」(一九二〇、九、一九ノース・チャイナス・タンダード)

これらの記述によるに、旱魃に際して井水が如何に重大なる役割をもち、またそのある地方はない地方に比して被害が極めて少いことが判るのである。そのみではなく、井水灌溉は

1. 收穫率の増加
2. 二毛作の可能

等の効果があることが、經驗によつて、すでに證明されてゐる。(『定縣社會概況調査』第六一三頁参照)

第二節 河北省定縣における鑿井の奨励と井戸の普及状態

一九二〇年の北支五省大飢饉にあつては、定縣の被害が最も大きかつた。そこで華洋義賑會は一九二一年より、定縣において新式鑿井を大に奨励することとし、井戸一個を掘るに經費四十元を要するが、その半額を補助すること

に規定した。そして鑿井に使用する機械は、獲鹿縣から運ばれた舊式のもので、技師もその地方の井戸掘りにすぎなかつた。しかもその補助金の受領手續が繁瑣なると、鑿井技術の不良なると、將又井水の飲用に對する村民の認識不足なりしたため、餘り普及しなかつた。

その後補助金給付が縣實業局の手に移り、且つ新式機械が輸入され、技術者が養成され、井水の效用が認識され、かくて一九二五年の旱魃以來、定縣における井戸は全縣に普及し、一九三〇年には合計五九、二二一に達し、一村平均一三、七一、一家平均〇、八九を示してゐる。(註)

【註】『定縣社會概況調査』第六一—六一八頁

第四節 陝西省における鑿井の獎勵

陝西省建設廳は、その屢々の旱魃と井水灌漑の重要性に鑑み、省政府においては鑿井隊を組織して、順次に各縣に派遣し、鑿井の指導にあたらしめることゝしたが、更に各村より鑿井技術習得のために勞働者を派遣せしめることゝし、大に「鑿井救荒政策」の實現に努力することゝなつてゐる。

【註】一九三五年八月二十一日『晨報』參照。

第五節 河北省における井戸の深さとその經費

河北省定縣における實際を見るに、井戸の深さは平均二十呎内外にして、深いものには三十呎以上のものもあるが、浅いものには十餘呎のものもある。

井戸の直径は、井口平均四—六呎、井底平均三・九呎である。

井水の深さを見るに、普通、水少きとき四呎、平時五呎、水深きとき六呎にして、これだけにて非常に水の少いときでなければ灌漑には十分であるといふ。

井戸一つで小は數畝(一畝は約二百坪)より大は五十畝以上灌漑し得るが、平均三十畝内外を灌漑し得る。

鑿井費を見るに、小は四十元中は五十五元大は八十元にして、その他設備費は小は五十二元大は約八十三元なれば、合計大は約百六十三元、小は約九十二元を要する譯である(註)

かゝる重大なる役割をもつ井水灌漑も、窮乏化する支那農民にとつては過大なる負擔にして、效府の補助並びに特殊機關の資金融通を必要とするのである。

それ故に、北支農業開發の先決條件は、井水灌漑——河川の修理も同様に——の整備により、これに對して政府ととも産業組合を通じて、これが資金を供給し、我が優れたる鑿井技術並に機械を提供し、もつて

1. 旱魃を避け
2. 收穫率を増加し
3. 二毛作を奨励し

北支農業の生産力の増大を圖ることこそ、「農業の技術的改善を圖る」ための必須條件であるといはねばならない。これこそ日支共存共榮の絶好の地盤であるといはねばならない。

【註】同上書第六二、第六四—六四四頁

——一九三五、九、一五——

第十七章 北支那農村の窮乏と農村建設運動

第一節 北支那農村窮乏の特殊原因

北支那の農村窮乏は、支那農業恐慌の深化の具體的表現にして、その直接の原因がこゝに存在してゐることはいふまでもない。

しかし北支那の農村窮乏の特性を、したがつてその現實の具體性を知るには、北支那農村窮乏の特殊原因を見なければならぬ。私は今、かゝる特殊原因として、次の諸事項を擧げることができるとは思ふ。

1. 北支那においては封建的遺制の残存が強度であること。
支那一般に互つて、今なほ封建的遺制は強いとはいへ、北支那においては、その他の多くの地域に比して、より一層強度である。それ故に北支那の農村は、他の多くの地域よりも、より強く封建的壓迫と搾取によつて、窮乏せしめられてゐる。例へば軍閥時代の殘存的搾取形態たる「兵差」の課徴は、支那全國に互つては、全縣數の四四・一三%に行はれてゐるにすぎないが、北支那においては、南方に比してより普遍的にして、七六・九四%の高率に及んでゐる。これは北支那において、封建的遺制が強度であることの一證左であるが、北支那には、他に比して、封建軍閥がより大なる勢力をもつてゐる。
2. 北支那においては生産力の發展が低度であること。
北支那においても他におけると同じく、農業が支配的生產部門であるが、氣候地質その他の諸條件によつて、農作

物も多くは二年三毛で、南方のごとく年二―三毛作なることはない。その上に、施肥その他の諸條件によつて、農業の生産性も、南方に比して低度である。

3. 北支那においては戰亂の禍害が多いこと。
北支那には封建軍閥が、中央政權に對抗して割據してをり、かくて統一過程において戰亂が頻發してゐる。その他、滿洲國の獨立、熱河事變、北支事變により、對外的な混亂の影響を、直接間接に深く受けてゐる。
4. 北支那においては黄河その他の河川が氾濫すること多くまた旱魃を見ることが多いこと。
森林の荒廢、黄土、降雨量の不規則性等により、黄河その他諸河川の氾濫あり、また旱魃の襲來が頻繁である。かくてこれらの天災による損害は年々決して少くはない。
かゝる特殊原因によつて、北支那の農村の窮乏は他に比してより一層悲惨である。

第二節 北支那農村窮乏の様相

北支那の農民も、今や塗炭の苦しみを嘗めてゐることは、他の地方と異らないが、以上の如き特殊原因によつて、北支那農民の窮乏は、他に比してより一層深刻であり、より一層悲惨である。

食鹽のごときは支那農家の必需品であるが、鹽は支那においては專賣制であり、國稅たる鹽稅の外に、各省が正稅に數倍する附加稅を徵收してをり、鹽稅はかくして頗る高率となつてゐる。かくて北支那には、鹽の生産が多いとはいへ、鹽は頗る高價にして、北支那農民のごときは鹽すらも容易に食し得ないのである。かくて製鹽地附近においては、農民によつて鹽の掠奪暴動が瀕りに發生し、また人體に有害なる硝鹽なるものをもつて、食鹽に代用してゐるは

どである。

河北省正定縣のごときは、最近においては、農民の窮乏が甚しい。かくて貧農、農業被傭者のごときは借金しようとしても、借金さへもできない状態である。そのために壯丁は多くは軍隊に入り、婦女子は石家莊等に出稼してゐる。農村に残つてゐるものは、虚弱な生産力のない人々のみで、彼等は糠や野菜を食物として、辛うじて餓を凌いでゐるにすぎない。鹽の高い上に、農民が貧乏してゐるのであるから、鹽さへも買ふ力がない。鹽屋の推測によると、近來鹽の賣行高は五分の二ほど減少してゐるが、それは農民の二分の一が鹽さへ買ふ錢がないからだといふ。まして豚肉、豚油、米、麥などの高級食料品になると、これを見向きするものは、より一層少ない。農民の大部分はすでに飢餓状態に陥つてをり、最低限度の生活のために藻掻いてゐる。

山西省忻縣のごときは、小地主乃至自作農さへも、土地を賣つて租税を納めてゐる有様で、そのために各村の賦課金はこれを滞納し、したがつて小學教員の俸給も六七ヶ月間滞つてゐる。村々の餓民は日々増加し、彼等は險惡なる状態に陥らうとしているといふ。

北支那農民は、吾々から見れば、全く夢のやうに思はれるが、窮乏の餘り燐寸さへ買ふことができないで、燐石を使用しはじめ、原始的生活に復歸しつゝあるといふ。だが一箱が銅貨四枚にも値する燐寸は彼等のごとき生活程度の低いものには、決して安價ではないのである。

世界は今や獨占資本主義の段階にまで發展してゐるのに、北支那の農民は、鹽さへも食へず、燐寸さへも使へず、硝鹽をなめ、燐石を使ふやうな悲惨な原始的生活の下に呻吟してゐる。そこにはあらゆる社會惡が横行し、餓死が絶えず、飢民が横行してゐる。勞働力も破壊され、再生産は縮小しつゝある。

北支那農民の窮乏は、これを形容しこれを想像するに、敢て難くはあるまい。何故なれば、彼等は今や窮乏悲惨のドン底に陥つてゐるのであるからである。

第三節 北支那農村建設運動の四大潮流

以上のごとき北支那農村の窮乏に具現されてゐる北支那農村の經濟的危機の重大性は、こゝに述べようとする北支那農村建設運動の背景と經濟的基礎をなすのである。そればかりではない。それは北支那農村建設運動の價值及びその實際的效果を評價するための鍵である。

支那においては、近年來、全國的な農村經濟の急激なる破産、農村の動搖の重大化に伴ふと、農村建設運動が盛に勃興して來てゐる。近年來におけるこれらの農村建設運動は、その起源を北支那においてゐる。かゝる農村建設運動が先づ北支那に興つたことについて、支那の一部の人々は「北支那の農村經濟關係が、南方各省に比して均衡的であり、農村改良事業のためにも最も良い實驗區域である」からたといつてゐるものがある。しかし北支那の農村經濟關係が南方各省に比して均衡的であるといふのは、農村における階級分化が比較的に激化してをらず、南方各省におけると異なり、小作農が少く自作農が多いことを指すものであらうが、そこに、こゝに行はれてゐる農村建設運動の改良主義が看取される。北支那において早く農村建設運動が興つたのは、かの一九二一年ごろの大旱魃の發生による内外の注目、北支那農村の危機の重大性、北支那が國都の所在地であつたこと等々によるものである、と信ずる。

北支那における農村建設運動は、一九二一年の大旱魃による被害救済のために内外人の贖金によつて創立された華洋義賑會の救済運動を嚆矢とし、これに次ぐものは約十年前に始まる平民教育促進會の定縣に於ける農村建設實驗運

動（これはロックフェラーから補助金が醸出されてゐる）これに次ぎ、近年においては、梁漱溟氏を主班とする山東省鄆平縣の農村建學院並に山西省における農村經濟統制運動あり、これらを北支那における農村建設運動の四大潮流とするが、この四大潮流には各々それ獨特の理論系と豐富なる實際經驗とを有する。それ故にこれらを紹介し検討することは、北支那農村建設の方向を知るに足り、他山の石たるを失はない、と信ずる。

第四節 華洋義賑會其他の産業組合運動

華洋義賑會 (International Famine Relief Committee) は、北支那否全支那における農村建設運動の嚆矢であるが、本會は元來災害救済を目的とする慈善機關にして、當初はこの方面に専ら活動してゐたが、災害救済活動にあつて、災害防止の重大性を痛切に感得し、こゝに農村經濟の建設に乗り出すことになつた。本會は農民經濟の改善のためには、農業資金の供給を便利にすることが必要であるとし、信用組合を普及することとし、河北省をその試験區域とした。現在この種の農村信用組合運動はすでに非常に發達してをり、北支那農村建設運動の一大潮流をなしてゐる。その上に、此種運動にとつて全國的な模範とさへなつてゐる。今先づ華洋義賑會の農村信用組合普及狀況を見るに、北平社會調査の統計によれば、一九三一年現在にて、河北省のみにて、承認済及び未承認のものを合し組合數千數百、組合員數二萬五千餘人に達してゐる。また「申報年鑑」の統計によれば、次のごとくである。

年 度	組 合 數	組 合 員 數
一九三二年	八七六	二四、二一七
一九三三年	九五二	二三、七五三

一九三四年

一、一〇六

未 詳

その組合融通資金の出所を検するに、それには内外二方面の出資がある。組合内資金は一九三一年には總額六萬八千五十元、一九三三年には七萬六千餘元にして、組合外資金は、一九三三年には二十餘萬元であつた。組合貸付は信用貸付を標準とし、大農への貸付は小農への貸付よりも多くなつてゐる。普通一口貸付高は二十元以下及び二十元乃至五十元の部類が最も多い。貸付金の使送を見るに、舊債の償還、家屋の建築が最も多く、前者は貸付總額の二六%、後者は八%を占めてゐる。貸付期限は半年乃至一年のものが多く、貸付總額の約八〇%内外を占めてゐる。貸付利率は七厘より二分の間にして、九厘乃至一分五厘のものが最も普通にして、貸付總額の九四%弱を占めてゐる。最近數年來華洋義賑會が河北省において設立せる信用組合の貸付年額は、六七萬元内外に達してゐる。現在、この組合は極力普及に努力されつゝあるから、更に生産販賣組合にまで擴大されるであらうし、それによつて農村經濟の組合化を通じて農村の繁榮が期待されてゐる。

元來國民黨は農村救済のために農村産業組合を普及せんとするの政策を採つてゐるのであるが、近年來支那農村經濟の破産の激化とともに、支那銀行も政府の奨励、營利の追求の下に農村産業組合の普及、それを通じての農村資金貸付、農産物購買、農業倉庫の經營に乗り出し、かくて最近における支那農村の産業組合普及は極めて顯著にして、北支那四省だけについて見るも、「農情報告」によれば、一九三四年末合計四千六百十七に達し、その種別及び分布を表示すれば、次表のごとくである。

信 用	河 北	山 東	山 西	綏 遠	合 計
用	一、六四八	八八四	一八四	一四	二、七三〇

第十七章 北支那農村の窮乏と農村建設運動

五九一

販賣	一七八	四七一	一	六四九
購買	四八	八四	四	一四二
利	四	一七	一	二一
生産	九	二五〇	二	六〇
兼營	四三	七〇二	一	七四六
其他	五	六四	一	六九
合計	一九三五	二、四七二	一九〇	四、六一七

上表と華洋義賑會活動表とを比較するに、河北省においては、八百餘の組合は華洋義賑會以外の團體によつて經營されてをり、そのうち上海系支那銀行の經營に係るものが多数を占めてゐる。

【註一】『社會科學雜誌』第五卷第一號 巫寶氏論文參照

第五節 定縣における農村建設運動

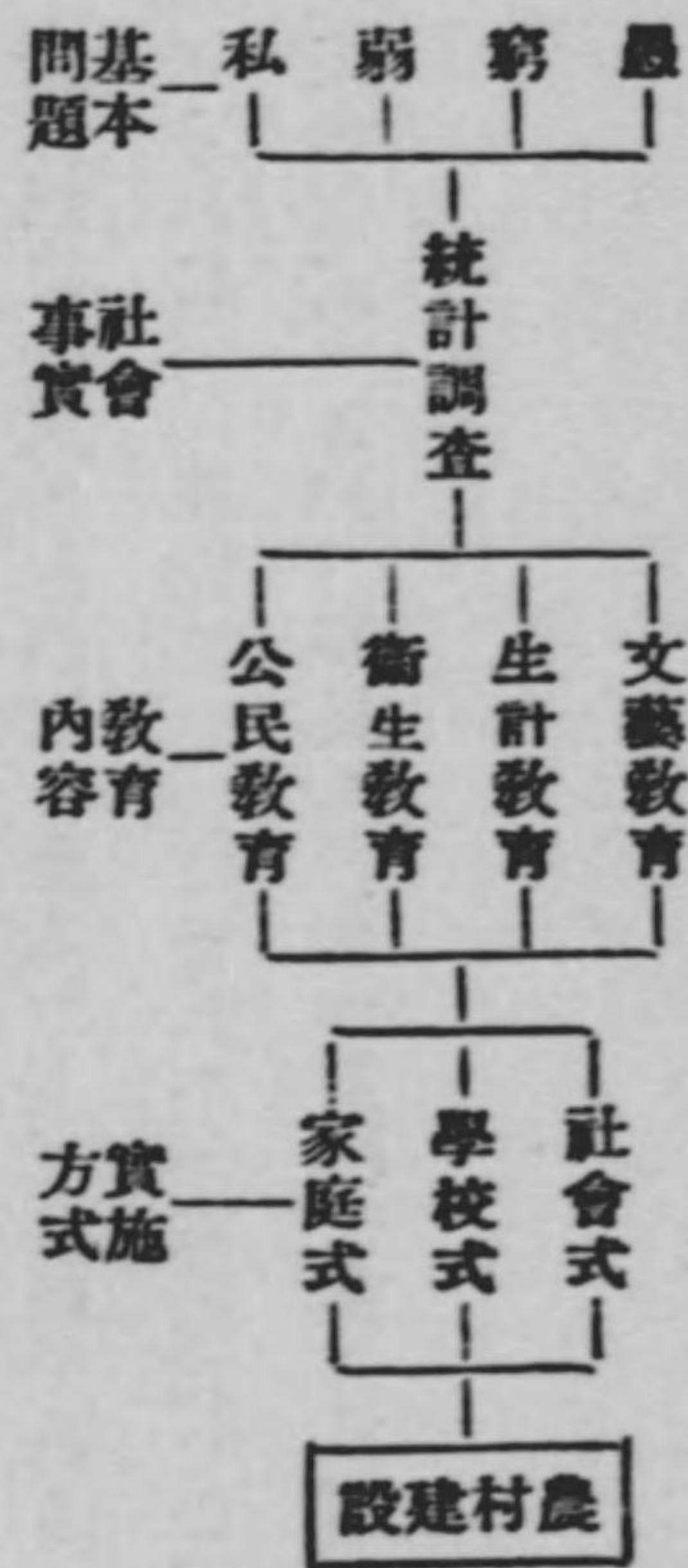
定縣における農村建設實驗工作の起源は略ぼ一九二六年にして、平民教育促進會がこれを支持してゐる。この平民教育促進會は一九二三年に成立し、主腦者晏陽初氏は平民學校を創立し、平民教育運動を普及してゐたのである。しかるにかゝる平民教育の實施にあつたつての經驗によつて、漸次に「支那民族の病根は知識の缺乏のみではなく、經濟の缺乏、健康の缺乏、協同の習慣の缺乏にある、換言すれば「愚」、「窮」、「弱」、「私」の四大缺點にあることを體驗したのであつた。かくて「支那民族を復興せんがためには、實に平民教育を全農村建設にまで擴大しなければならぬ」との信念を有するにいたつた。かゝる信念に基いて、彼等は農村に入り込み、實驗計畫をこゝに集中し、且つ「定縣

を一つの徹底的、集中的全般的縣單位實驗に選定し、その農村建設制度を探究して、全國に向つてこれを貢獻するに決定した。かくて彼等は一九二六—三〇年を準備期、一九三〇年以後を實驗時期とし、準備時期においては全縣に互つて調査を行ひ、客觀的事實によつて彼等の發見せる四大缺點の存在を證明し、且つこの四大缺點の間に相關々係があることを探究した。すなはち最も富裕なる農村においては、この四大缺點が最も薄弱であるが最も窮乏せる農村においては、この四大缺點が最も顯著であることを探究し得たのである。彼等はこの四大缺點を把握した、そして實驗時期に入つてからは、如何にしてこの四大缺點を除去するかを實驗の標準とした。

かくて彼等は四つの大きな教育實驗を開始したが、それは次の四項である。

- 文藝教育 農民の「愚」を救ふ
- 生計教育 農民の「窮」を救ふ
- 衛生教育 農民の「弱」を救ふ
- 公民教育 農民の「私」を救ふ

彼等はこの四大教育をもつて、「支那人殊に最大多數の農民をしてすべて、智能力、生産力、強健力と團結力をもたらしめ、新支那の新民衆を創造し得る」とするのである。しかればこの四大教育を如何にして農民に實施するか？といふに、それには「學校式」、「社會式」、「家庭式」の實施によらなければならぬといふ。換言すれば、「四大教育」と「三大方式」とが、平民教育會の實驗作業の具體的内容である。今これを簡単に表示すれば、次のごとくである。



現在なほ平民教育促進會の農村建設工作は實驗中であるが、彼等は定縣の政權を掌握し、「財政建設實驗區」、「縣政建設研究院」をもつてゐる。これらの「平民教育促進會」、「實驗區」、「研究院」の三者は、分業的な三位一體の組織にして、平民教育會は主として學術の研鑽に努め、研究院に對して學術的な助力をなし、研究院は主として實施に關する研究及び制度行政の研究に努め、平民教育促進會の研究上に必要な政治力または行政上の利便を與へ、實驗區はこの二つの研究機關のために研究の結果と實際上の効果とを實際について研究するものである。かくして「將來雙方が協力し、この基本的な、下より上への、政治と學術、教育と建設との一致せる縣單位實驗が、内容上行政上に所期の結果を收め得、しかる後全省全國にこれが普及し、定縣を以て訓練、證明の中心となし、農村復興の具體的進行策によつて、國家をして一つの基本的な建設の一新コースを得せしめ、支那民族をして建設工作を通じて、一つの新生命を創造せしむることを希望するものである。」

これによつて吾々は、定縣における農村建設實驗工作が實に系統的な精密な計畫であり、その目標も遠大であり、その工作の動機と精神も極めて敬服すべきものであることが判る。

第六節 鄒平縣における農村建設運動

鄒平縣における農村建設運動は、一つの嚴密なる哲學的基礎の上に立つものであるが、鄒平農村建設研究院院長梁漱溟氏が、實にこの運動の魂であり、中心である。蓋し鄒平建設實驗は、あらゆる方面から見ても、梁漱溟氏の全一的な農村建設理論の發揮であるからである。それ故に忠實に鄒平農村建設運動の特色を認識せんがためには、梁氏の基本理論を紹介しなければならぬ。梁氏は夙に河南省において、村治學院を經營してゐたときに、農村自救の動機から漸次に農村建設哲學を形成するやうになつた。今彼の「河南村治學院趣意書」を見るに、そこに彼は支那の農村建設に關する基本的認識を發表してゐる。すなはち、「吾邦はヨーロッパ人の經濟的侵略の下にあり、不平等條約に束縛されてゐるが故に、通商開始以來すでに八十年になるが、産業は遂に勃興し得ず、垂死の状態にある。しかるに資本主義的潮流も幸にしてこの障礙によつて、免れ得てゐる。産業資本の畸形的發展がすでに完成してゐないのであるから、これを顛覆改造する手数を要しない。このことは大きな便宜ではなかるまいか。今や環境の壓迫を受けつゝも、吾が農業を復興し、工業壓迫の災厄を免れようとするならば、農業保護によつてこれを進行せしめねばならない。我邦には何等の見るべき資本なく、若しありとするも、僅に軍閥、官僚、商人、買辦の手にあり、農村を搾取してこれを都市の租界内の銀行に預金してゐる。彼等には貸付資買によつて營利を營んでゐるものがあるが、生産事業、農業、工業に投資するものはない。かゝる時にあたつての大計は、これらの資金を農村に復歸せしめ、新式農業に集中せしめる外はない。」更に彼のいふところを聽かう、農村經濟の建設は、單純なる努力によつて成功し得るものではなく、「經濟建設と第一に關係を有するものは政治である。吾々にして吾々の政治的環境を考へないならば、支那において如何に

經濟建設しようとしても、それは不可能である」と。支那の經濟建設の出口のない原因は、「國家の主權が確立しない」ことにある。「當面において、吾々が受ける一切の痛苦は、すべてのこの點から發生するものである。」しからば如何にしてこの「國家の主權」の確立を促進すべきかといふに、梁氏は政治的權力については不信任的態度を採つてゐる。かくて彼は「支那には現在東西南北に上下大小の政府があるが、それ自身はいつも直接に農村を破壊する力ではない」と。かくて彼は下より上へ組織によつてこれを救済しようとするのである。これが所謂「新治道」であるが、その基本的内容は舊社會の法制裕教の復活であり、支那倫理本位の社會の再現であるの彼はいふ、支那問題の根本的病源は社會の舊禮教の破壊である。彼は「新治道」の積極的作用を基礎的工作とする。その農村建設理論の中心は農業建設にして、農業建設の中心工作は倫理本位の「新治道」の樹立にある。現在鄒平農村建設の實驗はこの理論の實驗である。鄒平における「新治道」の實驗は、「村學」「鄉學」の具體化する鄉農學校の推行である。所謂鄉農學校とは、社會學校にして、その構成分子は農村の領袖、成年農民、農村運動家である。「鄉學」「村學」は一切の行政事項を管理し、村民に對して教育を施し、阿片賭博纏足禁止等の社會改良運動を奨励する。それ故に「村學」「鄉學」は學校教育と社會教育とを合一せるものであり、一方においてはそれは教育機關であり、他方においてはそれは自治機關でもある。「鄉學」「村學」の組織を見るに、先づ村内の地位名望ある人々によつて「學董會」を組織し、「學董會」より一名の「年齡德望」高き人を推舉し、縣政府を経てこれを「學長」に聘し、縣政府は一名の「理事」及び若干の教員及び輔導員を派遣する。學長は専ら教育を管掌し、理事は専ら事務を管理し、教員及び輔導員は専ら農村改良事業を普及する。村學と鄉學との區別は、前者が基礎であり後者が上層であるにすぎない。かかる鄒平實驗區における縦の組織は村學、鄉學、縣政府、農村建設研究院である。かかる制度の實施のために、次のとき禮教が打ち樹

てられねばならない。曰く「父の義慈、子の義孝、兄の義友、弟の義恭、夫婦朋友乃至一切相關の人々は自らその盡くすべき義あらざるなし」と。換言すれば、「國家政治を舉げて亦これを家庭情誼化する。」これが新治道の完成である。

以上は農村建設の上層面であるが、その下層面は經濟的建設であり、その實驗中のものは次の三である。

- 1、農村金融流通處の設立
- 2、産業組合による一切生産事業の經營、新式耕作技術の實施、資本主義的搾取制の廢除
- 3、かゝる農業建設より都市工業の發展、農業社會主義の實現

鄒平農村建設の實驗は、定縣のそれと同じく、その目的は非常に遠大であり、一つの理想的農業國家を建設し、民族の新生命を創造することを期してゐる。

しかしその效果については、理論上及び實際上、大に批判の餘地があるものと信じてゐる。(一九三六、九)

第四篇 貨幣史及金融篇

第一章 貨幣制度と社會發達段階

支那においては、前清末以來、幾たびか幣制改革が企てられ、張之洞、ゼンクス、ロバート・ハート、ヴィセリング等の改革意見があり、國幣條例の公布によつて、銀元本位制が採用されたが、未だ徹底的に實施されてゐない。國民政府になつてからも、全國經濟會議において、國幣條例草案が提出され、米人ケメラ博士の金本位制案が出で、銀價の暴落と相俟つて一時世論はこれがために賑かであつたが、その前途は果して如何。吾々は支那における幣制改革運動の過去を顧みるとき、その成否について多大の疑問なきを得ない。

全国的に統一せる貨幣制度は、近代文明國家においては、資本主義經濟發達の産物である。この資本主義經濟の發達こそ、整備せる統一貨幣制度の物質的前提條件である。これなくしては、整備せる統一貨幣制度は存在し得ない。吾々が、各國における封建社會以前の貨幣制度を一瞥せば、直ちにその理由を首肯し得るであらう。

しかるに、支那は今なほ、封建社會から資本主義社會への過渡期にある半封建社會にして、その發達段階は、地方經濟時代にして、未だ國民經濟時代にまで進んでゐない。したがつてその經濟生活は、全國的規模において一つの組織體をなしてゐない。かゝる社會においては、貨幣制度も、地方的であり、全國的に見れば、極めて不統一であるが、敢て全國的統一も要求されないのである。

しかし支那においても、外國から資本主義が輸入され、その經濟が、漸次資本主義化するや、漸く貨幣制度も、

地方的混亂から全國的統一への改革が要求されてくる。こゝに支那幣制改革運動の經濟的條件が横はる。しかして、この經濟的條件の未成熟が、また支那幣制改革運動の失敗を結果するのである。

しかし、貨幣制度は、歴史の規定者を有つ。封建社會においては、その規定者は、實質的にはギルドであるが、資本主義社會においては、國家であり、支那においても、今やその規定者は、國家にまで進展し、ギルドの規定者としての機能は、今や經濟的發達によつて揚棄されて、僅にその殘滓を止めてゐるにすぎない。

しかも、國家はなほ、軍閥の割據によつて、統一國家にまで發達してゐないから、現代支那における貨幣制度も、國家的統一に達してゐない、こゝに支那幣制改革運動の政治的條件が横はり、しかもその政治的條件の未成熟を見る。

かく全國的統一貨幣制度にとつては、支那においては、まだ經濟的並に政治的條件が未成熟であるから、外國との接觸により、全國的統一貨幣制度を樹立しようとしても、容易に確立することができないのである。

民國以來すでに二十有餘年を閲みし、支那經濟の資本主義化も漸次進展し、殊に國民革命の一段落によつて、政治的統一も大に進捗したが、なほ現實の經濟並に政治において、多量の封建要素を見る。こゝに、従前よりは支那幣制改革の經濟的並に政治的條件の成熟を見たとはいへ、未だその完全なる成熟を見ないのである。

曩には北伐完成による政治的理由と、今は銀價の暴落による經濟的理由から、新に幣制改革運動が起されたとはいへ、吾々が曩に見たごとく、全國的統一貨幣制度の經濟的並に政治的條件が、より一層成熟しない以上、その幣制改革にも、大なる期待を繋ぐことはできないのではあるまいか。

支那が、今統一國家への悩みを悩みつゝあるがごとく、支那の貨幣制度も、統一制度への悩みを、より痛切に悩み

つゝあるものである。したがつて、幣制改革においても、より現實的なる段階、統一貨幣制度へと進むべく努むべきであり、金爲替本位制または金本位制を問題とすべき段階にはないのであるからうか？ 勿論、國際經濟圈に参加せる支那としては、國際的基礎において幣制を定むべきではあるが、幣制改革の段階としては、國內的には銀元本位制により統一的貨幣制度に進み、次で國際的には金本位制に進むべきである。金本位制樹立の目標としての銀元本位制による統一貨幣制度の樹立、これが支那當面の貨幣政策であらねばならぬ。

しかしてこれと同時に、全國的統一貨幣制度確保の經濟的並に政治的條件の完成、これが最も重要な前提條件であり、これが最も重要な基礎的工事である。吾々は、現下の幣制改革問題を、かく基礎的に見る。(一九二九)

【註】 最近の管理通貨制採用による幣制改革については、本篇末尾の三章を参照せられたい。

第二章 支那貨幣の進化

第一節 序 言

これまで私は、支那貨幣史を研究するに當つて、王朝毎にその時代の貨幣史實を詳細に記述して來たが、その全部を脱稿して、靜かに考へると、それは餘りに、客觀的記述に偏してゐるはしなかつたかといふことに氣付いたのである。いふまでもなく、私が支那貨幣史の研究を始めた當初には、決して王朝毎の貨幣史實を穿鑿するのが、本來の目的ではなかつた。その目的は、支那貨幣がどうして今日のやうな状態に進んだかといふことと、現在の歐米貨幣論が支那の貨幣を説明するに妥當であるかといふことを研究するにあつたのである。今私が支那貨幣史の研究を始めた當初の目的に立ち還つて、改めて支那貨幣史を通觀し、支那貨幣史に進化があるかどうか、若し進化があるとすれば、その内容乃至方向はどうかといふことを考察して見たいと思ふのである。かかる見地から考察すると、支那貨幣史には進化があり、その内容乃至方向は、凡そ次のごとくであることを知り得るのである。

第二節 天然貨幣より人爲貨幣へ

物々交換時代が漸次爛熟して、經濟社會に價格測定の基準として貨幣に對する要求が発生するや、先づ交易財物の中から或種の財物を選択して、かかる職能を遂行せしむるのである。その財物は、交易財物の中から選擇せらるるけれども、一面には消費財物であつて、特に人類が専ら貨幣としての職能を遂行せしめたるために、製作したもので

はない。これは經濟學者の所謂物品貨幣 (Warengeld) であつて、私は今假りにこれを天然貨幣と呼んでおかう。支那の上古においても、やはりかかる天然貨幣が使用せられたことを發見し得るのである。しからば支那の上古において、いかなる財物が、それに選擇され使用されたか。これを史籍に徴するに、支那の上古において、天然貨幣として選擇され使用された財物は、家畜、皮革、龜甲、貝殼、刀、環、農具、布などであつたのである。一の社會において、いかなる財物が天然貨幣として選擇されるかといふに、その社會成員一般に需要され、従つて一般に使用價值を認識され、且つ保存に適する財物である。従つて各種族により、またその經濟状態により、天然貨幣として選擇されるべき財物の種類は、自ら異なるべきではあるが、人類發達の初期においては、各種族とも略ぼその經濟状態を同じくするから、その天然貨幣として選擇すべき財物の種類も、自ら相近似してゐるのである。また天然貨幣として選擇されたる財物の種類によつて、その種族のその當時の經濟状態を略ぼ推知することができると思はれる。すなはち支那民族が、上古の時代において、天然貨幣として選擇した財物を見るのに、家畜、皮革、龜甲、貝殼のときは、遊牧若くは牧畜、漁撈がその主業となりしことを示し、穀類、農具、布等のときは、農耕、手工がその主業であつたことを示すものである。

貨幣の裡に於ても、自然淘汰が行はれ、優れた貨幣は劣つた貨幣を排斥し、優劣生存劣貨消滅の現象が行はれてゐることを否定することはできない。天然貨幣の裡に於ても、また然りである。即ち天然貨幣の中に於ても、その財物の種類によつて、より好く貨幣の職能を盡くすものと然らざるものとがあつて、その裡に於て、優れた天然貨幣は永く生命を持続し得たが、劣つた天然貨幣は、漸次に排斥されて、永くその生命を持続することはできなかつたのである。支那に於ても、家畜、皮革、龜甲、珠玉などは漸次消滅してしまつて、農具、刀、布などが比較的永く使用され

たのである。その結果天然貨幣の種類は漸次減少の現象を呈するのである。言ひ換へれば、天然貨幣は多元的に發生し、漸次一元的に進むのである。

これらの天然貨幣として選擇された財物ですら、また消費財物であつて、専ら貨幣として人類が製作したものではないから、これらの財物には、貨幣の職能を遂行する上に、種々なる缺點が附着してゐるのである。しかも、經濟状態が發達するにつれて、かかる缺點が漸次痛切に感じられるようになるのである。その場合においても、人類は超躍的に人爲貨幣を發明するには、餘りに幼稚であつた。そこで此等の財物に、人爲的に或る種の加工を施して、よく好貨幣としての職能を盡さしめようとする努力が起つたのである。例へば布を一定の大きさに截つて、これに一定の價值を表示せしめ、また皮革に一定の加工を施すやうな方法などは、即ちそれなのである。かくて天然貨幣に對する自然的要素は漸次減少し、人爲的要素は漸次増加してきたのであるが、これは外的には經濟状態の進化と、内的には人類の貨幣の目的乃至は理想に對する觀念の發達、並にその實現に對する努力の結果であるのである。

かくのごとくにして、支那に於ける天然貨幣は、その經濟状態の發達と支那民族の努力によつて、彼等の認識せる貨幣の目的乃至は理想に一段と近づき、若くはそれを實現することはできたのであるが、その絶えざる經濟状態の發達と思想の進歩とは、またかかる天然貨幣を以て満足することができなくなつてきたのである。何故なれば、かかる天然貨幣には、(一)供給の不規則による價值の變動があり、貨幣供給量に不足を生じ、(二)不正行爲が行はれ易く、價值認識が困難であり、(三)自ら消費財物であるから、消費財物の供給を減少せしめ、(四)分割性に乏しく、價值適合の精密を期し難く、(五)携帯に不便であるなどの缺點があるからである。ここに於て支那民族は、その經濟状態の發達に伴うて、自ら貨幣の進化を要求するに至つたのである。この場合には、もはやいままでのやうに、消費財物の

中から貨幣に適する財物を選択することはできない、もはや天然貨幣に對する人爲的加工も行詰になつてゐるから、この方面にも進化の餘裕はないのである。かくて人類は、より好く貨幣としての職能を遂行せしむるためには、その當時の民族が懐抱する貨幣思想に適合し、専ら貨幣としてのみ使用さるべき財物を製作しなければならぬことを感じたのである。かくのごとく特に専ら貨幣として製作された財物を、私は特に人爲貨幣 (Artificial money) と稱し、自然貨幣に對立せしめたいと思ふ。人爲貨幣の材料は金屬若くは骨であり、一定の形態を具備し、略ぼ適宜の量目位を有し、必要に応じて製作供給するものであるから、保存性、認知性、同質性、供給規則性、輕便性、分割性を得來つたのである。天然貨幣はその發達の極度に達し、更らに人爲貨幣に進化したか、これとても歴史的産物であつて決して突然に發生したものではない。天然貨幣と人爲貨幣とは、その間に一の連鎖を有してゐるのである。即ち初期の人爲貨幣は天然貨幣中の或るものの形態を繼承してゐるのである。ここに於て私は、人爲貨幣を更に二種に區別して見たいと思ふ、即ち前貨幣と後貨幣とがそれである。前貨幣 (Pre-money) とは天然貨幣の形態を繼承せるものである。言ふまでもなく、それは天然貨幣よりも小形である、即ちそれは天然貨幣の縮圖である。後貨幣 (ante-money) とは前貨幣の形態を繼承しないものである。またかかる小貨幣は周代に於て發生した、即ち鍤貨 (shovel-money)、刀貨 (knife-money)、螻鼻錢 (ante-nose-money)、骨貨 (bone-money) である。その内で、鍤貨は鋤形、刀貨は刀、骨貨及び螻鼻錢は貝の形態を夫々繼承してゐるのである。天然貨幣が人爲貨幣に進化する當時に於ては、天然貨幣はまだ多元的であつて、前貨幣も従つて多元的である。今前に述べたところを見ると、鋤と刀と貝の三元である。その材料に於ては、金屬と骨と二元である。前貨幣に於ても、また自然淘汰が行はれ、骨貨ははやく消滅して金屬貨のみとなり、金屬貨の中に於ても、螻鼻錢ははやく消滅して鍤貨、刀貨の二種が永く生存したのである。

その後周代に於て、圓貨 (Round-money) が發生し、景王の時には大錢、小錢が發生し、ここに初めて後貨幣の域に到達したのである。後貨幣は前貨幣の如く、天然貨幣の形態をそのままには繼承せず、また前貨幣の形態をもそのままに繼承してゐない、ただ前貨幣の形態の一部を繼承してゐるのみである。即ち圓貨は刀貨の柄の端にある圓環の形態のみを繼承してゐるのではなからうか。爾後銅錢、鐵錢となつたが、何れも圓貨の多少變形せるものに過ぎないのである。銅錢、鐵錢に於ては、形態、量目、品位が一定し、單位が一定し、大小の通貨が併び行はれ、模様が精巧となり、即ち人爲的要素が漸次増加し、漸次貨幣の理想に近づいたのである。

以上は支那固有貨幣の進化であるが、近代に至つて外國貨幣を加へ、銅元、銀元が流通するに至つたのである。これは外來的のものであるから、固有貨幣との間に、發生的に何等の連鎖をも有してゐない。

第三節 非金屬貨幣より金屬貨幣へ

天然貨幣の中、刀や農具を除く外は、いづれも非金屬貨幣 (Non-metallic money) であつた。これに反して人爲貨幣は、骨貨を除くの外は、いづれも金屬貨幣 (Metallic money) である。故に支那貨幣は天然貨幣より人爲貨幣へ進化した中に、自ら他の進化方向を認識することができた。非金屬貨幣より金屬貨幣への推移が即ちそれである。何故に支那貨幣が非金屬貨幣より金屬貨幣へ進化したかといふに、非金屬貨幣の中に於ても、龜甲、貝貨を除く外は、變質性を帯びてゐて、貨幣材料たるに適しない。また龜甲、貝貨及び骨貨は、變質性を帯びてはゐないが、供給有限性、不規則性、不分割性を帯びてゐて、永く貨幣材料たるに適しないからである。これに反して金屬貨幣は、その材料の點から、供給無限性、規則性、保存性、分割性を有し、貨幣たるに適するからである。

第四節 低價貨幣より高價貨幣へ

金屬貨幣はこれを卑金屬貨幣と貴金屬貨幣とに區分することができる、今前者を低價貨幣 (Base money)、後者を高價貨幣 (Precious money) と命名するであらう。人類の經濟狀態と貨幣材料の卑貴とは併行する。即ち人類の經濟狀態の幼稚なる時代には、低價貨幣が主として流通し、人類の經濟狀態の發達するに伴うて、高價貨幣が主として流通するに至るのである。支那に於ても金屬貨幣時代に入つて、銅錢の貨幣が行はれ、鐵錢は夙に廢止され、銅錢も漸次衰微し、銅元が發達し、銀錢が發達し、更に金貨をも發生し、または發達せんとしてゐるのである。また銀貨或は金貨は本位貨即ち貨幣の主體となり、銅貨或は白銅貨は補助貨即ち貨幣の從體とならんとしてゐる。かくのごとく貨幣の主體が、低價貨幣より高價貨幣へ進化するには、(一) 交易價格の増大、(二) 支拂不便の忌避 (三) 價值變動の忌避等に因るものである。

第五節 非鑄造貨幣より鑄造貨幣へ

非金屬貨幣にあつては、鑄造非鑄造の問題が發生しないが、金屬貨幣にあつては、鑄造非鑄造の問題が發生する。ここに鑄造といふのは、金屬を以て一定の形態、品位、量目の貨幣を製作することをいひ、非鑄造といふのは、しからざることをいふのである。更に精確にいへば、不定型金屬貨幣と定型金屬貨幣とに區分するのが、適當であるかも知れない。銅貨幣にあつても、刀貨、鏹貨の時代には、それぞれ形態を異にし、品位量目も一定してゐないが、圓貨となり更に銅錢となるに至つて、一定の形態を有し、一定の品位量目を有するやうになつたのは、その適例である。

貨幣が非金屬貨幣より金屬貨幣に進化し、更に金屬貨幣が非鑄造貨幣 (Uncoined money) より鑄造貨幣 (Coined money) へ進化したのは、大なる進化であるといはねばならぬ。何故ならば、鑄造貨幣は非鑄造貨幣よりも、好く貨幣の目的または理想に適し、より好く貨幣としての職能を盡くすに足るからである。即ち鑄造貨幣は非鑄造貨幣よりも、その價値を認知し易く、授受に便利であるからである。

金屬貨幣にも低價貨幣と高價貨幣との二種あることは、前に述べた如くであるが、鑄造非鑄造の點に於て、兩者はいかに取扱はるるか。支那貨幣史を見るに、低價貨幣は夙に鑄造貨幣に進化し、高價貨幣は永く不完全なる非鑄造貨幣として低徊してゐたのである。即ち銅貨幣のときは、刀貨、錠貨の時より早くも鑄造の端を發生し、圓貨より銅錢となり、完全なる鑄造貨幣となつて、現代に及んだのである。これに反して金、銀は非鑄造のまま永く流通した。銀の如きは一定の形態に鑄造されたが、それでも品位量目は異り、また分割して使用され、不定型であつた。かの銀錠のときは不定型金屬貨幣でもなければ、定型金屬貨幣でもない、その中間に位すべき過渡的の貨幣形態である。かの標金のときも、銀錠と同一の地位にあるべきものである、また清末に一時鑄造された金元は完全なる鑄造貨幣であるが、貨幣史上その後重要な地位を占めない、即ち銀よりも、金は鑄造されることが後れ、且つ銀は銀錠として不完全なる鑄造貨幣であり、銀元として完全なる鑄造貨幣であり、金は標金として銀錠に對立し、金元として銀元に對立するが、到底金は銀に對して、貨幣上の地位に於て、相匹敵することはできないのである。かくのごとく低價貨幣が早く鑄造貨幣となり、高價貨幣が遅く鑄造貨幣となる理由は如何といふに、頻繁に授受される貨幣は早く鑄造され、稀に授受される貨幣は遅く鑄造されるといふに基くのである。即ち低價貨幣は幼稚なる經濟状態に於ても早くから使用され、しかも小取引には頻繁に授受されるが、高價貨幣は發達せる經濟状態に至つて漸く使用され、

しかも大取引に稀に授受されるのみだからである。銀が金よりも早く鑄造貨幣への進化過程に進んだのも、前に述べたと同一の理由に基くのである。かかる進化論的立場から銀錠並に標金の將來を論ずれば、兩者いづれも早晚消滅して、銀元並に金元に進化すべきものと斷言するより外はない。

鑄造貨幣の授受は計數制度 (Number system) により、非鑄造貨幣の授受は秤量制度 (Weight system) によるのである。何故ならば鑄造貨幣は一定の量目品位に鑄造されてゐるから、これを授受するに當つて、單にその個數のみを計算することによつて、その價値の總和を知ることができるが、非鑄造貨幣は一定の量目品位に鑄造されてゐないから、一々品位を鑑定し、量目を秤量しなければ、その價値の總和を知ることができない。貨幣を計數貨幣と秤量貨幣との二種に區分する貨幣學者があるが、貨幣を實體上より區分する今の私としては、かかる所説に賛同することはできない、ただ鑄造貨幣と非鑄造貨幣との區分を認め、前者の屬性として計數性があり、後者の屬性として秤量性があることを認めるのみである。

貨幣の授受に當つて、計數制度が便利であつて、秤量制度が不便であることは明である。従つて鑄造貨幣が便利であつて、非鑄造貨幣が不便であることも、自ら明々白々である。貨幣史上に於て、非鑄造貨幣が鑄造貨幣に進化することは、自ら首肯するところである。支那に於て撥兌(拙著「支那手形論」參照)なる制度が發達した一つの理由は、低價貨幣たる銅錢は、經濟状態の發達に伴ふて不便となり、高價貨幣たる銀が、不完全なる鑄造貨幣乃至は非鑄造貨幣として秤量授受による不便を避けんがためであると、私は思ふのである。しかし秤量制度も、銀錠銀兩が消滅し、完全なる鑄造貨幣たる銀元が主として使用されるに至り、計數制度が普及すれば、自ら衰微して來るであらう。ここに考慮しなければならぬ問題は、非鑄造貨幣たる銀錠授受の不便を除去するために發生した撥兌が、鑄造貨幣たる銀元の普

及によつて、廢止さるるか否かといふことである。發兌は銀錠授受の不便を除去するために夙に發達したが、銀錠銀兩の消滅によつて、消滅することはないと思ふ。何故ならば銀元とても、その大量授受は不便であるから、偶然にも不完全なる銀錠の授受に促されて發達した發兌制度を利用して、銀元的大量授受に伴ふ不便を除去せんとするに至るべきであるからである。

第六節 無單位貨幣より有單位貨幣へ

天然貨幣が數種の材料よりなるときは、その數量計算の方法を異にするから、貨幣としての共通の單位は存在し得ない。貨幣の材料が金屬に統一さるるに至つて、ここに始めて貨幣としての單位が存在し得る、何故なれば金屬貨幣の材料たる金屬は、その計算方法を同一にするからである。しかしして金屬貨幣の發生以來、その價値は材料たる金屬の實質によるから、その單位は秤量單位を採用するのである。秦の兩、斤、漢の銖、鎰の如きは、即ちそれである。鑄造貨幣として發達し、使用價値の外に、貨幣としての交換價値が附加さるるに至るや、價値單位が發生するに至るのである。唐の錢のごときはそれであり、現代の元、角、分のごときそれである。また數種の金屬貨幣が同時に流通するとき、その價値比較のために、單位組織が定るのである。

貨幣が無單位貨幣より有單位貨幣に進化するとき、貨幣の價格測定は精確となり、貨幣分割の不便は除去さるるのである。かくて有單位貨幣は無單位貨幣よりも、より好く貨幣としての職能を遂達することができ、貨幣の進化を體現してゐるのである。

第七節 獨立貨幣より代表貨幣へ

天然貨幣といひ、人為貨幣といひ、金屬貨幣といひ、いづれも貨幣自體獨立して材料價値を有する、かかる貨幣を**獨立貨幣** (Independent money) と稱する。しかし、かかる獨立貨幣は、(一)携帶輸送の不便、(二)磨損の不利、(三)交易價格の激増に應ぜざる不便、(四)地金の缺乏等の不便利がある。これらの不便利を忌避除去せんとする要求に促されて發生せる貨幣は、それ自體獨立して材料價値を有しない、ただ獨立貨幣を代表することによつて、價値を有する貨幣である。かかる貨幣を**代表貨幣** (Representative money) と稱する。代表貨幣は獨立貨幣に交換さるるといふ信認即ち信用に、その流通の根據を有するものにして、信用經濟の發達を表象する一つのものである。支那に於ける代表貨幣は、宋の交子に源を發し、その起源は歐羅巴に於けるよりも古く、金・元の交鈔、明・清の寶鈔、錢票を経て、今日の銀行券となつたのである。代表貨幣も交子時代には、定期に獨立貨幣と交換されたが、漸次所持人の要求に應じ、臨時獨立貨幣と交換さるるやうになり、現代の兌換券に進化して來たのである。代表貨幣には民發のもの、官發のものとなり、前者先づ發生し、後者これに従つて發生したのであるが、前者は今日に於てもその勢力を持續し、後者は清代を最後として消滅し、更に半官半民的な銀行券が發生し、民發のものと併び存して、統一されてゐない。代表貨幣の價値は、獨立貨幣と交換さるべき點に依存するから、兌換制度の確立を根本的要件とする。従つて半官半民的な銀行券に統一するを必要とするのである。

これまで貨幣學者は、代表貨幣を軟貨とし、獨立貨幣を硬貨としてゐたが、これは今日の文明諸國に於けるが如く、獨立貨幣は金屬貨幣であり、代表貨幣は紙幣であるところには適用し得るが、支那貨幣史を考察するときは、その妥

當でないことを發見することが能き。即ち獨立貨幣にも布、皮革あり、代表貨幣にも竹幣、木幣あり、一概に貨幣材料の硬軟を以て、獨立貨幣と代表貨幣とを區分することはできないからである。

第八節 粗製貨幣より精製貨幣へ

今、金屬貨幣に就て見るに、その形態・模様・字様は漸次粗雜より精巧になつてゐる。刀貨、篋貨を見る時は、その簡單なることが判るのである。銅錢にあつても、初は無字から有字となり、輪廓が出来、波紋が出来、價值または重量が刻まれ、發行者が刻まれ、年號が刻まれてきた。今銅錢に年號の記載された起源を見るに、馮鑑の「事始」には、後魏の孝莊帝のとき、銅錢が稍々薄いから、高道穆が、今を論じて古に復するには、宜しく改めて大なる錢文を鑄り、年號を載すべしと曰つたのを援いて、銅錢に年號の刻まれた起源としてゐる。が、しかし杜佑の「通典」を見るに、古今の貨幣制度を歴叙し、宋の武帝の孝建の初に、四銖錢を鑄、その文に孝建といひ、その邊文に四銖といつたとある。これを見ると、銅錢に年號の刻まれたのは、實に宋の武帝の孝建年間に始るのである。そして孝建元年は後魏の孝莊帝の永安二年よりも七十六年昔のことである。かく文献に徴するに、その起源は明々白々にして、馮鑑の如く、その起源を永安に置くの必要はないのである。(註)

次に代表貨幣に就て見ても、「四朝鈔幣圖錄」や「四朝鈔幣圖釋」にある金の交鈔や今日の錢票と今日の銀行券とを比較するときは、一見粗雜より精巧へ進化したことを看取し得る。

粗製貨幣より精製貨幣への進化は、貨幣に於ける天然の要素の減少と人為的要素の増加を意味する。尙ほ支那に於て、天産物を採取して、これを天然貨幣として使用した時代から、更に金屬を採掘製鍊して鑄造貨幣を使用し、或は

獨立貨幣から代表貨幣を使用した過程に、支那民族の天然力支配の増加を發見することが能き。文明の進歩とは、一面から見れば、人類の天然力支配の増加、言ひ換へれば、人類の自然に對する支配の領域、程度の増加を意味する。人類は、その進歩に伴うて天然への倚存性を減少し、天然よりの獨立性を増加する。吾々は支那貨幣史を通觀するときにあたつて、かかる文明の進歩を看取し得ること、前に述べたごとくである。

【註】高士奇著「天祿識餘」

第九節 結 言

今前に述べたところを要約すれば、

- 1、天然貨幣より人為貨幣へ
- 2、非金屬貨幣より金屬貨幣へ
- 3、低價貨幣より高價貨幣へ
- 4、非鑄造貨幣より鑄造貨幣へ
- 5、無單位貨幣より有單位貨幣へ
- 6、獨立貨幣より代表貨幣へ
- 7、粗製貨幣より精製貨幣へ

の七つの進化内容乃至傾向を擧示することができるのである。支那貨幣には、實體上から見れば、かくのごとき進化内容乃至方向があるが、その進化の動因は何であるかといへば、客觀的には支那に於ける經濟狀態の變遷と貨幣との

調和であり、主觀的には支那民族の貨幣の目的若くは理想に對する思想の變遷と、その努力の結果であると解することができると思ふのである。

第三章 支那貨幣制度の進化

第一節 序 言

一部の人は、支那に貨幣制度があるや否やさへも疑ふのであるが、支那に於ても、古來或る種の貨幣制度はあつた。また現在に於ても、未完成ではあるが、貨幣制度の存在することを認めるのである。今支那貨幣史を通観するに、天然貨幣が始めて發生してから、今日の代表貨幣に至るまで、支那の貨幣は、自然的に、民主的に、社會的に、孤立的に進化し來つたのである。そして貨幣制度に於て、無制度から有制度に進化し、有制度は漸次進化して、簡より密に、粗より精に、非組織的より組織的に、分散的より統一的になつたのである。自然的より人為的に、社會的より國家的に、民主的より君主的に、地方的より全國的になつたのである。しかし、かかる進化は、大體の方向を示すものにして、現在支那の貨幣制度が、完全に精密に、人為的、君主的、國家的、全國的に、統一組織され、完成確立したといふ譯ではない。そして支那貨幣制度の進化の速度を観るに極めて緩慢であり、また未だ國家的、全國的に、精密に、統一組織を完成してゐないのは、支那經濟生活の基礎が、古來農業に釘付けせられ、未だ農業文化時代を脱出するに至らないからである。しかし支那の貨幣制度を點検するに、一部分に於ては、將來世界の貨幣制度が到達するであらうと推察されるやうな、極めて進歩した制度をも發見することができるのである。例へば營口の過爐銀制度に内在する精神の如きは、その適例にして、そは吾々に貨幣論上、多大の暗示を與ふるに足るものである。吾々は今支那貨幣史を通観し、客觀的記述を成るべく避けつつ、支那貨幣制度の進化に就て、稍々詳細なる叙述を試みるであらう

第二節 社會的制度より國家的制度へ

支那に於ては、主なる經濟制度の中、一として政府の保護干渉によりて、今日に至つたものはない。政治家の工夫あるによらず、立法者の政策あるにあらず、たゞ自然 (Spontaneity) の勢を以て、現状に到達したものなることを發見し得る。我が貨幣の如きも、交易交換の不便を除くがために、機敏なるものが、享樂財物の外に、交換財物として、或る種の財物を用意したるに始まるもので、敢て政府がその使用を奨励したのではない。天然貨幣の發生・淘汰一に民主的社會的である。次に人爲貨幣が發生したのも、また民主的・社會的である。人爲貨幣の中に非鑄造貨幣が發生し、また鑄造貨幣が發生したるも、民主的・社會的である。周代に於て、大錢、小錢が政府に依つて鑄造され、子母相權るに到つて、支那には貨幣制度に君主の國家的要素が加つてきた。秦は金を上幣 (我が所謂高價貨幣) とし、銅錢を下幣 (我が所謂低價貨幣) とし、龜貝珠玉銀錫を貨幣として例用することを禁止したが、金はただ高價貨幣として承認せしめにして、その鑄造發行流通等は、一に人民に放任し、それは民主的・社會的の制度に一任したのである。龜貝珠玉銀錫等の天然貨幣の流通を禁止したが、その政令は全國に及ばず、また實際民間に於ては、その流通を繼續し、後漢に至つて、人民自らが、龜貝、珠玉錫を廢止したのである。しかし、銀のみは依然として流通し、人民はそれを廢止しなかつたのである。そしてその流通は漸次盛となり、人民自らその制度を樹立したのである。そしてまた、清代に至つては、それは法定貨幣の性質を有するに至つたのである。また明代から外國の銀元即ち銀貨が流入したが、人民はこれを鑄造貨幣として採用し、清末に至つては、支那政府自らこれを鑄造し、今やそれは本位貨幣として、制度上に規定されるに至つたのである。銀元が本位貨幣として採用されても、銀兩も依然として本位貨幣として流通してゐる。そして人民はそれに制度を設けてゐるのである。銀元制度は國家的制度であるが、銀兩制度は社會的の制度である。その國家的制度たる銀元制度にも社會的の制度が包含されてゐる。それは最近まで繼續した各種銀元の比價を民間に於て定めるが如き、杭州の杭洋、寧波の角洋、紹興の紹洋、漢口の法洋の如きはそれである。支那民族は、國家的制度をも、社會的の制度に引き下げやうとするのである。貨幣史に於ても、支那に於ける官民の鬭争が表現されてゐる。そして、民は常に官に勝つてゐる。それは、家族の團結が強、國家の團結が弱いからでもある。貨幣制度の確立は、國家を待つて始めて完成されるのであるが、かかる支那において貨幣制度の確立が完成されないのは、當然であるといはねばならぬ。

秦代の銅錢が、政府に依つて鑄造されたか否かは不明であるが、前漢の初に至つても、銅錢の鑄造は、政府これをなすべきか、民間に放任すべきか論議された程で、武帝に至つて始めてこの問題が解決し、政府が鑄造することとなつたのである。兩米銅錢の鑄造は、政府事業として確立し、ここに貨幣主權の觀念が確立されたが、前に述べたやうに、天然貨幣も慣用され、銀兩も流通し、外國貨幣も流通し、貨幣主權は貨幣全體には、充分及ばなかつたのである。鐵錢は公孫述に依つて鑄造され、その發生は君主の、國家的であるが、人民はこれを不便として淘汰して了つたのである。ここに於ても、人民は國家に勝つたのである。武帝の皮幣は、支那人はこれを紙幣の起源として擧げるが、私にはこれを否定するものである。何となれば、紙幣は代表貨幣にしてそれ自身材料價値を有しないことを一の特質とするものがあるが、皮幣はそれ自身材料價値を有してゐるからである。私は、皮幣を以て天然貨幣の遺物とするものである。何となれば、天然貨幣は享樂財物にして、夫れ自身材料價値を有し、皮幣もまたそうであるからである。支那紙幣の起源を求めんとすれば、私は寧ろ支那の手形にこれを求むべきものと考へるのである。その理由は、私の論

題を離れるから、今ここにはその説明を省略するであらう。説述は稍々論題を離れたが、武帝の皮幣はその發生に於て、君主的・國家的である。しかし、かかる民主的・社會的でない貨幣制度は、王莽の復古的貨幣制度とともに、間もなく失敗に終つたのである。即ちここに於ても、人民は國家に勝つたのである。

宋代に交子等の紙幣が發生したが、それは人民が發明したものであつて、その制度は民主的である、社會的である。かかる民主的・社會的交子制度が失態を暴露するや、國家は交子の印造、發行に干與し、交子に關して君主的、國家的制度が樹立されたのである。かくて紙幣は國家の支配するところとなつたが、金、元、明の諸王朝は、紙幣制度に失敗し、清朝の如き、國初には紙幣制度に手を染めなかつたのである。清朝が紙幣制度に手を染めたのは、咸豐以後である。そして民國に至つては、中央銀行に紙幣の發行を許可したのである。紙幣制度が國家の支配に移つても、人民は全部を國家に委ねはしなかつた。元代の如き、人民は木牌や竹牌を造つて、政府紙幣の缺陷を補はんとした。また清代の如き、人民は銅錢紙幣を自ら發行した。民國に於ても、人民に於て銀元・銅元紙幣を發行してゐるものが多し。政府の發行する紙幣は、銅錢紙幣、銀元紙幣、銅元紙幣であるが、人民は政府の發行しない銀兩紙幣を發行してゐるのである。

銅元は清末に發生したが、これまた人民が自ら採用し、後に政府が鑄造するに至つたものである。即ち銅元制度も民主的・社會的から、君主的・國家的に推移したのである。かくの如く支那の貨幣制度を觀るに、政府がこれに干渉したのは遙に後世に始つたことで、貨幣の淵源は、これを群衆心理が自然になした結果に歸しなければならぬのである。しかも後世に於ても、貨幣の發生は凡て民主的・社會的である。そして君主的・國家的に發生した貨幣は、永續することなく、人民に淘汰されるのである。貨幣制度は、社會的・制度的・國家的制度へ進化したが、國家的制度の下に

於ても、依然として社會的・制度的は存続し、國家的制度に對立してゐるのである。

貨幣の代用をなす手形に至つても、支那に於ては、古くから發生してゐる。周代の質劑は暫く措き、漢代には既に爲替手形が發生し、唐代には飛子、帖子等の手形が發生し、宋代には牌帖なる約束手形が發生し、今日に於ては盛に手形が流通してゐるのである。この手形制度に於ても、外國に於ては國家が法律を以てこれを規定してゐるが、支那に於ては未だ社會の慣習に放任されてゐる。が、しかし近時手形法制定運動が起つてゐるから、速からず社會的・制度的から國家的制度に進化するであらうと思はれる。手形の發生に就て觀ると、國家的貨幣制度の缺陷を補ふために、人民が案出した社會的・制度的であるといひ得るのである。

第三節 地方的制度より全國的の制度へ

刀貨、錢貨に於ても、その鑄造地の差異によつて、量目品位が異つてゐるやうであるから、その貨幣制度は地方的であつたといひ得る。そして刀貨の流通する地方と錢貨の流通する地方とは違つてゐたのである。周錢が出現してもその流通は一地方に限られてゐたものと推定せざるを得ない。秦が龜貝珠玉銀錫等の天然貨幣を廢止しても、一地方は廢止し、他地方は廢止せなかつたのである。銅錢・鐵錢に於ても、鑄造地に依つて量目・品位が異り、従つてその授受の方法が異つてゐたものと推定される。それは屢々朝廷が品位・量目の統一を圖つたことに依つて證明される。またそれは短陌の程度が地方に依つて異つてゐることに依つても證明される。政府は品位量目短陌を統一し、全國的制度を樹立しやうとしたが失敗してゐる。紙幣が出現し、國家がこれに干渉してからも、流通地域を異にし、地方によりては、流通しないところもあつた。清末に至つて銀行紙幣が發行されても、なほ流通地域を異にしてゐる。民間

紙幣に於ては比々皆な然りである。しかし政府は、民間紙幣の取締を全国的に統一しようとし、取締紙幣條例を公布してこの實現に努めてゐる。

銀兩に於ても、その品位量目が、各地方によつて異つてをり、その價格も異つてゐる。しかし政府は全国的に銀兩を統一しようとし、關平兩、庫平兩、曹平兩を制定したが、關平兩を除く外は、全国的に統一されてゐない。銀元を本位貨幣とし、全国的に統一せんとしたが、地方に依つて量目品位が異り、價格が異り、流通地域が制限されてゐる。本位貨幣たるの資格も、地方によつては失はれてゐるところがある。銅元に於ても、地方により品位量目を異にし、價格を異にし、流通地域が制限されてゐる。

本位貨幣に於ても、地方によりギルドに依り、各々相違してゐる。即ち或る地方は銅錢本位であり、或る地方は銅元本位であり、或る地方は小洋本位であり、或る地方は大洋本位であり、或る地方は獨立貨幣本位であり、或る地方は代表貨幣本位である。ただ人々が一概に支那は銀本位であるといふが、地方的、ギルド的には、上の如く本位を異にする。ただ對外的に觀る場合にのみ、支那は銀本位であるといひ得るのである。

かくの如く支那貨幣制度は、地方的より全国的に統一されつつあるが、それは貨幣は全国的に圓滑に流通することに依つて、その職能を完全に發揮することを得るからである。しかも古來久しく地方的制度を脱せず、未だ全国的制度に完成されないのは、經濟的にこれを觀れば、支那が古く地方的制度を脱せず未だ全国的制度に完成されないのは、春秋戰國時代は封建制度が行はれたから、貨幣制度が地方的であり、全国的でないのも無理はないが、秦が天下を統一し、郡縣制度が行はれてから後に於ても、貨幣制度が地方的にして、全国的でないのは、地方の權力が強くと、分權的であらう。

るからである。社會的にこれを觀れば、民間の勢力殊にギルドの勢力が強いからである。別の機會に述べたやうに(註)ギルドは貨幣を創造し、評價し、淘汰し、錯雜し、貨命制度を樹立するからである。しかし支那貨幣制度の地方的なる原因は、貨幣制度自身にも内在する。即ち國家の貨幣制度が確立されず、また法定貨幣の外に、必然的に地方性が固着する慣用貨幣の流通が認められてゐるからである。しかし今や商工文化は農業文化を壓倒しつつ擡頭し、大社會の成立を要求しつつある。近代的統一國家の成立も要求されつつある。國家的團結を阻害しつつあつた家族的團結も弛緩しつつある。故に國家が貨幣制度を確立し慣用貨幣の流通を禁止したならば、全国的貨幣制度を樹立するに至るであらう。

【註】本篇第八章「支那におけるギルドと幣制との關係」參照。

第四節 單種貨幣制度より複種貨幣制度へ

天然貨幣は、物々交易の不便を除くために、機敏なるものが、交易財物として、或る種の財物を用意したるに始まるが、その當初はかかる財物は、決して一種ではなかつた。しかし價格測定の基準は一なるを便とするを以て、數種より成れる天然貨幣は、價格測定の基準として、より優れたものが生存し、價格測定の基準として、より劣れるものが消滅し、複種貨幣制度より單種貨幣制度へ進化したのである。實際に於て、天然貨幣としては、貝貨が最も長い生命を持続し來つたのである。吾人は、天然貨幣より人為貨幣に進化するや、これと反對なる傾向即ち單種貨幣制度より複種貨幣制度に進化する事實を發見するのである。即ち非鑄造貨幣は金より銀に變化して今日に及んでゐるが、鑄造貨幣として先づ銅錢發生し、次で鐵錢發生し、銅錢・鐵錢併行制となり、更に銀元・銅元が出現して、今尙ほ銅錢・

銅元・銀元は、相互に併行して流通してゐるのである。獨立貨幣の複雑化は、叙上の如くであるが、これに對應して代表貨幣も複雑化を出現してゐるのである。即ち宋代に銅錢紙幣發生し、次で銀元紙幣、銅元紙幣發生し、更に民間に於ては、非鑄造貨幣たる銀錠紙幣若くは銀兩紙幣が發生し、諸種の獨立貨幣と相並んで複雑なる支那貨幣制度を組成したのである。勿論その内には、各貨幣の勢力に消長があり、何れも同一の勢力を有するものではない。例へば銅錢の勢力は、近代に及んで銅元のために侵蝕され、銀兩の勢力は近代に及んで銀元のために侵蝕され、鐵錢は中世時代に勢力を有してゐたが、近代に及んで淘汰消滅したるが如きこれである。兎に角、人爲貨幣時代に於ては、貨幣は單種より複種へと進化するのが大體の傾向である。茲に考慮すべきは、吾人が前に述べたる價格測定の基準は唯一なるを便利とするといつた命題と、人爲貨幣の複種化的進化傾向とが、相互に矛盾するものではないかといふことである。惟ふに天然貨幣は異質的にして、これを同一單位を以て、組織的一體系とし、唯一の價格測定基準たらしめることができないが、人爲貨幣は同質的にして、たとへば數種あつても、これを同一單位を以て、組織的一體系とし、唯一の價格測定基準たらしむることができからである。次に考慮すべきは、人爲貨幣複種化の理由である。即ち何故に人爲貨幣は複種化するやといふことである。先づそれは小取引には低價貨幣を必要とし、大取引には高價貨幣を必要とするからである。經濟生活の程度の低卑なる時代には小取引にも銅錢を以て足りるが、經濟生活が向上すれば、小取引にも稍高價なる銅元・銀元を必要とする。大取引に於ても、經濟生活の向上に伴ふて、銀兩を必要とし、その需要は増大する。次にそれは、貨幣形態は經濟生活の進化に伴ふて漸次便宜なる形態に進化するからである。即ち銅錢よりも銅元が便宜であり、銀錠よりも銀元が便宜であり、獨立貨幣よりも代表貨幣が便宜である。かくの如く人爲貨幣が複種化するに伴ふて、貨幣制度は複雑となつてくるとともに、その制度が完全でないといふ貨幣

制度は紊亂して、統一的組織を形成することができず、また一旦統一的組織が形成されてゐても、それが解體して行くのである。支那の貨幣制度は、清代末期に於て、外國の影響を受け外國的要素を多量に吸收し、急激に複種化した。が、未だ充分にこれを組織的一體系に形成することが完成されてゐない。これが支那現代の貨幣制度であつて、それは過渡的混亂状態にして、やがては統制を完成するであらう。また統制の要求も漸次強化しつつあるを以て、速に統制を完成すべきである。これ支那現下の幣制統一問題であるのである。

ここに支那貨幣史の區分に就て考察すべきは、銅錢、銀兩並にそれらの代表貨幣の如き内國の要素のみによつて、支那貨幣界が構成されてゐたのに、銀元、銅元並にそれらの代表貨幣の如き外國的要素を加へたることに依つて、支那貨幣史は近世史より現代史へ轉化したといふことである。

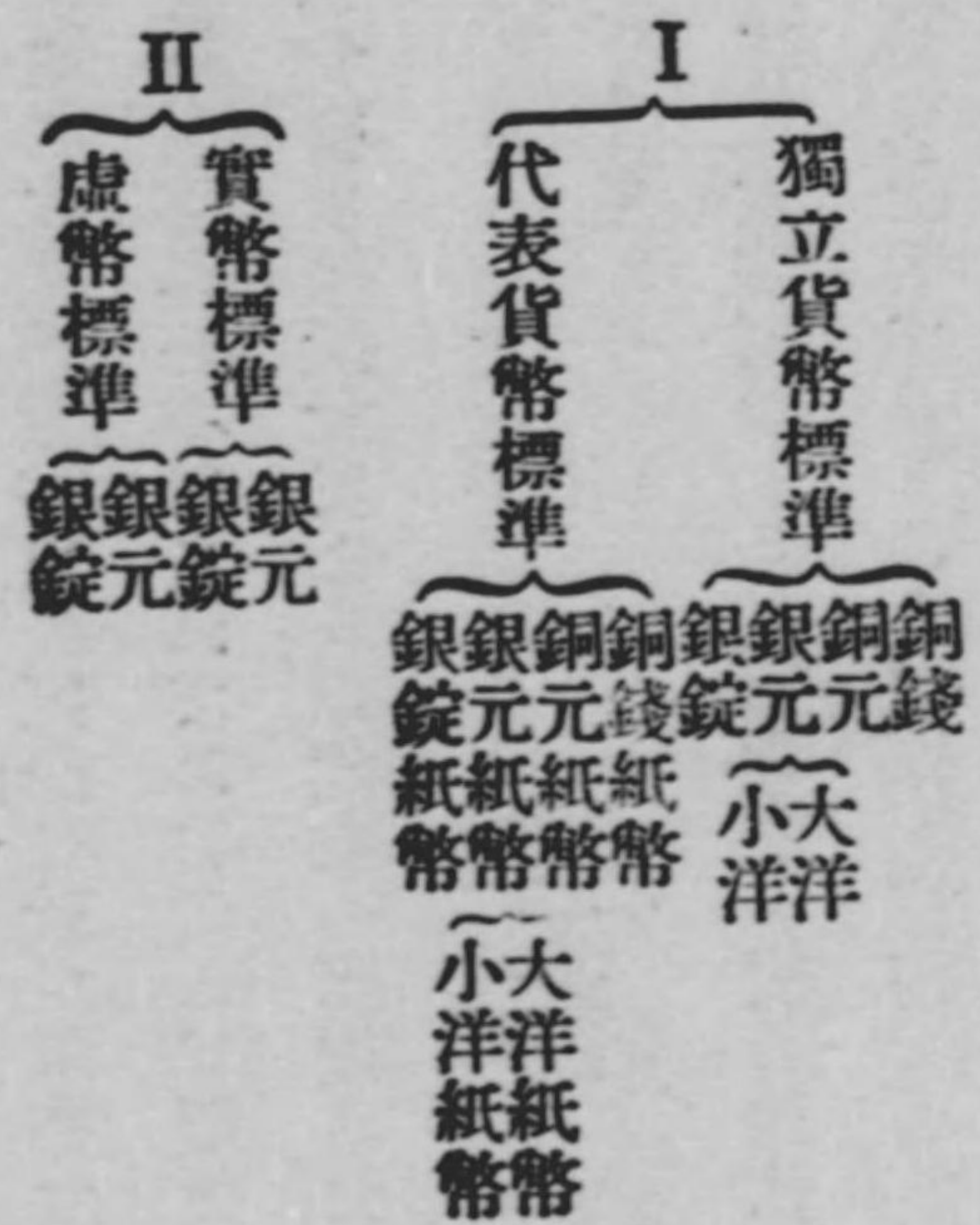
第五節 標準制度より本位制度へ

單種貨幣制度より複種貨幣制度に進化するや、當初は何れも併行して通用したが、その間に標準貨幣として無制限通用力を有するものと、補助貨幣として制限通用力を有するものが發生した。これ一を主として價格測定基準として他をしてこれを補助せしむるからである。支那に於ても、自身標準制度に發達せしめたのである。

次で外國的貨幣制度が輸入されるや、新に本位制度なる概念が輸入された。標準制度と本位制度との差異を觀るにその職能に於ては同一であるが、その發達程度に於て前者は後者よりも原始的である。標準貨幣とは、特定の地域並に取引に於て無制限通用力を有するものであるが、本位貨幣とは、一般的國家並に取引に於て、無制限通用力を有するものである。故に標準制度も一の本位制度である。即ち特殊的地方的本位制度であり、所謂本位制度は一般的全國

的本位制度である。しかして、現代に於て本位貨幣は銀元と定められたが、特殊性・地方性の濃厚なる支那貨幣制度に於ては、一般性・全國性をも特殊性地方性に引戻さうとし、所謂本位制度が確立されてゐない。しかし特殊的・地方的より一般的・全國的に進化すべき貨幣制度に於ては、標準制度、即ち特殊的・地方的本位制度も、一般的・全國的本位制度に進化すべきものである。

支那に於ける標準制度を觀るに凡そ次表の如くにして、夫々標準貨幣を異にし頗る複雑である。



第四章 支那近代の貝貨

第一節 貝貨廢止の一考察

許氏「説文」に據るに、「古は貝を貨とし龜を寶とし、周にして泉あり、秦に至りて貝を廢し錢を行へり」とありて支那上古に於て貝貨の使用せられたることは、明白なる事實である。しかし、貝貨が秦に至つて廢止せられたりや否やに就ては、頗る疑問の存するところにして、私は直ちに許氏の説に賛同することができない。彼の司馬遷も、秦に至つて、貝貨の廢止せられたることを述べ、

「秦中に至るに及びて、一國の幣を三等となせり、黄金は鎰を以て名づけ、上幣となし、銅錢は識して半兩と曰ひ、重さは其の文の如く、下幣となせり。しかして珠玉龜貝銀錫の屬は、器飾寶藏となし、幣となさず。しかれども、各々時に隨ひて、輕重常なかりき」⁽¹⁾

といつてゐる。しかし前述せるがごとく、秦に至つて貝貨が廢止せられたりや否やは、頗る疑問の存するところにして、私はかつてこれに關して

「秦の貝貨廢罷も、亦單に制度法規上の事實に止りて、實際上交易界に、尙ほ流通を繼續せしにはあらざるかの疑問を生ずるは、強ち不當なりと言ふ能はず。蓋し貝貨の發生流通たるや、太古經濟社會の交易現象の内容實質と密接不可離の關係を有し、交易事情の進度、貝貨の缺點なる實質的廢因の強烈なるにあらざるよりは、容易に一片の

法令の能く根底的状態を顛覆して、貝貨を流通界より驅逐し排除し得べきにあらすと推認せらるればなり。貝貨の流通は、秦始皇帝の禁止令によりて、一地方一部分に於ては、停止し禁遏せられたるべしと雖、その全國的全滅時期は、法令發布の秦初にあらすして、それよりも後世にありと推定す^(二)。

といひ、王莽の貝貨復興を述べ、終に「貝貨の實際上の全滅は、漢代三百餘年の間に、逐漸完成せられたるものと、漠然斷定するものなり^(三)」と述べた。その後種々の文献に徴し、叙上の結論は、大體に於て誤らざるものなることを發見するに至つた。彼の明末清初の碩學たる顧炎武は、「前漢書」を引用して、王莽の貝貨五種を説明したる後、「是れ貝貨なり、是に由りてこれを觀るに、漢の時は、錢と貝と併せ行はれ、秦も亦盡くこれを廢すること能はざりしなり^(四)」といつた。依此觀之、秦は、支那本土に於て、貝貨廢止を一時實施してその効果を收め、これが廢止の氣運を促進することを得たが、決して永く貝貨を廢止することはできず、漢代を経て漢末に至つても、支那本土においては、貝貨が依然として流通してゐたものと斷定することを得る。勿論貝貨の流通が漸次滯滞して、廢止の氣運の濃厚となつたことは明である。清の梁章鉅の如き、「漢時猶ほ錢貝並用ひ、晋以後遂に行はれず^(五)」といふてゐる。しかし、獨り雲南においては、秦の幣制改革も行はれず、漢の五銖錢、王莽の貨泉行れたるも、貝貨は永くその流通を繼續して、清初に至つたのを觀る。すなはち彼の顧炎武は

「秦は六國を滅したるが、惟だ楚の公子莊驩のみは、滇に王たりき。故に楚獨り存せり。秦は常類を滇中に使はし、略して五尺の道を通ぜり。しかし晉て秦に屬せざりき。故に貨貝の南中にありて、獨り變ぜざりしは、豈に秦法の未だ嘗て滇に入らざりし耶、此に於て亦以て考世すべし^(六)」
といつてゐるが、これは司馬遷の説に倣へるものにして、司馬遷は

「始め楚の威王の時、將軍莊驩をして兵を將ひ、江に循ひて上り、巴蜀黔中以西を略せしむ。莊驩は故の楚の莊王の苗裔なり。躡滇池に至る。地方三百里、旁ら平地にして、肥饒なること數千里、兵威を以て定めて楚に屬す。歸りて報ぞんと欲す。會々秦撃つて楚の巴蜀黔中郡を奪ひ、道塞りて通ぜず。因りて還り、その衆を以て滇に王たり。服を變じその俗に従ひて之に長たり。秦の時略して五尺の道を通ぜり。諸々の此國頗る吏を置く。十餘歲にして秦滅^(七)ぶ」

といつてを。依此觀之、雲南は秦に屬せず、秦の貨幣制度行はれず、依然として貝貨を使用せることが明である。次に漢の興るに及んで、雲南は支那に對し如何なる關係にあつたかと云ふに、司馬遷は

「漢興るに及び、皆、この國を棄てて、蜀の故徼を開けり^(八)」
といひ、雲南は依然漢に屬することなく、國境には舊來の要塞が設けられてゐたのを觀る。しかし武帝の時には、雲南は漢の屬領となり、漢より印を受けて、滇王といふものがあつた。この時武帝は五銖錢を鑄造したが、それは雲南にも流通したごとくである。

「天啓甲子（天啓四年、西紀六二四年）また地を鋤きて錢を得たるものあり。その色は盡く綠にして、その郭は甚だ厚からず、その方孔は他錢に較べて巨なり。左右に五銖の二字を書せり。考ふるに五銖錢は、元狩の間に起れり。劉禹錫の先主廟の詩に「勢分三足鼎、業復五銖錢」の句あり、その後晉これを鑄、梁またこれを鑄り、皆五銖と曰へり。しかれども、背に識せるところの字磨滅して何の時なるかを知らず。また滇中凡そ葬禮には、皆古錢を以て、壙中に入る。この錢たるや、果して前代通用して今これを土に出すや仰々亦昔人の殉葬せるところの物なりや^(九)」
是の如く漢の五銖錢が流通しても、雲南に於ては、貝貨は流通を絶つことがなかつた。また王莽の貨泉も雲南に流

通したごとく、顧炎武は

「嘉靖乙未（嘉靖一四年、西紀一五三六）、滇人王按山を擲りて、『大黃布、刀製磬折の如きを得たり。衡るに重さ三錢なり。これを錢法に考ふるに、蓋し王莽の時鑄れるなり。しかれば漢世の泉は、固より嘗て滇に行はれたり』^(一〇)といつてゐる。かくのごとく銅錢は雲南に流通せるも、貝貨は決して廢止せらるることはなかつたものごとく、顧炎武は、『しかし、泉は貝の簡易にして、欺かざるにしかず、故に泉は永からずして、貝は今に至り以て貨となせり』^(一一)といひ、李時珍も、『今獨り雲南之を用ひ、呼んで海肥となす』^(一二)と曰ひ、李珣も、『雲南極めて多し、用ひて錢貨交易をなす』^(一三)といつてをる。かくのごとく、貝貨は雲南に於てのみ、獨り永くその流通を繼續せるが、今これに關して文献を按じ、近代に於ける貝貨の流通を研究するであらう。

【註一】『史記』平準書

【註二】拙著『支那經濟研究』第一六五頁―第三六七頁

【註三】同書第三六八頁―第三六九頁

【註四】『天下郡國利病書』卷一〇七雲南一

【註五】『浪蹟叢談』卷五、行貝議

【註六】『天下郡國利病書』卷一〇七雲南一

【註七】『史記』西南夷列傳

【註八】同 上

【註九】『雲南通志』卷八風俗

【註一〇】『天下郡國利病書』卷一〇七雲南一

【註一一】同 上

【註一二】『本草綱目』介部介之二貝子釋名

【註一三】同書 貝子集解

第二節 元代における貝貨

世祖至元一〇年（西紀一二七三）、雲南における税賦を制定し、金を用ふることを原則とし、貝貨をもつて折納することを許し、金對貝貨の換算率を定めて、金一錢を貝貨二十索となした。

「至元十年、雲南の税賦を定め、寶を用ふることを則となし、貝子を以て折納するには、金一錢毎に貝子二十索に直る」

繼で至元一三年（西紀一二七六年）には、雲南に紙幣を流通せしめたが、民間においては舊來貝貨を使用せるを以て、新に紙幣を使用するを不便となした。それ故に、當時平章政事にして雲南行省の官職を拜せる賽典赤は、この模様を中央政府に報告し、依然として舊來の慣習に従ひ、貝貨の使用を許可することとした。即ち「元史」には、

「賽典赤、平章政事行省雲南を拜せり。雲南の民は、貝を以て錢に代ふ。この時初めて鈔法を行へるに、民これを不便とせり。賽典赤ために朝に聞し、その俗に仍るを許せり」^(一四)

といつてゐる。「雲南通志」もこれに關して

「元世祖至元十三年、雲南行省賽典赤言へらく、雲南の貿易は、中國と同じからず。鈔法は實に未だ語せざるところなり。交會貝子を以て、通行に公にするに若く莫し。庶くは民便たらん、と。之に従へり」^(一五)

といつてゐる。依此觀之、世祖は、貝貨を廢止して、他の領土内におけると同じく、紙幣並に金を通貨として使用せしめんと試みたること明なるも、舊來の慣習客易に改むべくもあらず、依然として勢力を有せる貝貨の使用を認め金並に紙幣を併用せしめたのである。

降つて成宗の時に至るや、南方の八百媳婦國（今の安南の老邊）が叛亂したから、成宗は屢々大軍を以てこれを討伐せるが、その當時即ち大德五年五月丙寅（西紀一三〇一）には、雲南行省に詔し、自ら八百媳婦國を征せんと願ふものには、貝貨六十索を給することとした。また當時、軍民官府の關防嚴ならずして、權勢を有するものは、官吏に贈賄して、貝貨の密輸入をなし、官吏は收賄して貝貨の密輸入を默過し、私肥即ち密輸入に係る貝貨は、その流通量を増加して、物價の平準を破り、官民ともに、その弊害を受くるやうになつた。かくて成宗は大德五年八月（西紀一三〇一）

- 1、貝貨の輸入を禁止すること
- 2、官吏の密輸入默過を處罰すること
- 3、密輸入者を處罰すること
- 4、密輸入品を沒收すること

の四策を採ることとし、詔を降して曰く、

「中原の倒法と同じく、務めて元數に依り流轉し、物價を平準すれば、官民兩つながら便なり。近ごろ權威の弊をなすや、その軍民官府關防嚴ならず、或は賂を受けて脱放入界せしめ、以て私肥の數廣きを致し、官民弊を受く。仰ぐ、順天、大理、臨安、典靖、烏撒、羅々斯諸處の官司並に各關津渡口把隘の軍民人員の常に切に盤輯し、私肥

を禁治せんことを。如し捉獲することあらば、犯人を得て隨て即ち中に該司に解約し、罪を條斷せよ。私肥は官に沒し、告捉人には例に依りて賞を給す。如し所在官吏前に依りて關防をなさず、通同して弊をなすものは、并に究治を行ふ。此に欽んす。」

と。かくて貝貨の密輸入を禁遏せんとしたるも、なほその目的を達することができなかつたものごとく、大德九年十一月（西紀一〇三五）に至つて

「その貝は、本土に出づるものにあざれば、偽鈔と同じく論ず」

ることとした。即ち雲南に於て流通を許可せらるる貝貨は、雲南土産のものに限り、他地方より輸入せるものは、その流通を禁止するとともに、これを輸入し使用したるものは、紙幣を偽造し使用したるものと同じの刑罰を課することとしたのである。成宗は、これと同時に、紙幣一萬錠を雲南に發して、貝貨と參用せしめた。依此觀之、元代に於ては、金及び紙幣を以て本位貨とし、貝貨を驅逐せんとしたるも、舊慣客易に一掃すべくもあらざるを以て、その流通を認めたるも、貝貨の輸入を禁止し、紙幣の流通を増加せしめ、漸次貝貨の流通を廢止するの方策を執れることは明である。

元代に於て雲南に貝貨の流通せしことに關し、當時の支那旅行家マルコ・ポーロ (Marco Polo) は、カラジヤン (Calajan 唹喇章) コロン (Coloman 探攏蠻) ロカック (Locac) に於て貝貨流通し、地方の小取引に使用せられたことを述べてゐる。これらを綜合するに、雲南においては、元代においても、貝貨は(1)租税の代納、(2)小取引に使用せられてゐたことが判る。

終に元代における貝貨の價格を觀るに、前述せるが如く至元一〇年には、金一錢を貝貨二十索と規定した。マルコ、

ポーロは、貝貨一索は銀一錠に當り、貝貨八索は金一錠に當るといひ、また故國の貝貨に比較して、通貨一索はヴェニス(九)の二グロス (Gross) 即ち二十四ピッコリ (Piccoli) に當るといつてゐる。貝貨と紙幣との比價は、幾何なりしやといふに、雲南においてはこれを知ることができないが、貝貨とともに中統鈔を使用せる暹羅においては、これを知らざるを得る。これに關して元末明初の旅行家費信は

「海貝を以て錢に代ふ。一萬個毎に中統鈔二十貫に準ず」^(一〇)

といつてゐる。これによるに、中統鈔一貫は貝貨五百個に當り、なほこれを雲南における貝貨の計算法によつて換算すれば、中統鈔一貫は貝貨六索一苗一手と謂ふことができる。

【註一】『雲南通志』卷一〇田賦

【註二】『元史』卷一二五賽典赤瞻思丁傳

【註三】『雲南通志』卷一一、課程錢法

【註四】宋元通鑑』卷一三五。元史卷二〇成宗本紀、元史類編卷四二

【註五】『元典章』卷二〇戶部六

【註六】『元史』卷二二、成宗本紀、元史類編卷四二

【註七】同上

【註八】Marco Polo, B. II. ch. XLIX. P. 76. ch. LVIII. P. 103. B. III. P. 276.

【註九】Ibid. B. III. ch. XLVIII. P. 66.

【註一〇】星槎勝覽卷一

第三節 明代における貝貨

明代に至つても、雲南においては貝貨は依然として流通し、太祖は洪武年間、雲南においては金、銀、貝貨、布漆、朱砂、水銀をもつて秋季における租税を折納し得ることを許した。^(一)當時は紙幣との比價があつて、金、銀、貝貨等は、一定の比價によつて、租税を全納するに使用せられたものと推定し得る。しかるに、憲宗の成化六年（西紀一四七〇）頃に至るや、租税を全部貝貨をもつて納付するを原則とせず、一定の比價による紙幣三、貝貨七を以て納付することを原則としたるも、なほ貝貨のみをもつてするも、人民の自由に委ねられた。

「海肥一索は鈔一貫に當り、三貫に至る、差あり、税課は鈔三肥七を收む、民の便に従ふ」^(二)

なほ明代に至つては、貝貨の缺乏を來し、これを補ふために、外國より貝貨を輸入してこれを補充し、しかもその不利を除くために、遂に神宗萬曆四年（西紀一五七六）に至り、雲南布度司に命じて、管内に鑄錢局を開設せしめ、新制による萬曆通寶を鑄造せしめ、その他の銅錢と兼用せしめ、以て貝貨の使用をたすけしめた。

「萬曆四年雲南巡按郭庭梧言へらく、國初京師には寶泉局あり、各省には寶泉局道臺あり、嘉靖間省局は停廢し、民間は匱を告げたり。滇中銅を産するも鼓鑄を行はずして、反つて重價を以て、海肥を購ふは利にあらざるなりと。遂に局を開きて錢を鑄れり」^(三)

かくて雲南には、紙幣銅錢の流通量増加せるも、未だ貝貨の流通は繼續し、依然として租税にも貝貨の納付は認められ、萬曆六年（西紀一五七八）のごとき、雲南にては租税として銀一萬三千七百六十四兩、穀九百四十四兩、貝貨五千七百六十九索を得たといふ。^(五)

明代における貝貨の價格を觀るに、成化六年頃、貝貨一索則ち八十個は紙幣一貫乃至三貫に相當せるが、當時紙幣は下落して、その一貫は銅錢二文であつたから、貝貨一索は銅錢二文乃至六文に相當したといふことができる。これをマルコ・ポーロが貝貨一索は銀一錠に相當せりといへるに比するときは、貝貨の暴落を想像するに餘りがある。明の天啓（西紀一六二一—一六二七）以後に至るや、雲南においては、銀に比し貝貨の價格が暴落したものの如く

「天啓以後、銀貴く肥賤く、遂に滯りて行はれず、轉じて夷方に發せり。」

といつてゐる。雲南においては貝貨缺乏し、貝貨の密輸入あり、また重價をもつて貝貨を輸入するが如き状態にありしに拘らず、かく貝貨が暴落するに至つたのは、奇異の感なしとしないが、その原因として認むべきは

- 1、紙幣の流通せること
- 2、銅錢の流通せること
- 3、銀の流通せること
- 4、良好なる貝貨の輸出せられたること
- 5、粗悪なる貝貨の輸入せられたること
- 6、住民の貝貨に對する需要減少せること

等であるといふべき歟。しかして貝貨が、時勢の進運に伴ふて下落することは、獨り支那においてのみならず、雲南の南方、印度のオリツサ王國においても亦觀るところにして、同國においては第十三世紀中には、一留比が貝貨一千六百個なりしも、西紀一七四〇年には二千四百五十個、同一七五六年には二千五百六十個、同一八三三年には六千四百個、同一八四五年には四千五百個と、逐年暴落した。依此觀之、貝貨が近代に至つて逐年暴落せるは、世界的現象

なりといはねばならぬ。

【註一】『明史稿』食貨志

【註二】同上

【註三】『明會典』

【註四】『明史』食貨志

【註五】Edkins, Chinese Currency, P. 115.

【註六】『雲南通志』卷八、風俗

【註七】Alexander Sel Mar, History of monetary systems, London, 1895. PP. 10-11

第四節 清代における貝貨

黃庭堅は、その父が崇禎一六年（西紀一六四三）雲南省大姚縣の知事に赴任せしが、明末の騷亂に父の安否を尋ねべく、順治八年（西紀一六五一）武陽を發して、雲南に赴き、途中の狀況を記せる『尋親紀程』を著してゐる。その中に當時雲南地方における貝貨の流通に關して、「滇俗、海肥を用ひしも、今は皆毀去し、錢法には異鑄多し」といつてゐる。往時雲南において貝貨を使用せしことは、前述せるところに依つて既に明白にして、改めて黃庭堅に學ぶの必要はないが、今茲に彼に學ぶべき事項は

- 1、當時既に貝貨は悉く廢毀せられたこと
- 2、當時銅錢が行はれしかも雜多であつたこと

の二項である。しかし茲に私の疑問とする事項は

- 1、貝貨は何時より廢毀せられたか
- 2、當時既に貝貨の悉く廢毀せられたるは、黃庭堅の經過せる地方のみであるか、または雲南全省であるか
- 3、貝貨は廢毀せられたが、從來價值ありしものが、全然遺棄せられ價值なきものとなつたか否か
- 4、貝は貨幣としての職能を盡す能はざるに至つたが、他の職能例へば裝飾等に使用せられなかつたか否か
- 5、貝貨の廢毀せられた原因如何

の五項である。今「雲南通志」(同治)を検するに

「明の天啓以後、銀貴く肥賤く、遂に滯りて行はれず、轉して夷方に發せり。本朝錢法流通すること久しく、復た用ひず、姑く備志して、以て舊俗を存すと云ふ」⁽¹⁾

といつてゐる。これに據れば

- 1、天啓(西紀一六二一)以後順治八年(西紀一六五一)間に雲南においては貝貨の流通が停止すること
- 2、當時銀價が上騰し貝價が暴落して貝貨の流通が停止すること
- 3、從來價值ありし貝貨は暴落したが、これを全然遺棄することなく、なほ貝貨の流通せる地方に輸出したこと

の三項を知ることができる。しかし私はなほ依然として

- 1、貝貨の廢止は當時雲南全省に及んだか
- 2、貝は尚ほ裝飾品等に使用せられなかつたか

等に就て深い疑問を有する。轉じて外國側における文献を検するに、ガルニエ(Lieutenant Garnier)の「南

(Luang Parabang)の北においては、貝貨は使用せられず、雲南西北部のカチン族(Kachyens)におつても、貝は唯だ裝飾として使用せられ、貨幣として使用せらるることがなかつたといつてゐる。これによれば

- 1、貝貨廢止後においても貝は尚ほ裝飾品に使用せられたこと
- 2、前述せる貝貨の廢止は略ぼ雲南全省に及べること
- 3、雲南全省に亘つて貝貨は天啓以後順治八年間にその流通を停止したこと
- 4、その停止の原因は銀價の上騰並に貝價の下落にあること
- 5、貝は貨幣としての流通を停止したが、裝飾品として使用せられたること
- 6、貝の一部は下落の結果、他の貝貨流通地域に流出し處分せられたこと

の四項となすことを得る。

貝が貨幣としての流通力を喪失せるも、尚ほ裝飾品として使用せられ、全然無價值のものとならずして、裝飾品としての利用價值を有し、相當の價格を保持せしことは、支那古代において貝貨の流通は停止せるも、裝飾品としては依然使用せられたる事實に徴して、これを眞なりと推斷することを得る。次に黃庭堅のいへるが如く、貝貨は悉く毀去せらるることなく、國內に於ては一部裝飾品として使用せられ、一部はより價值高き地方に流出し、他の財物と交換せられたることは、印度地方に於て當時尚ほ貝貨が雲南に比し高價を保持しつつ流通せる事項に徴し、當然あり得べき現象である。叙上の二項は、叙上の文献に徴して、これを眞なりと認むるに躊躇せざるも、他の二項即ち

- 1、雲南全省に亘つて貝貨は天啓以後順治八年間にその流通を停止したこと

2、その停止の原因は銀價の上騰並に貝價の下落にあること

に關しては、私は唯だ叙上の文献の默檢のみによつては、是認するに躊躇するものである。蓋し雲南においては、その後においても、貝は貨幣として流通し、また徵稅に使用せられたることを語る有力なる材料が、二三存するからである。今雲南における貝貨の流通停止せる原因に關する疑問は、これを後に(第八項)説明することとし、暫らく雲南においては、順治八年以後に於ても、依然貝貨の流通せしことを證する二三の材料に就て、點檢するであらう。クラプロート(Klaproth)は、雲南は支那において貝貨の流通永續せる唯一の地方にして、乾隆四五年(西紀一七八〇)頃、貝貨一索は六文または半片なりといひ、パーカー(E. H. Parker)は、貝貨はシャーン州(Shan States 白夷州)に流通し、親しくこれを目撃したといひ、またエドキンス(Edkins)は、高宗の乾隆年間(西紀一七三六—一七九五)に至り貝貨を以てする徵稅は廢止せられ、麻布の徵收も、銀に變更せられたといつてゐる。依此觀之、雲南に於ては、貝貨は、清代に入つても、依然租稅の納付に使用せられたことが判る。從て當時貝貨が貨幣としての職能を有してゐることは、自ら明白なる事實である。故に黃庭堅が順治八年頃雲南に於ては貝貨は既に廢止せられたといつてゐるのは、雲南全部に就ていつたものではなくて、僅にその一部即ち彼の目撃せる部分に就てのみいつたものと推斷すべきである。從てまた茲に私の知り得るところは、雲南に於ても貝貨の廢止は、地方によつて遲速の差があつたといふことである。また茲に私の疑問とするところは、順治乾隆間に雲南において貝貨が、租稅の納付に使用せられたのは、雲南全部なりや將た一部なりやの問題にして、これに關しては、私は雲南全部ではないと思惟する。蓋し貝が貨幣として使用せらるることが廢止せられたる地方においても、貝はなほ相當存在して裝飾品等に使用せられ、從て貝を以てする納稅も行はれたと推測せられ、また貝貨が流通する地方においては、當然貝貨が納稅に使用せられたであらうからである。

是に於てか私は知る、雲南における貝貨の勢力は、時代の推移とともに漸次衰微し、殊に明の天啓以後は著しく衰微し、清代に入つては、益々衰微に陥り、地方により遲速の差こそあれ、遂に乾隆末に至つて貝貨はその流通を絶つたことを。しかして、貝貨は如何に處分されたかといふに、省内において唯だ裝飾品に使用せらるるか、國外に輸出せられたるものと斷ずることを得る。

これについて、「騰越州志」は、

「滇中貝を用ゆること、今已に漸く少し、しかして、近邊の夷婦は、常にこれを蓄へて以て首飾となす、俗に肥と

曰ふ」

といひ、私の推定を證明し、現代の人胡樸安氏もまたこれに贊同してゐた。なほ、吾人の注目すべきことは、道光年間、支那本土に於ても銅錢が缺乏するや、貝貨を使用せんとする議のあつたことである。今それを觀るに

「今に至り、竊に謂ふに、物の貴賤は、人の尙ぶところに視ぶ。若し果して貝を行へば、則ち上は是を以て令し、下は是を以て聽くこと、即ち銀と同じ。近人に用具五美の説あり、その一に曰く遊聖の讚。曰く貝の物たるや、聖經を載く、今日これを用ふるは、先民の程なり。二に曰く復古の讚。曰く貝の物たるや、中古寶とせるところ、今日これを用ふるは、古の道を行ふなり。三に曰く有文の讚。曰く銀は紋銀と曰ひ、貝は文具と曰ひ、その中に在りて乘外に發す。四に曰く無偽の讚。曰く鈔の行ひ難きは、人偽り易きためなり。貝は水に出で、實に地に生ず。五に曰く便民の讚。曰く錢は重く銀は軽く以て遠きに致すべし。貝もまた銀の如く、流轉に便なりと。數語これを盡せり矣」

と。この議は實施せらることはなかつたが、現代に及んでもなほ、かかる論議のあつたことは、興味深い現象といはねばならぬ。

- 【註一】『尋親紀程』(知不足齋本)
- 【註二】『雲南通志』卷八風俗
- 【註三】Marco Polo, B. II. ch. XL. VIII. P. 74. note
- 【註四】Ibid, P. 66. note
- 【註五】Ibid, P. 74 note. China Review, XXVI. P. 103.
- 【註六】Edkins, Chinese Currency. P. 115
- 【註七】『騰越州志』
- 【註八】『中華全國風俗志』下篇卷八雲南第二頁
- 【註九】『浪蹟叢談』卷五、行貝議

第五節 雲南における貝貨の計算法

馬端臨は

「貳一を以て庄となし、四庄を手となし、四手を苗とし、四苗を索となす^(三)」

といひ、李時珍は

「一を以て庄となし、四庄を手となし、四手を苗となし、五苗を索となす^(三)」

といひ、顧炎武は

「一枚を莊と曰ひ、四莊を手と曰ひ、四手を苗と曰ひ、五苗を索と曰ふ^(三)」
といひ、『雲南通志』の編者等は、

「日中市をなす、率ね街と名づく。十二支屬するところを以て、分つて各處の街期となす。子日なれば鼠街と曰ひ、丑日なれば牛街と曰ふ類の如し。各處錯雜し、以て貿遷に便す、昔は多く貝を用ひ、俗に肥子と曰へり。一枚を莊と曰ひ、四莊を手と曰ひ、四手を苗と曰ひ、五苗を索と曰ふ^(四)」
といひ、また『騰越州志』は、

「滇中貝を用ゆること今已に漸く少し。しかして近邊の夷婦は常にこれを蓄へて以て首飾となす。俗に肥と曰ふ。その用は一枚を以て一莊となし、四莊を一首となし、四首を一縵となす。またこれを苗と謂ふ。五苗を一弁とす。弁は即ち索なり。一索は銀六厘に値す。しかして小物を市れば、數十種を得べし、故に夷民はこれを便とす^(五)」
といつてゐる。依此觀之、貝貨の計算單位として

一枚……庄、粧(中華全國風俗志下篇卷八、雲南第二頁)

四枚……手、首

十六枚……苗、縵

八十枚……索、弁、索

等の差異あることが判る。しかし今顧炎武の意見に従ひ、貝貨の計算法を表示すれば次のごとくである。

一索=五苗=二十手=八十莊=八十枚

一苗=四手=十六莊=十六枚

一斗^註四斗^註四 枚

一斗^註一 枚

今雲南における貝貨の計算法を觀て吾々の注目を喚起することは、印度地方における貝貨の計算法に酷似してゐることである。オリッサ王國における第十四世紀の貝貨計算法を觀るに次のごとくである。^(*)

1 four-hirhem piece or kahawan = 10 silver mashaheh = 20 puns = 80 foories = 400 gundas = 1,600 cowries

しかして pun とは言語學上 pani 卽ち handful である。しかしこれは單に發音上の一致であるが、pun は今日

なほベンガルにては貝貨八十個を意味するといふ。故に計算單位の語義の上よりすれば、pun は雲南の手に當ることが判る。またオリッサ王國における計算法を、雲南の場合におけるごとく、表示すれば左のごとくである。

1 mashaheh = 2 pun = 8 foories = 40 gundas = 160 cowries

1 pun = 4 foories = 20 gundas = 80 cowries

1 foory = 5 gundas = 20 cowries

1 gunda = 4 cowries

故に計算單位の大きさの上よりすれば、素は pun、苗は foory、手は gunda に相當し、また計算法の上よりするに雲南に於ては、四倍、四倍、五倍となり、オリッサにおいては、四倍、五倍、四倍となつてゐるのを觀る。雲南と印度との貝貨計算を比較するに、

1、計算單位の語義に共通點あること

2、計算單位の大きさに共通點あること

3、計算法に類似點あることを發見することができる。

〔註一〕『文献通考』

〔註二〕『本草綱目』介部第四六介之二貝子釋名

〔註三〕『天下郡國利病書』

〔註四〕『雲南通志卷八風俗』

〔註五〕『騰越州志』

〔六註〕A. D. Mar, Ibid, P. P. 10.—11.

第六節 雲南における貝貨の用途

私はかつて貝貨の效能として、

1、裝飾的效能

2、藥材的效能

3、迷信的效能

あること、かかる效能あるがために、利用價值を認められ、また貨幣たるに適する性質を有するが故に、貨幣として使用せられたことを述べた。雲南においてもまた叙上のごとくにして、諸效能の中最も永く認められたるは裝飾的效能にして、そのために利用價值を生じ、貨幣たるに適する性質と相待つて、雲南においては近代まで永く貨幣として

使用せられたが、貨幣としては如何に使用せられたか、これ亦一考を要するところである。雲南においても、上古においては、唯一の貨幣として使用せられたるべきも、後世に至り、金、銀、銅錢、紙幣等の貨幣として流通するあり、貝貨はこれ等と併用せられた。しかして前述せるが如く、貝貨の暴落あり、支那の幣制改革あるや、貝貨は本位貨たる性質を失ひ、金、銀、銅錢或は紙幣等の補助貨として使用せらるることとなつた。即ち元代に於ては、金又は紙幣を本位貨とし、貝貨は補助貨として、小取引に使用せられ、明代に於ては、銀、銅錢、紙幣を本位貨とし、貝貨は補助貨であつた。即ち成化年間の如き、紙幣一貫乃至三貫は貝貨一索、銅錢二文乃至六文は貝貨一索に當り、貝貨は銅錢よりも尙ほ極めて小額なる補助貨であつた。清代に於ても亦同一であつた。

第七節 雲南における貝貨永續の理由

雲南が獨り支那において貝貨の永く流通せる唯一の地方であつた理由は、

- 1、貝貨が銅錢に比しその品質を認知し易きこと
- 2、雲南地方は久しく支那本部と政治關係薄かりしこと
- 3、雲南地方は久しく支那本部と經濟關係薄かりしこと
- 4、雲南地方は久しく支那本部よりも經濟の發達遅れたること
- 5、雲南地方は貝産地に近接し貝貨の供給不足せざりしこと
- 6、雲南地方は貝貨の供給正規に行はれ、貝貨の價值激變せざりしこと
- 7、雲南地方は久しく貝貨流通地方と近接し、その經濟關係密接なりしこと

等にあるものといはねばならぬ。

第一の理由に就て少しく説明する必要がある。またその説明は、吾人の意表に出づるものがあるとともに、支那幣制の一面を窺ふに足るものである。私はかつて、貨幣はその授受を容易ならしむるがために、何人も一見してその品質を認知し得る財物たるを可とすとし、貝は形状色澤一定せるを以て、日常取引の際その眞偽を容易に識別し、その品質を容易に認知するを得、貨幣材料たるに適するといつた。しかし銅錢が發生し、その形態が一定し、品位量目が一定し、他の通貨と一定の比價を⁽¹⁾するものあるときは、吾々の觀るところよりすれば、貝貨に比し銅錢を便利とするやうである。しかし、ここに支那貨幣史の特色の存するところにして、支那においては歴代銅錢の形態が變更し、その品位量目が變更し、新舊雜然して併用せられ、その價值には一定の比價なく、その價值は變動するをもつて、銅錢のごときは貝貨に比して、貨幣たるに不適當である。これに關して晉の郭璞は、

「先民龜貝を作りて貨となすあり、貴は文彩を以てし、賈は小大を以てす。簡なれば資し易く、犯して過たす⁽²⁾」

「若し錢を用ふれば棟選あるも、貝を用ふれば則ち枚數のみ、五尺の童子市に適くも、人の欺かざるは、それ此を以てなる耶。故に簡なれば資し易しと曰ふなり⁽³⁾」
といつてゐる。

〔註一〕 文具

〔註二〕 『天下郡國利病書』卷一〇七雲南

第八節 雲南における貝貨廢止の理由

數千年間貝貨が雲南において永く使用せられたるに拘らず、清の中葉に至つて廢止せられたのは、如何なる理由に因るやといふに

- 1、支那本部との政治關係の密接となつたこと
 - 2、支那本部との經濟關係の密接となつたこと
 - 3、雲南地方における經濟の發達せること
 - 4、貝貨の供給不足せること
 - 5、貝貨の暴落せること
 - 6、貝貨流通地域との經濟關係が疎遠となつたこと
 - 7、從來の貝貨流通地域においても貝貨の勢力が衰微せること
 - 8、支那本部より銀紙幣銅錢の普及せられたこと
- 等にあるものといはねばならぬ。しかし雲南において貝貨が廢止せらるるや
- 1、貝貨は廢物となれること
 - 2、貝貨は單に裝飾品たること
 - 3、貝貨は國外に輸出されたること
- の三方法によつて、貨幣としての貝は、雲南よりその影を沒したのである。

第九節 雲南における貝貨廢止の影響

雲南において貝貨が暴落しまた廢止せられるや、

- 1、雲南人の貧困
- 2、雲南人の移住
- 3、雲南人の出家

等の影響を惹起せるがごとく、顧炎武は

「銅を以て天下の貿易に供し、近ごろ國法の府となりて、本地また自ら兼金を以て紫貝に易へ、その價は日に益し月に増せり矣。滇人貧なきを欲すと雖、得べからざるなり、またその半ばは、則ち四方に行脚し、方土釋子募緣者（乞食僧）として、取捨す焉。曰く「字内一切、眞人一切、出世佛、皆滇人より出づ」と、滇人の佛を好み元を好むなきを欲するも、得べからざるなり」といつてゐる。

終に蒞んで、近代においては、貝貨を如何に呼んだかを見るに、貝、貝子、海貝、海肥、肥貝、紫貝等といつてゐる。

〔註一〕 天下郡國利病書卷一〇七雲南

尤侗暹羅竹枝詞

白布纏頭青壓腰

海貳買賣解香燒

女兒斷事男兒聽

偏愛華人夜夜嬌

第四章 支那近代の貝貨

赤眉遺種染腥風

封鐔嵌砂僧點紅

生日裏身皆堅鐵

死時鳥葬海濤中

(「澳門紀畧」下卷澳蕃篇)

第五章 短 陌

——支那銅錢の計算法——

第一節 序 言

支那における銅錢計算の一般方法は、銅錢一個を一文、百個を百文、一千個を一申文、一吊文、一貫、一緡とする、百個以下すら百文、一千個以下すら一申文とするものあり、かかる計算法に依る銅錢を短陌といふ。また缺陌、缺陌錢、省陌、省陌錢、短錢等とも稱する。これに對して一般の計算法に依る銅錢を足陌、足錢、長錢、老錢、足陌錢等とも呼ぶ。

第二節 短陌の沿革 (一) (起源、梁代)

今短陌の沿革に就て、少しく文献を検するに、その起源は頗る古きものの如く、抱朴子は「人に長錢を取りて短錢を還す」と云ひ、趙翼の如きも「古來錢を用ふるに未だ足陌なるものあらず」といひ、「蕪湖縣志」の如きも「錢の折あること、その來るや久し矣」といつてをる。しからは、短陌の起源は、何の時代なりやといふに、南北朝時代にあるごとくである。「隋書」食貨志を觀るに、

「破嶺より以東は、八十を以て百となし、名づけて東錢と曰ひ、江鄂以上は七十を百となし、名づけて西錢と曰ひ、京師は九十を以て百となし、名づけて長錢と曰ふ」

かくのごとく短陌の制度が行はれたが、これは普通四年(西紀五二三)頃における記事であるから、これより先大監年間(西紀五一〇—五一九)に行はれたと見るべく、趙翼のごときは、明に天監中といつてゐる。^(四)かくのごとく短陌の制が行はれ、しかもその程度甚しく、その變動あるや、奸商はその間に奇利を貪り、物價は暴騰し、經濟界を攪亂する弊害があるから、梁の武帝は大同元年七月(西紀五三五)に至り、詔を降して足陌を使用すべきことを嚴命し、短陌を使用することを嚴禁した。

「朝四にして暮三、衆狙うて皆喜び、名實未だ虧げずして喜怒用をなす、頃聞くに、外間多く九陌錢を用ふ、陌減すれば則ち物貴く、陌足れば物賤し、物に貴賤あるにあらず、是れ心に顛倒あるなり。遠方に至れば日に更に滋きこと甚し。豈に直ちに國に異政あり、乃至は家に殊俗あらんや。徒らに王制を亂すも民財に益なし。今より足陌錢を通用すべし。令書行きて後、百日を期となす。若し猶ほ犯すことあらば男子は謫運し女子は質作すること、並十三^(五)年」

かくのごとく足陌錢を使用すべきことを嚴命せるも、人民はこれに従はなかつたのみならず、かへつて短陌の程度は甚しく、遂に銅錢三十五個を以て一文とするやうになつた。

「詔下りて人従はず、錢陌益々少く、末年に至れば、遂に三十五を以て百となすと云ふ」^(六)

【註一】 趙翼著「陔餘叢考」卷三十 短錢

【註二】 「燕湖縣志」卷八地理志言

【註三】 宋長孫等撰「隋書」食貨志卷二十四志第十八

【註四】 「陔餘叢考」同上

【註五】 「梁書」武帝紀

【註六】 「隋書」金貨志 同上

第三節 短陌の沿革 (二) (唐代)

唐代の盛時には、足陌錢を使用したといはれるが、玄宗の時代にいたつて幣制が紊亂するや、早くも短陌の制が開せられたごとくである。勿論文献には、これについて明記せざれども、「唐會要」卷十八泉貨を見るに、虚錢並に實錢の記事あり、するは

「莊宅、店舗、田地、磴礮等を典貼するには、先づ實錢たるべし、典貼は還さしむるに、實錢を以てし、價は先づ虚錢を以てす、典貼は虚錢を以て贖はしむ。その餘の交關は、並な前に依り當十錢を用ふ」

といつてゐる。その實錢とは實體を具ふる銅錢にして、虚錢とは實體を具ふることなく、一定の計算法による銅錢と解すべきものである。しかして、虚錢一貫とは、實錢一千文を呼ぶものではなくて、虚錢一貫は必ずや實錢一千文以下だつたであらう。これは後述するがごとく、現代の所謂九八錢、津錢、若くは京錢等と同様のものにして、一の短陌若くは短錢であつたと堆察するに難くない。かくのごとく短錢が発生したのは、當時開元通寶、乾元重輪錢並に乾元重稜錢なる三種の銅錢が流通し、しかも乾元錢はいづれも、その名價を維持すること能はずして、下落せしをもつて、茲に三者併用のために短錢が発生したのである。肅宗は三者の比價を法定せるも、民間においては遵守せられず、かくのごとく短錢が発生したから、三種の銅錢を何れも一文として通用せしめ、その間に名價の差を設けず計算に虚實なからしめたが容易にその効果を收むることができず、民間には依然として短陌が行はれ、代宗を経て徳宗の

世に及んだものごとく、徳宗の時に至つては、文献にも明にこれを記して曰く

「貞元九年三月二十六日（西紀七九三）勅す、陌内缺錢法當に禁斷すべし、慮るに捉搦に因り、或は亦姦を生じ、人をして另に從はしめ、不擾を切にす、今より已後交關に因りて、缺陌錢を用ふるものあらば、宜しく但た本行頭及び居停主人、牙人等をして檢察送官すべし、如し容隱兼併し、物を賣り錢を領し、人糾告するあらば、その行頭主人牙人は重く科罪を加ふ、府縣由るところの祇承人等は並な干擾を須ひず、若し買賣に因るにあらすして、自ら錢を將て衙衛に行くものは一切問ふこと勿れ^(三)」

と。貞元一四年六月更に詔を降して、一貫に付二十文を除く以上に短陌をなすもの並に鉛錫錢を使用するものを處罪すべきことを命じた。

「應に屬すべき諸軍諸使更に犯あり、時に錢を用ゆるに、貫毎に二十文を除き、足陌内缺錢及び鉛錫錢あるものは、宜しく京兆府をして枷項收禁し、本軍本使に牒報し、府司人を差し軍に就き、看るに及んで、決二十、如し情狀容れ難く、復た違拒あるものは、仍ほ府司をして聞奏せしむべし^(四)」

と。しかし銅錢一貫に付二十文を扣除して九百八十文とし、または一百文に付二文を扣除して九十八文となす慣習は、容易に改廢することができなかつたがごとく、憲宗の元和四年閏三月（西八〇九）頃にも、京師においては、一貫に付二十文を扣除するの慣習と鉛錫錢の流通があつたものごとくである^(五)。かくのごとく當時においては短陌が行はれたが、その程度は一百文に付二文にして、その後漸次増加して、一百文に付七、八文となり、なほ各地各業によつて差異を生ずるやうになつた。

「京師金銀十兩を繫ぐも、また一兩を壘す、米鹽百錢を糶すれば七八を壘す^(五)」

それ故に京兆尹柳兵緯は、嚴法を以てこれを禁止せるも、依然として阻止すること能はざりしもの如く^(六)、穆宗は長慶元年九月（西紀八二一）に至り、短陌を統一することとなつた。これは短陌を禁止するものではない、また短陌の程度を減少するものでもなく、唯だ民間の慣習を重んじ、短陌の程度を劃一にするものにすぎない。これに關して「唐書」食貨志は簡單に記せるも、「唐會要」によれば頗る詳細である。

「長慶元年九月勅、泉貨の義貴ぶところは流通なり、聞くが如くんば、比來錢を用ゆるに所在除陌一ならず、それ人の必犯を禁するよりは、俗の宜しきところに從ひて、交易往來し、務めて守るべからしむるに若かず、その内外公私錢を用ゆるには、今より以後宜しく每貫一例に八十を除壘し、九百二十文を以て貫と成すべく、更に加除及び陌内少缺あるを得ず^(七)」

しかし短陌の統一は實現することなく、昭宗の末年に至つては、京師においては八百五十文、河南府においては八百文をもつて一貫とするやうになつた。

「昭宗の末、京師にては錢を用ゆるに、八百五十文を貫となし、每百纒に八十五なり、河南府は八十を以て百となす^(八)」
といつてゐる。これ故に哀帝は、河南府の指揮に從ひ、天祐二年四月（西紀九〇五）八百五十文をもつて一貫とし、これより加除することを許さざることとした。これについて「舊唐書」食貨志は述べるところなく、同書哀帝紀は頗る簡單に述べたるも、獨り「唐會要」「冊府元龜」はこれを詳述してゐる。

一哀帝天祐二年四月勅、向來の事例に準じ、每貫抽除の外、八百五十文を以て貫となし、每陌八十五文となす、聞くが如くんば、坊市の中多く八十五文を以て陌となし、更に除折ありと、今後河南府の指揮に委し、市肆の交易は

並な須らく八十五文を以て陌となすべく、更に改移あるを得ず」といつてゐる。依此觀之、唐代における短陌は、一貫に付徳宗の時二十文、穆宗の時八十文、哀帝の時百五十文と漸増し、政府はこれを統一する實力もなく、唯だ民間の慣習に従ひ推移せるにすぎない。

【註一】『陔餘叢考』卷三十短錢

【註二】『舊唐書』卷四十八食貨志

【註三】同上、『唐會要』卷八十九泉貨

【註四】『舊唐書』同上

【註五】『舊唐書』卷五十四食貨志

【註六】同上

【註七】『唐會要』同上

【註八】『舊唐書』卷五十四食貨志

【註九】『唐會要』同上

第四節 短陌の沿革 (三) (五代)

後唐の莊宗は短陌を認め、その變動による弊害を防止するために、銅錢八十個を百文と法定した。しかし民間においては、この規定を遵守せずして、短錢を廢して長錢に復するものあり、銅錢價值の變動を惹起せしむる恐があつたから、同光二年七月十二日(西紀九二五)度支の上奏によつて、從來のごとく八千陌錢を使用すべきこと、八十個以下に減少せしめざること、並に犯者の所持する銅錢を沒收すべきことを命じた。

一天成二年七月十二日、度支奏す、三京鄴都並に諸道州府市肆の賣買に使ふところの見錢等は、毎に條章ありて、每陌八十文なり、近ごろ訪問するに、在京及び諸道街坊市肆の戸は、條章を顧みず、皆な短陌を將て長錢に轉換し、徒らに欺罔を恣にし、殊に畏忌することなし、若し條約せざれば、轉た倖門を啓かん、請ふ、更に嚴に指揮を降し、及び管界州府縣鎮軍人百姓商旅等に榜示し、凡そ賣買あらば、並な須らく八十陌錢を使ふべく、並に巡司廂界節級をして由るところを點檢覺察せしめよ、如し無知の輩ありて、前に依り故らに違ひ、輒ち短錢を將て與販せば、便ち抑收し、道縣府の枷項に提委し、所犯人を收集勘責せんことを、條奏を准す、處斷の訖るを奏し、申に奏すらく、その錢は盡底沒入官せんと。勅を奉じ宜しく度支の奏するところに依るべし」^(三)これによるに、唐代より短陌の制度は漸次増加し、しかも政府においてもこれを公認して、八十陌錢と法定せざるべからざるに至つた。

この八十陌錢の制は、後漢においても繼承せられ、政府の收支はいづれも八十個をもつて百文となしたが、乾祐中(西紀九四八—九五〇)王章なるもの三司使となり、聚斂に急にして、政府の收入には百文を八十個とし、その支出には七十七個とし、收支の間に差を設くるに至つた。

「漢隱帝の時、王章三司使となり、聚斂に刻急なり、舊制は、錢出入皆な八十を以て陌となす、章始めて令し、入るものは八十、出すものは七十七、之を省陌と謂ふ」^(三)

(註一) 玉溥著『五代會要』卷二十一泉貨

(註二) 『文獻通考』卷九錢幣考二、『歸田錄』はこれによりてか、「用錢の法は五代より以來七十七を以て百となし、之を省陌と謂ふ、今市井の交易はまたその五を尅し之を依除と謂ふ」といつてゐる。夢溪筆談。

第五節 短陌の沿革 (四) (宋代)

五代より宋に入り、宋初に於ても、依然短陌の制が行はれ、政府の收納は八十個或は八十五個をもつて百文となし略ぼ一定せるも、民間においては各地その慣習に従ひて、短陌の制を異にし、しかも短陌の程度甚しく、その著しきに至つては、四十八個をもつて百文となし、今日の所謂九八津錢と同一のものを生ずるやうになつた。そこで太宗は、太平興國二年(西紀九七七)民間においては、各地を通じて一様に、七十七個をもつて百文となすべきことを布告した。すなはち「宋史食貨志」を觀るに

「宋初凡そ官に輸すものは、亦八十或は八十五を用て百となせり、然れども諸州私用には、則ち各その俗に隨ひ、四十八錢を以て百となすものあるに至れり。是を以て詔す、所在七十七錢を用て百となせ^(一)」

といつてゐる。かくのごときは、後漢の制度に倣へるものごとく、「宋史」にはこれを明記せざれども、「文献通考」には「國初漢の制に因り云々^(二)」と明言してゐる。また「宋史」によれば、單に一百文の個數を七十七と限定するにすぎざるが如きも、「文献通考」によれば、更に一千文の量目を限定し、四斤半以上ならざるべからざることを規定せるが如ごとく

「この歳、所在七十七陌を用ひて貫となし、及び四斤半以上^(三)」

といつてゐる。是れ單に個數を限定せるのみにては、輕小なる銅錢を混用するの弊を生ずべく、更にその總量を限定するの必要があつたことより考察すれば、「文献通考」のいへるがごとく、當時一千文の總量を四斤半以上と規定せるもの、推斷するも、敢て不當はないであらう。しかし叙上の法令は、民間における錯雜紊亂せる短陌の制度を統一す

ること能はざりしものごとく

「しかれども、民間にて用ゆるところの多寡は、終に一ならざるなり^(四)」
といつてゐる。

【註一】『宋史』卷百八十 食貨志

【註二】『文献通考』卷九錢幣考二

【註三】同上

【註四】趙翼著陔餘叢考卷三十短錢、「東京夢華錄」のごときは、各業によりて短陌を異にせることを記せるが、これは各同業組合すなはちギルドが、自己の利益を擁護せるものにして、「都市の錢陌は、官七十七を用ひ、街市七十五を通用し、魚肉菜七十二陌、金銀七十四、珠珍履婢妮買蟲蟻六十八、文字五十六陌、行市各々長短ありて使用す」といつてゐる。

第六節 短陌の沿革 (五) (金代)

金代における短陌に關しては、「金史」は一もこれに言及してゐないが、「續文献通考」を見るに、當時の短陌に言及してゐる。これによれば、世宗の大定年間(西紀一一六一—一一八九)民間においては八十個をもつて百文とし、政府においては收支ともに足陌錢を使用せるものごとくである。しかるに奸曲なる官吏にして政府の買上に對して代金を支拂はず、またその支拂に短錢を使用して、私腹を肥せるものありしこと發覺し、遂に太定二〇年二月(西紀一一八〇)政府の收支並に民間の取引には、一律に長錢を使用することなく、民間における短陌の制に倣つて、八十個をもつて百文となすの制を採用するに至つた。これは大名男子幹魯補なるものの上奏に従つたものである。

「大定二十年二月、上、上京にて内所を修むるに、民物を市ひて即ち直を與へず、また短錢を用ゆるを聞き、宰臣を責めて曰く、此の如き小事は、朕豈に能く悉く知らんや、卿等何がために察せざるやと。時に民間は八十を以て陌となし、之を短錢と謂ひ、官は足陌を用ひ、之を長錢と謂へり。大名男子幹魯補なるもの上言して謂へらく、官司用ゆるところの錢は、皆な當さに八十を以て陌となすべしと。遂に定制となせり」^(一)

當時南方には、南宋ありしも、短陌に關する記事を發見することはできない、これは南宋においては、交子、會子、錢引等の紙幣が盛に行はれ、銅錢の流通は稍々放任せられたためであらうが、民間においては、依然として短陌の制が行はれたるものではあるまいか。

【註一】『金史』食貨志

第七節 短陌の沿革 (六) (元、明)

元代においては主要貨幣は紙幣にして、銅錢は民間の慣用に委したから、短陌の記事も文献にはこれを發見することがない。しかし元代においても、各種の銅錢は舊來のままに通用したのであるから、短陌の制は自ら依然として行はれたものと推察される。明代における短陌に關しては、『明史』はこれをいはないが、『續文獻通考』によれば、嘉靖三年四月(西紀一五二四)詔して、舊鑄の好錢七十文は、低錢一百四十文に當て、これを銀一錢と定めた。これによれば、明代において已に低錢二個を好錢一個に相當せしむるの制があつたことを知ることができる。(明會典卷三)

第八節 短陌の沿革 (七) (清代)

清代に至つては、三十三個、三十個を以て百文とするの慣習が北京において行はれたごとくである。

「今京師錢三十を以て陌となす、亦宜しく禁止すべし」^(二)

「京師三十三文を以て一百となす、近ごろまた減じて三十文を百となすに至り、市上賈人以て怪しとなさす」^(三)

また今日の京錢のごとく、五十個をもつて一百文とする制度も行はれたるがごとく、趙翼のごときは「按ずるに京師の習は、官板錢一を以て兩に當つ、凡そ貿易して錢一百を議するも實は則ち五十を用ふるのみ」^(四)といつてゐる。これによつて觀るに、文賓爲が、京錢の起源は咸豐六年(西紀一八五六)における當五錢、當十錢、當五十錢、當五百錢、當千錢の銅錢を鑄造し、その内當十錢のみ流通を繼續し、しかも二文として通用したことに起つたとするのは誤つてはるまいか。^(五)しかして京錢とは如何なるものかといふに、銅錢一個を二文と計算し、五十個を百文、五百個を一文、一串文、または一吊文と計算するものをいふ。京錢とはかゝる計算方法が主として北京に行はるるによるものであるが、唯だ北京のみならず、他の地方にも行はれ、京錢は別に津錢、中錢ともいふ。かかる京錢は、文賓爲によれば、北京においては光緒三十三年(西紀一九〇七)、新通貨の發生と同時に、消滅したといはれるが、他の地方には、今なほ殘存してゐる。獨り京錢のみならず、その他種々の短陌の制は、現代支那においても、中支那、北支那、滿洲において行はれ、短陌は歴史上の遺物としてのみ看過すべからざるものがある。

【註一】顧炎武著『日知錄』卷十一、短陌

【註二】高江村著『天祿識餘』

【註三】趙翼著『陔餘叢考』卷三十短錢

【註四】Wen Pin Yei. The Currency Problem in China, ch. IV, pp. 33-34.

【註五】同上

第九節 短陌の起因

かゝる短陌の起因如何といふに

- 1、政府が財政補救のために、支出の場合少しく支拂ふに至つたこと
 - 2、大小官私各種の銅錢發生し、これを兼用する目的をもつて案出せられたこと
 - 3、金融業者が營利のために、支出の場合少しく支拂ふに至つたこと
- 等にあるといふべきか。

第十節 短陌の現状 (一) (單一短陌制)

短陌には種々の制度あること、前に沿革を述べたるところによつても、これを知ることを得るが、現時支那に行はるるものに至つては、更に複雑多岐に亘つてゐる。それ故に短陌の現状を述べるに先つて、その種別を少しく説明する必要がある。

- (1) 九九八錢とは九百九十八個を一吊文とするものをいひ、南邊^(一)に行はる。
- (2) 九九七錢とは九百九十七個を一吊文とするものをいひ、岳州^(二)に行はる。
- (3) 九九六錢とは九百九十六個を一吊文とするものをいひ、屯溪^(三)に行はる。
- (4) 九九五錢とは九百九十五個を一吊文とするものをいひ、臨江府^(四)に行はる。

- (5) 九九四錢とは九百九十四個を一吊文とするものをいひ、山西^(五)、芝罘^(六)に行はる。
- (6) 九九三錢とは九百九十個を一吊文とするものをいひ、池州^(七)に行はる。
- (7) 九八錢とは九百八十個を一吊文とするものをいひ、重慶^(錢桌子)、祁門、景德鎮、萍鄉、湘潭、義寧、瑞州、泰安、青城、濟陽、隆平、襄口、雲南省城外、上海等^(八)に行はる。
- (8) 九八八錢とは九百八十八個を一吊文とするものをいひ、周村^(九)に行はる。
- (9) 九七錢とは九百七十個を一吊文とするものをいひ、武穴、襄口等^(一〇)に行はる。
- (10) 九六錢とは九百六十個を一吊文とするものをいひ、石家莊、大同、豐鎮、天津等^(一一)に行はる。
- (11) 九五錢とは九百五十個を一吊文とするものをいひ、南昌、義寧等^(一二)に行はる。
- (12) 九佰錢とは九百を一吊文とするものをいひ、袁州府^(一三)に行はる。
- (13) 八二錢とは八百二十個を一吊文とするものをいひ、太原、豐鎮^(一四)に行はる。
- (14) 七八錢とは七百八十個を一吊文とするものをいひ、多倫^(一五)に行はる。
- (15) 七二錢とは七百二十個を一吊文とするものをいひ、龍駒寨^(一六)に行はる。
- (16) 七折錢とは七百個を一吊文とするものをいひ、蕪湖、陝西等^(一七)に行はる。
- (17) 六六錢とは六百六十個を一吊文とするものをいひ、滿洲の一地方^(一八)に行はる。
- (18) 六二錢とは六百二十個を一吊文とするものをいひ、雲南省城^(一九)に行はる。
- (19) 京錢とは五百個を一吊文とするものをいひ、直隸、山東、吉林の三省^(二〇)に行はる、山東省においては膠州、臨清、龍口、滕縣、青州、萊州、大汶口等^(二一)に行はる、京錢はまた津錢、中錢と云ふ。

- (20) 三三錢とは三百三十個を一吊文とするものをいひ、懷東^(三〇)、圍場縣^(三一)、承德縣等^(三三)に行はる。
- (21) 三二錢とは三百二十個を一吊文とするものをいひ、張家口^(三三)に行はる。
- (22) 二四錢とは二百四十個を一吊文とするものをいひ、凌源縣^(三四)に行はる。
- (23) 二折錢とは二百個を一吊文とするものをいひ、平泉縣、林西縣、經棚縣、開管縣等^(三五)に行はる。
- (24) 東錢とは百六十個乃至百六十四個を一吊文とするものをいひ、その計算法は地方によつて多少の相異なることは次のごとくである。

九 十 文	八 十 文	七 十 文	六 十 文	五 十 文	四 十 文	三 十 文	二 十 文
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三
一四	一三	一一	一〇	八	六	五	三

一 百 文	九 百 文	八 百 文	七 百 文	六 百 文	五 百 文	四 百 文	三 百 文	二 百 文	百 文
一六〇	一四四	一二八	一一二	九六	八〇	六四	四八	三二	一六
一六〇	一四七	一三〇	一一四	九八	八二	六六	四九	三三	一六
一六二	一四七	一三二	一一六	九八	八二	六六	四九	三三	一六
一六三									一六

この場合十文を一成といひ、従て一吊文を百成といひ、奉天省内に行はれ、なほ直隸省密雲、滦州、榆關、建平、阜新、綏東、朝陽、吉林省齊古塔等には行はる。

(25) 小錢とは一百個を一吊文とするものをいひ、隆化縣、豐寧縣等^(四四)に行はる。かくのごとく二十五種の短陌が行れてゐるが、これを後述する複合短陌制に對して、單一短陌制と稱することを得るであらう。

【註一】 同文會編『清國商業綜覽』第九篇第一章第二節第一款第四八頁
 【註二】 同上

- 【註三】 同上
【註四】 同上
【註五】 同上
【註六】 『中國之金融』上册第二十五枚
【註七】 Wen Pin Wei, *The Currency Problem in China*, ch. 3, P. 33.
【註八】 同文會編同上、同文會編『支那省別全誌』第十一卷第十篇第九二七頁
【註九】 同文會編『支那省別全誌』第十一卷第十篇第九二七頁、第九五六頁
【註一〇】 同書第四卷第九篇第三章第一〇九〇頁、第一〇九四頁
【註一一】 Wen Pin Wei, *Ibid.*, P. 33.
【註一二】 『中國之金融』上册第四四頁
【註一三】 同文會編『支那省別全誌』第四卷第九篇第三章第一〇七九頁
【註一四】 Wen Pin Wei, *Ibid.*, P. 33.
【註一五】 同文會編『支那省別全誌』第十八卷第十篇第一二二頁
【註一六】 同文會編『清國商業綜覽』第九篇第一章第二節第一款第四八頁
【註一七】 『中國之金融』上册第十四枚
【註一八】 同文會編『清國商業綜覽』同上
【註一九】 同文會編『支那省別全誌』第十一卷第十篇第九二七頁
【註二〇】 『清國商業綜覽』同上
【註二一】 同上

- 【註二二】 桂紹熙著『最近各省金融商況調查錄』第四六九頁
【註二三】 『支那省別全誌』第十八卷第十篇第一一三二頁
【註二四】 『蕪湖縣志』第九卷地理志方言
【註二五】 『清國商業綜覽』同上
【註二六】 『中國之金融』下册第三十三枚
【註二七】 Wen Pin Wei, *Ibid.*, P. 33.
【註二八】 朝鮮銀行調查室『滿洲通貨一斑』第三章第一節第一款第一項第一八頁
【註二九】 支那銀行編『內國匯兌計算法』第九三頁、第一一九頁、同文會編『支那省別全誌』第四卷第十篇第一一二二頁、第一一二六頁、第一一五四頁、青島守備軍民政部鐵道部『調查資料』第十四輯
【註三〇】 『清國商業綜覽』同上
【註三一】 『支那省別全誌』第十八卷第十篇第一一〇六頁
【註三二】 外務省通商局編『滿洲に於ける通貨事情』第一九七頁
【註三三】 『清國商業綜覽』同上
【註三七】 外務省通商局編『滿洲に於ける通貨事情』第二一二頁
【註三五】 同書第二一二頁、第一一四頁
【註三六】 朝鮮銀行調查室編『滿洲通貨一斑』同上第一七一—一八頁
【註三七】 外務省通商局編『滿洲事情』第四輯(第二回)第一四一頁
【註三八】 『滿洲に於ける通貨事情』第一四三頁、『滿洲事情』第四輯(第二回)第五三頁
【註三九】 滿鐵調査による

- 【註四〇】 朝鮮銀行調査室編『滿洲通貨一斑』同上第一七一—一八頁
- 【註四一】 桂紹熙著同書第三頁、第六頁、第一〇頁
- 【註四二】 『滿洲に於ける通貨情事』第二一—三頁、第二二—五頁、支那省別全誌第十八卷第十篇第一—一四頁、第一一—一七—一八頁
- 【註四三】 桂紹熙著同書第三六六頁
- 【註四四】 『滿洲に於ける通貨事情』第二二—一頁

第十一節 短陌の現状 (二) (複合短陌制)

前述の短陌は未だ頗る簡單なるも、なほ京錢若くは津錢と他種の短陌とを併用するものがあり、これに次の六種があり、これらを總稱して假りに複合短陌制となすことを得るであらう。

- (1) 九九二津錢とは九九二錢と津錢とを併用せるものにして、四百九十六個を一吊文とするものをいひ、濰縣、臨沂^(一)に行はる。
- (2) 九九津錢とは四百九十五個を一吊文とするものをいひ、惠民^(二)に行はる。
- (3) 九八八津錢とは四百九十四個を一吊文とするものをいひ、周村、濰縣^(三)に行はる。
- (4) 九八津錢とは四百九十個を一吊文とするものをいひ、^(四) 濰縣、^(五) 濟南、^(六) 掖縣、^(七) 周村、^(八) 武定、^(九) 蒙陰、^(一〇) 安邱、^(一一) 臺兒莊、^(一二) 臨沂、^(一三) 濟寧、^(一四) 固州、^(一五) 青州、^(一六) 莒州、^(一七) 曲阜、^(一八) 安邱、^(一九) 沂水、^(二〇) 臨沂、^(二一) 泗水、^(二二) 羊角溝等に行はる。
- (5) 九六津錢とは四百八十個を一吊文とするものをいひ、^(二三) 濰縣、^(二四) 赤峰、^(二五) 濰平縣、^(二六) 圍場縣、^(二七) 周村等に行はる。
- (6) 九四津錢とは四百七十個を一吊文とするものをいひ、^(二八) 利津縣に行はる。

依此觀之、複合短陌制は主として山東省に行はれ、間々直隸者において行はれてゐることが判る。

- (註一) 中國銀行編『內國匯兌計算法』第八四頁、第一一五頁
- (註二) 同書第九五頁
- (註三) 同書第八〇頁、同文會編『支那省別全誌』第四卷第九篇第三章第一〇七九頁
- (註四) 中國銀行編同書第四九頁
- (註五) 同書第六四頁第一—一頁、第二—二頁
- (註六) 同文會編同書第一〇七九頁、第一〇九七頁、第一一二三頁、青島守備軍民政部『鐵道部調査資料』第十四輯
- (註七) 青島守備軍民政部鐵道部『調査資料』第十四輯
- (註八) 同上第十四輯第三二頁
- (註九) 同上第十七輯東北山東調査報告
- (註一〇) 中國銀行編同書第五四頁
- (註一一) 同文會編同書第十八卷第十篇第一〇九三頁、外務省通商局編『滿洲に於ける通貨事情』第一九七頁
- (註一二) 外務省通商局編同書第一九七頁、第二一〇頁、第二一二頁
- (註一三) 同文會編同書第四卷第九篇第三章第一〇七九頁
- (註一四) 同上第一〇一頁

第十二節 短陌の現状 (三) (底子錢)

前述のごとく短陌の制は頗る複雑多岐に互つてゐるが、更にこれを複雑ならしむる慣習がある、これは上述の短陌

制より更に數文を控除する慣習にして、この控除數を底串錢、底子錢、底免錢、墊陌錢、墊錢、依除等といひ、控除することを控串、控去、除陌、除頭、底串、墊陌、底除、尅、折、除折等といふ。これに反して絀上の計算方法によるものを滿錢といふ。從來二三の資料は滿錢を吾々の所謂長錢と同一に解してきたが、これは誤りで、假令九八錢とはいへ、九百八十個を以て一吊文となす場合には、これを滿錢といふべく、これより數文を底子錢として控除せらるゝときは、滿錢ではない。勿論長錢も一種の滿錢と稱することを得るも、その他の短陌制による短錢にも、幾多の滿錢あることを閉却してはならない。

前述せる九九八錢、九九七錢のごときは、その二個または三個は底子錢として控除せられたるものとも見ることを得る、また唐の穆宗の長慶元年九月（西紀八二二）に、内外公私ともに、銅鐵を使用するに、一貫に付八十個を控除し、九百二十個を以て一貫とせるが、これも亦底子錢として八十個控除せられたるものと見ることを得べく、現にこれを墊陌錢といつてゐる。しかしここに所謂底子錢とは前述のごときものを指すものではなくて、絀上の單一短陌制または複合短吊制に依るを原則とするも、實際においては慣習上更にこれより六個を吊除するがごときものを指稱する。今その二三の例を観るに、長春及び孤榆樹においては、中錢を使用するをもつて、五百個をもつて一吊文となすべき筈であるが、實際においては四百九十四個をもつて一吊文となしてゐる。その差額六個は所謂底子錢である。芝罘地方においては津錢、六折錢を使用し、津錢ならば五百個、六折錢ならば六百個を一吊文とすべき筈であるが、實際においては津錢一吊文を四百九十七個、六折錢一吊文を五百九十七個とし、何れも三個を控除してゐるが、これは底子錢である。⁽¹¹⁾ また重慶においては、民間は九九九錢を使用するをもつて、原則としては九百九十個をもつて一吊文となすべき筈であるが、實際においては、慣習上九百八十四個をもつて一吊文としてゐる。その差額六個は所謂底子錢

にして、かゝる慣習を重慶においては、九九六提之規矩といつてゐる。⁽¹²⁾ 一吊文以下の場合には、底子錢を如何にするやといふに、九百文ならば五個、八百文より七百文までは四個、六百文より五百文までは三個を底子錢として控除するも、五百文以下は底子錢を控除することはない。かゝる慣習の結果として一の奇異なる現象を生ずる、例へば芝罘のごとき、津錢を使用するをもつて、原則として五百個をもつて津錢一吊文となすべき筈なれども、實際においては三個を控除して四百九十七個を津錢一吊文とす、しかも津錢一吊文以下即ち實錢四百九十九個までは底子錢を控除せざれども、津錢一吊文に達するときは、三個の底子錢を控除するをもつて、津錢一個文は實錢四百九十九個より、實際において二個だけ少きこととなる。とはいへ、絀上によつて考察するに、底子錢は土地により用途により附せらるゝものあり、附せられざるものあれども、その附せらるゝは京錢以上にして、一吊文に付京錢の場合には三個、京錢以上の場合には六個であることを知るべきである。またこれを換言すれば、底子錢は一吊文に付六個を原則とし、京錢の場合にはそれが半減せらるゝにすぎないといはねばならぬ。

【註一】『滿洲に於ける通貨事情』第一六三頁

【註二】『中國之金融』上册第二十五枚

【註三】同書下册第二十一枚

【註四】『支那省別全誌』第四卷第九編第三章第一〇頁

第十三節 短陌の將來

短陌の沿革並に現状を考察するに、短陌の程度は決して一定不變のものにあらずして、通貨の状態、官民の政策に

よつて變動し來れるものである。就中有力なる原因は、通貨状態の變動にして、通貨の整理せらるゝときは短陌の制は消滅することがある、現に南支那においては、この制度を観ることはない。故に現在においては、中支那、北支那、滿洲において、取引上吊文建(錢碼)の使用せらるゝところにおいては、短陌を熟知する必要があるが、將來においても依然としてこの状態が持續すべきものと推察することはできない。短陌は古來變遷し來り、現に南支那においては短陌はない將來銅錢の流通停止され、吊文建の廢止せられた際には、必ずやこの複雑多岐なる短陌は消滅して、歴史上の遺物となるべく、しかもその將來は遠くはあるまい。

第六章 銀 錠

第一節 緒 言

銀は宋代より漸く貨幣として使用せられ、金代には承安寶貨あり、元代には揚州元寶遼陽元寶等あり、その後明代に至つてはその使用漸次普及し、清朝の勃興當時には、公私の大取引は多く銀をもつて行はれたやうである。銀は授受の便宜上民間において一定の形態に鑄造せられたが、乾隆の際には民間に紋銀行はれ、その品位は純銀、九百位、八百位等種々あつた。また江南地方には元絲銀あり、湖廣・江西には鹽撒銀あり、山西には水絲銀あり、四川には土鏰、柳鏰、茴香番銀あり、陝西・甘肅には元鏰銀あり、廣西には北流銀あり、雲南・貴州には石鏰、茶化銀あり、その他青絲銀、白絲銀、單傾銀、雙傾銀、方鏰、長鏰等があつたといへば、當時既に銀錠は廣く支那において使用せられてゐたことは明かである。

現代においても、銀錠は各地において使用せられつつあるが、銀錠はまたこれを錠銀、生銀、銀子等と稱し、これを形狀量目の上より四種に區分することを得る、すなはち元寶、中錠、小錠、福珠これである。元寶は一に大寶、元寶銀と稱し五十兩内外にして、多く馬蹄形をなし、外人はこれを "the silver peg" といひ、邦人は馬蹄銀と稱する。その品位は地方によつて異なるも、大取引に使用せらる。中錠は一に小錠、鏰子、小元寶とも稱し十兩内外にして、馬蹄形をなすもの少からざるも、銜鏰狀をなしてゐるものが最も多い。その品位も一定してゐない。小錠は一に小寶、小鏰子と稱し重量は三兩内外より五兩内外にして、形狀は種々あるが、饅頭形をなしてゐるものが最も

多い。その品位も一定してゐない。福珠は一に滴珠とも稱し一兩乃至二三兩にして、小取引に用ひられる。その他銀錠銀元の剪断破碎磨滅したるものをも含む碎銀なるものがあり、一に散碎銀とも稱し、専ら端數の授受に使用せらる。

【註一】 銀錠に單戳、双戳、三戳の區別があるが、これは銀爐若くは爐房において施せる戳記（刻印）の數によつて區別せられ、たものと推察せられる。

【註二】 銀錠は古くは銀錠とも稱し（『金史』食貨志）、銀錠一個はこれを一封若くは一錠と稱する。

第二節 銀錠の現狀

（イ）直隸省の銀錠 公議十足銀は一に十足銀とも稱し、一個十兩内外にして、品位は純銀であるといふが、實際は九九位である。北京において鑄造せられ、福州においてはこれを京錠と稱する。

天津化寶銀は天津において鑄造せられ、量目は津公砵平の五十兩内外にして、品位は九九二位といふも、實際は九八二位である。

公議府清寶銀は一に新化銀とも稱し、五十兩内外にして、保定に行はれてゐる。

蔚州白寶は、一に蔚州寶と稱し、量目五十兩にして品位良く、張家口豐鎮祁縣等に行はれてゐる。

週行銀は一兩三錢にして、九九位といふも、實際は九八二位にすぎず、邢臺に行はれてゐる。

白寶銀は五十兩内外品位九九七八乃至九八七七にして、天津に行はれてゐる。

錢糧子は一兩にして、九九八位の品位を有し、天津に行はれてゐる。

鹽鏢は十兩内外九八八位にして、天津に行はれてゐる。

古婁銀は四兩五六錢九九二位にして、天津に行はれてゐる。

松江銀は五兩内外九七〇六位乃至九六八四位にして、天津に行はれてゐる。

衛黑寶銀は五十兩内外九八四位にして、天津に行はれてゐる。

（ロ）山東省の銀錠 高白寶は公估局の檢定せる五十兩の銀錠にして、品位は純銀であるといはれるが、實際は九九位にして、濟南に行はれてゐる。

公估足銀は公估局の檢定を経た五十兩の銀錠にして、青島に行はれ、市上に最も通用してゐる。

曹估銀は公估局の檢定せる銀錠にして、量目五十兩品位九七五乃至九七一五位である。芝罘に最も通用してゐるが、ただ碎銀が少いから、端數には銅元を用ひてゐる。

單戮高邊足銀は周村において最も行はれてゐる。

濰縣白寶銀は一に高寶銀とも稱し、濰縣に行はれ、五十兩内外にして品位は九八七位乃至九八八位である。市上には主として單戮寶銀を用ひ、三戮寶銀は品位の高低に拘らず、單戮寶銀に比して割引（退色）をなす。

山東高邊二七寶は濟寧に行はれ、當地にては純銀として通用せらるるも、天津・上海にては二七寶として通用せらる。

膠平足銀は膠縣に行はれ五十兩にして、市上は單戮を用ひ双戮を用ひない。

白寶は一に高邊寶と稱し、量目五十兩品位純銀である。

鹽鏢銀は單に鹽鏢とも稱し、品位は純銀といふも一定せず、九八八位のものもあり、白寶のごとく流通に便でない。

量目十兩内外にして天津芝罘惠民掖縣等に用ひられてゐる。

公議十足白寶は濰縣に行はれてゐる。

山東高邊は量目五十兩にして臨沂に行はれ、市上にては純銀として行使せらるるも、實際九九位にすぎない。高寶銀は黃縣の爐房の鑄造に係り、量目五十三四兩にして龍口に行はれ、品位良好にして市上にては純銀として行使せられてゐる。

新傾元寶は芝平五十兩にして芝罘に行はれてゐる。

足色官寶は庫平五十兩にして芝罘に行はれてゐる。

燈單子は芝平四、五兩乃至八九兩にして、山東に行はれてゐる。

沙河白寶銀は五十兩内外にして、品位は九八七位乃至九八八位である。

山東省各地において行はれてゐる白寶銀は、その品位略ぼ一定し、すなはち九八七位乃至九八八位にして、行使に便である。天津化寶銀の減少するや流出して天津に流通してきた。また山東省の銀錠は漢口にも行はれ、これを東昌銀といふ。

(ハ) 河南省の銀錠 圓底銀は五十兩内外にして品位は九八四位。

足寶銀は五十兩内外にして、純銀として行使せらるるも實際は品位悪く、河南各地に行はれてゐる。

次白寶銀は五十兩内外にして九七二位乃至九七八位。

淨面銀は一に腰錠とも稱し五兩内外にして、品位は圓底銀に同じく、開封に行はれてゐる。

庫寶は藩庫の鑄造に係る銀錠にして、十兩五兩の二種あり何れも純銀にして、洛陽に行はれてゐる。

街市週行銀は洛陽に行はれ、庫寶に比し百兩に付八錢の打歩を要する。

(ニ) 山西省の銀錠 庫寶は太原は行はる。

週行足銀は太原に行はれ、庫寶に比し一千兩に付五兩の打歩を要する。

足銀は十兩にして純銀運城に行はれてゐる。

公估銀は運城に行はれ、足銀よりも品位が悪い。

庫寶銀は新絳に行はれてゐる。

大同寶は大同に行はれ五十兩にして、純銀といふも實際は九九八位。

鏡寶は太谷祁縣に行はれてゐる。

週行銀は太谷に行はれてゐる。

黑寶銀は五十兩内外九七二位乃至九七八位にして、山西に行はれてゐる。

山西元寶は五十兩内外にして山西に行はれてゐる。

(ホ) 陝西省の銀錠 十足銀は西安三原に行はれ、五兩内外にして純銀、一に足紋銀ともいふ。

街市週行銀は三原は行はれ、品位は九五六位なるも、間々九二三位のものがある。

經陽錠は陝西税關の鑄造に係り量目は洋例平五兩内外である。

經陽槽子は私鑄に係り量目は洋例平三兩乃至五兩。

山西陝西の銀錠は漢口にも行はれ、これを西錠といふ。

(ヘ) 甘肅省の銀錠 足紋銀は十兩内外にして蘭州に行はれてゐる。

飢安銀は甘肅省諸地方に行はれてゐる。

(ト) 江蘇省の銀錠 上海元寶は一に上海二七寶銀と稱し曹平五十兩内外にして、上海に於て鑄造行使せられる。

蘇州錠は一に蘇它紋と稱し、蘇州税關の鑄造に係り、五十兩。

公議足紋銀は一に金爐心と稱し、鎮江に行はれ、五十兩。

揚曹平銀は一に揚新とも稱し、揚州に行はれてゐる。

(チ) 安徽省の銀錠 徽錠は安徽省の鑄造に係り、漢口にも行はれてゐる。

(リ) 江西省の銀錠 東寶は一に雜寶または上海寶銀と稱し五十兩にして、品位悪しく、南昌に行はれてゐる。

粉寶は一に漢口備銀と稱し五十兩にして、南昌に行はれてゐる。

鹽封は碎銀にして、鹽の拂下に用ひ、南昌に行はれてゐる。

税封は碎銀にして、厘金の納付に用ひられ、南昌に行はれてゐる。

鏡面は前清の時江西布政司の鑄造に係り、量目六兩乃至十兩、品位九八位。

江西方鑄は私鑄に係り、五兩、八兩、十兩等がある。

江西方寶は五十兩にして江西省に行はれてゐる。

兵餉銀は品位九八八位にして江西省に行はれてゐる。

關料銀は江西常關の鑄造に係り、量目十兩品位九九位。

江西の銀錠は漢口にも行はれ、これを贛州錠といふ。

(ヌ) 湖北省の銀錠 公估二四寶銀は漢口に行はれてゐる。

荆沙錠は一に荆州沙錠荆沙生銀とも稱し、五十兩内外にして、荊州・沙市に行はれてゐる。

湖北寶は一に湖北元寶とも稱し、五十兩内外にして、湖北税關の鑄造に係る。

武昌關錠は五兩内外にして、武昌關の鑄造に係る。

足色紋銀は五十兩にして宜昌に行はれてゐる。

昌關子は三錢、五錢、兩等にして、武昌關の鑄造に係る。

老寶銀は襄陽に行はれてゐる。

漢潮は五兩にして宜昌に行はれてゐる。

(ル) 湖南省の銀錠 公議十足銀は十兩内外にして、純銀といふも實際は九九九位にすぎず、長沙に行はる。公

議十足大寶銀は五十兩内外にして長沙に行はれ、品位は前者に同じ。

正解寶銀、雜解寶銀、正介寶銀、雜介寶銀の四種・長沙に行はれ、これを介項銀と稱し、政府への納税に用ふ。前

二者は馬蹄形にして後二者は四角形、後二者は漢口にも行はれ、これを湖南錠または方錠といふ。

市紋銀は湘潭、常德の鑄造に係る。

票銀は湘江の鑄造に係る。

龜寶は五十兩にして湖南省に行はれてゐる。

(ヲ) 四川省の銀錠 川白錠は一に足色票銀、川票色銀、十兩錠票色銀等と稱し、十兩強にして、重慶、成都等

に行はる。これに新票、老票、套票の三種あり、一は純銀、二は古銀、三は惡銀である。

夔關銀は十兩にして、夔關の鑄造に係る。

これら四川省の銀錠を川錠と稱し、宜昌にも行はれてゐる。

(ワ) 浙江省の銀錠 十足寶銀は五十兩にして湖州に行はれ、純銀と稱するも、實は二七寶である。

元寶は五十兩内外にして杭州錢莊の鑄造に係る。

錠子は五兩乃至十兩として杭州において鑄造せらる。

(カ) 福建省の銀錠 閩錠は十兩九九位にして福州に行はれ、官號の鑄造に係る。その他福州には海關銀及び二四庫銀ありて、いづれも當地の鑄造に係る。なほ外省より流入せる銀錠には次のごときものがある。

大寶 上海天津の鑄造 五十兩内外。

司寶 天津の鑄造 同。

京錠 北京の鑄造 十兩内外。

(ヨ) 廣東省の銀錠 廣東方鑄は十兩にして廣東税關の鑄造に係る。

番銀は品位九九八位にして廣東に行はる。

(タ) 廣西省の銀錠 足銀は廣西に行はる。

花銀は五十兩にして桂林に行はる。

花紋は桂林に行はる。

(レ) 雲南省の銀錠 公估銀は一に牌坊錠といひ、四五兩にして、銀錠の鑄造に係り、品位良好にして、關稅・

租稅・厘金等の納入に用ひられ、市上に好く流通する。

紋銀は一に元絲錠または母鷄銀と稱し一兩内外にして、大理府以西に行はれ、その品位は精良である。

市銀は四、五兩乃至十兩にして、思茅のみに行はれ、品質良好ならず、流通もまた自ら圓滑でない。

元江銀は一兩にして品質劣等、主として元江州に行はれてゐる。

猛撒銀はその形が元江銀に似、一兩内外にして品位悪しく、猛撒に行はれてゐる。

鍋片銀は二兩乃至十兩にして、品位八八位乃至九二位にて、主と産茶地方に行はれてゐる。

雲南の銀錠は漢口にも行はれ、これを石鑄といふ。

(ル) 貴州省の銀錠 票銀は十兩にして品位は北京の十足銀に同じく、貴陽は行はれてゐる。

巧水銀は品位種々にして、九八〇位乃至九九五位・九五六位乃至九九五位等あり、貴陽に行はれてゐる。

羅々銀は一兩内外にして、品位は九八〇乃至九九五位、貴陽に行はれてゐる。

貴州の銀錠は漢口にも行はれ、これを貴州餅といふ。

(ソ) 奉天省の銀錠 錦寶銀は奉天錦州等に行はれ、その品位は營寶に劣る。

營寶は一に營清寶、營平現寶と稱し、營口において鑄造したるものにして、五十三兩五錢、品位は九九二位、營口・新民府等は行はれてゐる。

鎮寶銀は五十三兩五錢にして、安東縣に行はるるも、その品位は低い。

本槽は新民府各錢舖の鑄造に係り、その品位は良好でない。

鹽桿は重さ十兩にして營口は行はれてゐる。

乾化銀は劣等銀にして營口に行はれてゐる。

寶排子は兵士の給與に用ふる薄片の銀にして、營口に行はれてゐる。

錢糧子は一兩乃至四五兩にして、營口に行はれてゐる。

(ツ) 吉林省の銀錠 大翅は吉林・長春等の鑄造に係り、五十三兩五錢、品位九九二位なるも、實際は九八位に

すぎず、滿洲各地に流通する。大翅は一に大翅寶、大翅寶銀とも稱し、吉林鑄造のものは、吉林寶といふ。

第三節 結 言

前述のごとき各種の銀錠は、夫々量目品位を異にするも、使用に便するために、略ぼ一定の形態に鑄造せられたるものにして、その形態に關しては、何等法律上の規定あるにあらず、しかれども銀錠は換算の上、恰も法定貨幣のごとく授受せられ、無制限通用力を有し、大取引に使用せられてゐる。

銀錠は近年に至り

- 1、埋藏
- 2、輸出
- 3、熔解

等のために減少し、銀元の流通は逐年盛大に赴きつつある。これは支那が秤量貨幣時代より定位貨幣時代に推移しつつある證左であるが、この過渡時代にあたつて

- 1、振替拂制度
- 2、銀元秤量制度
- 3、銀元換算制度

等を採用し、兩單位を保持し、銀兩制を固持しつつある。これは元單位の確立を見ない結果であるとはいへ、古來久しく費用し來つた兩單位を廢して、新に元單位を採れるためにして、幣制の確立を策するに當つて、兩單位を採用せざりし罪に歸せざるを得ない。勿論當時外國銀元の流通を見、元單位を採るの便なるを主張せしも、若し兩單位を採用し、兩單位に據る銀本位制によつて、通貨の統一を圖りしならんには、今日のごとき混亂を呈しなかつたであらう。(一九二四、四)

第七章 鏢 局

第一節 性 質

鏢局とは運送保險業者の一種にして、一に鏢局、鏢局といふ。鏢、鏢、鏢は同音にして意義相通じ、一種の武器を意味する。これは貨物を護送するものが、鏢なる一種の武器を携帯せるに因る。

船行、車行等の運送問屋は、營業上正當なる注意を缺き、または悪意より生ぜる損害に對しては、賠償の責任に任するが、これは營業上當然の結果として賠償するものにして、保險業を兼營するがためでないことは、不可抗力によつて生ぜる損害に對しては、「聽天命」と稱して、その責に任ぜざるに徴して明である。これに反して、直隸省臨榆縣の轉運貨棧、福建省順昌縣の泊頭及び北部支那・滿洲の鏢局の如きは、不可抗力によつて發生せる損害に對しても、その賠償に任ずるものにして、これは保險業を兼ぬるがためである。かくのごとく支那固有の保險業は、その發達極めて幼稚にして、外國保險會社の設立せらるるまでは、未だ劃然運送業より分離獨立するの域に達しなかつたのである。

しからば、かかる運送保險業者と鏢局との差異如何といふに、鏢局は

- 1、陸運を本業とする
- 2、盜難保險のみ營む

ものであるから、茲に鏢局の定義を下せば、鏢局とは盜難保險を營む陸運業者であるといふことを得る。

第二節 沿革

鏢局の沿革については、史籍の徴すべきものがないから、その起源を明にすることができないが、かなり古くより山東地方に發生し、各地に傳播したものと見て、最初山東地方に起つたことは、支那人の均しく確認するところにして、また鏢局の主人が、多くは山東人なるに徴するも、明白なる事實である。その大に行はるるに至つたのは、營口における鏢局が、一時その數二十戸に達し、その多くは開業後五六十一年を経過せるによつて考ふるに、第十九世紀の中葉以前であつたと推察するに難くない。

第三節 起因

鏢局の起因如何といふに

- 1、盜賊の横行せること
 - 2、交通の不便なること
 - 3、保險思想の發達せること
- の三因に歸することを得るであらう。

1、盜賊の横行せること
 由來支那は國土廣大にして、政令普からず、所在盜賊は黨を結んで横行し、交通の危險實に甚しきものがある。商人は自己の貨物を輸送するに際しては、常に多大の冒險を敢てしなければならぬ。茲においてか、盜難保險を營む

ものの出現を要求するに至つたのである。

- 2、交通の不便なること

隊商時代を去つて、貨物は運送業者に託して遠地に輸送し、商取引をなすやうになつたが、未だ鐵道の如き安全迅速なる交通機關の發達することなく、貨物は必ず河船または車馬によりて輸送しなければならぬから、盜賊の襲撃を被るを免れない。茲においてか、盜賊の襲撃を防禦し、且つその損害を保險する鏢局の出現を要求するのである。

- 3、保險思想の發達せること

支那においては古來保險思想があつたが、これは救助治安に限られてゐた。近代における商業の發展、信用制度の發達は、到底保險制度なくしては存立することができなくなり、不時の經濟的損害に備ふべき保險制度を要求するに至つた。茲においてか、盜難の頻發に對してこれが保險に任ずる鏢局の出現を要求するに至つたのである。

第四節 分布

鏢局の存在する地域は、殆んど北部支那及び滿洲に限られその他の地方には、これを見ない。蓋しそれは、

- 1、北部支那における運送は主として陸運なること
- 2、北部支那における盜賊の横行が殊に甚しきこと

の二因に基因するものといふべきか。しかして、鏢局は山東地方に起つて、直隸、滿洲一圓に普及し、山西省にも及んだ。その證左として、鏢期または鏢期の語源を考ふるに、現在においては、山西全省・直隸北部においては、決算期を意味するも、その語の初期においては、鏢局の發着往來せる時期を意味せるものにして、これにより是等の諸地

方にも鏢局が、時期を定めて往来し、現銀の運送に従事せることを推察し得るであらう。現に赤峰には鏢局が三軒あつて、直隸省饒陽の本店よりこの地の客店内に止宿し、各標期(年六期)毎に現送の託送を待ち、これが輸送をなすつたつある。

第五節 設立

鏢局を經營すべき人は、普通の人ではない。蓋し鏢局は、盜賊と氣脈を通じ、これに啖はすに利をもつてし、盜難を防止するにあるから、その經營者は、内外に向つて聲望を有し、一片の俠氣能く股賊を服せしむるに足るべき豪邁の性格を備ふるものでなければならぬからである。従て普通鏢局の主人は盜賊の領袖にして、正業に復してゐるものである。それ故に一家相傳の業務であることはできない。屋號は甲より乙、乙より丙へと轉賣せらるるを常とし、假令盛名を博し業務の隆盛他に比類のなかつた鏢局も、若し新に相繼いだ局主の膽力武藝等にして、聲望を失ふことあらんか、該局は一朝にして人氣を失ひ、遂に他に壓倒せらるるに至るのである。

鏢局の設立には、官衙の特許を受ける必要があり、その特許狀を官票といひ、これによつて營業の特權を證明し、同時に他人に同種營業の經營を許さざるを常とするも、他の特許商におけるが如く、官衙の特許を得ずして開業せるものもまた少なくない。支那人はこれを區別して、前者を鏢局といひ、後者を鏢局または鏢局といふ。現に長春における鏢局は、いづれも官票を有することはない。これは該地方においては、馬賊猖獗なる結果、若し鏢局に官票を給與せんか、馬賊と氣脈を通じ、進んで官票を利用し、馬賊を働かすに至るの恐があるからであつた。すなはち官衙はこれに官票を給せずして、その營業を默認してゐるにすぎない。

第六節 資本

鏢局の規模は甚だ小にして、多くとも一、二千兩内外の資本を有するにすぎない。普通數百元にして、使用人の給料、食料、雨費等を要するのみ。かく鏢局が少資本をもつて營業し得るのは、その業務の性質が、對人信用に係るがためとはいへ、元來鏢局と盜賊とは、その關係頗る密接にして、鏢局は常に金錢、銃器、彈藥、馬匹等を贈り、時としては彼等を隱匿する等、頗る盜賊の保護に力め、従て盜賊も鏢局の保護せる貨物ならば、敢て犯すことが少い。これが鏢局が小資本を以て保險業務を經營し得る所以である。

その營業所のごときも皆裏通にあり、その小なるものに至つては、特に營業所を設けず、客棧または馬店に寄寓してゐる。

鏢局はいづれも護送用として刀械銃器等を有するは勿論、運送用として車船の設備をももつてゐる。しかし、その小なるものにあつては、刀械銃器等を有するも、車船の設備を缺き、他の依頼を受くるときは、隨時にこれを借入るにすぎない。

第七節 組織

局内の組織を観るに

掌 櫃 的 一人 (支配人)
管 賬 的 一、二人 (會計係)

外 櫃 的 五、六人（手 代）
司 務 若干（護送壯丁）

にして、その大なるものにあつては、使用人三、四十名を有してゐる。

第八節 營業

- (1) 營業範圍 鏢局の營業範圍は頗る廣く、本局の外、他に數箇所の分局を設け、また他の鏢局と連絡を保ち、營業してゐる。今一例として、長順鏢局の營業範圍を觀るに、直隸省津海道河間縣の謝姓の經營に係り、本局を同道樂亭縣に設け、分局を北京、天津、營口、奉天、長春、吉林、哈爾濱、阿什河、北林子、呼蘭等に置き、その他の地方における鏢局と連絡を保ち、店員三、四十名を擁し、廣く營業してゐる。
- (2) 取扱貨物 鏢局の取扱貨物は、普通貨幣地金銀及貴重品に限られてゐる。それはその保險料が高率なためである。但し滿洲地方における鏢局は、大豆、綿布、雜貨等を主として取扱ひ、例外をなしてゐる。また滿洲においては、直隸祁州の藥材、東山の鹿茸、人參、江北の貂皮等は、必ず鏢局の運送に託する慣習である。この外車馬をも保險せしむるものがある。
- (3) 運送方法 貨物の運送を申込むときは、鏢局は即刻貨物の種類及數量を檢查し、保險料（鏢力）及び運賃を協定し、保險料を支拂ふときは、運送保險證券（鏢單、鏢票）を作成する。今、營口鏢局における鏢單の様式を見るに次のごとくである。

<p>某 字 某 號</p> <p>年 月 日</p> <p>今 保 送 某 店 大 車 去</p> <p>某 處 某 號 名 下 襍 貨 一 票</p> <p>共 合 鏢 力 幾 元 在 營 付 訖 不 缺</p> <p>言 明 大 包 送 到 某 處 院 內 交 卸</p> <p>某 棧 老 爺 照 收</p> <p>年 月 日</p> <p>某 處 某 鏢 局</p>	<p>某 人 保 送</p> <p>立</p> <p>某 鏢 局 印</p> <p>某 號</p>
--	---

次に濟南鏢局における鏢單の様式を觀るに次のごとくである。

濟 公 盛 標 局 南	
立標票人王燕嶺係武城恩縣王庄人	今在開村鎮油店街開設公益標局今
攪到	標車 輛計標銀
言定包送至	言明標馬銀人每兩當日交足無欠路
上如遇關津渡口以及送標人刀難如	有差錯盡問執事人
一面承管恐後無憑立標票存	照標車送到標票退回酒錢在外
計送標人	年 月 日
掌櫃人	立

右の運送保險證券は、ただ一通を作成するのみにして、寄託者に交付することなく、貨物とともに目的地まで携帯せらるるものにして、寄託者には何等の證券をも交付することはない。満洲においては、寄託者と運送保險證券を複製することも少く、標局はただ毛紙摺と稱する大なる折本に、順次荷受人宛の送状を記載し、これを目的地に持参し、寄託者に對しては何等の證券をも交付することがなく、その手續は頗る簡單である。

かくて運送保險の約定が成立すれば、標局は驛車(標車)または民船(標船)を仕立て寄託貨物を積載し、晝間は局名を記せる旗(標旗)を車上または船上に立て、夜間は同じく局名を記せる提灯(標燈)を掲げ、武装せる壯丁(司務)これが護送の任に當り、晝夜兼行目的地に運送する。従來貴重品を載せたる場合には、掌櫃的が自ら護送してゐたが、近來は布貨を載せたるものも使用人を附せざることもある。五車に一人位を附することもある。紙、砂糖その他の雜貨は、人を派送せずして單に車夫に標單を持たせるにすぎない。

貨物が目的地に到着し、荷受人に引渡したときには、先づ携帯し行ける運送保險證券面または毛紙摺面に受取の旨(收訖)及び年月日の記入、店印の押捺を請ひ、護送人がこれを携帯し歸り、寄託者に示して、運賃の支拂を受ける。若し護送人なく車夫に託したる場合には、標局宛に郵便をもつて返送せしめる。

(4)、保險料 保險料はこれを標力、標馬錢、標力、標馬銀等といひ、商人は問屋(行棧)の手を経、または直接標局と協定する。保險料は満洲のごとき、貨物に對しては、件(百二十斤乃至百五十斤)を以て單位とする。また貨物につき等級を分つこともある。或る標局にては次のごとく區別してゐる。

- 上等 金銀、人參、鹿茸、麝香
- 中等 紗羅、綢緞、玉器皿、阿片
- 下等 砂糖、紙、棉花、酒、麵、棉絲、セメント、石油、粗布

この區別は、一般に行はるるものではない、近年は單に上等綢緞、中等布疋、下等雜貨と區別するものもある。今營口より奉天鐵嶺への保險料を觀るに、上等一件一吊五百文乃至二吊、中等一件一吊内外、下等一件八百文内外であるが、また各地への保險料を觀るに次の如きものがある。

鐵嶺・奉天	雜貨	布又は豆
長春	一吊	二吊
法庫門、通江子	二	三
開原	一、五	二
吉林	三	一、五
吉林	三	四
芝罘	一三〇吊	濰縣 六〇吊
青島	一二〇	沙河 九〇
天津	一〇〇	甯陽 八〇
上海	一四〇	沂州 一〇〇
濟南	六〇	萊州 八〇
銀塊一錠(五十兩内外)	吉林 五〇〇文	營口 二角
日露紙幣一萬圓	五〇吊	九〇吊
吉林官帖一萬吊	二〇吊	

保險料を定むるに價格を標準とする地方がある。例へば周村の例を觀るに次のごとくである。
 長春における保險料を觀るに、貨幣と貨物により自ら決定方法を異にし、次のごとくである。

貨物每一件(二百五十斤) 一吊五〇〇文

(5)、損害及び損害賠償

鏢局は馬賊と連絡を有し、鏢局の保險貨物たることを示すに、晝間は鏢旗、夜間は鏢燈を掲げてゐるから、鏢局と連絡ある馬賊は、敢てこれを襲ふことは極めて少く、鏢局と馬賊の間には、合言葉(切口)があり、若し疑はしいときは合言葉をもつて互に眞否を確める。しかし馬賊以外の散賊に出會はすか、或は馬賊との連絡の不充分なこともある。また假令連絡あるもなほ時として掠奪を免れないことがある。この場合には護送人(保送人)は先づ彼等と談合して無事通過を求めるが、若しこれを聽かないときは、先づ自己及び車夫の所持金を與へ、なほ許さなければ、遂に武器をもつて、相闘ふやうになる。しかし多くは茲に至らずして看のがすのを常とする。損害に對しては、目的地市場の價格により損害の全額を賠償するを原則とするが、全部賠償するが如き場合は稀にして、寄託者も災難として讓歩する慣習である。また護送人罹災の際、股賊に對し争鬭の結果負傷するときは、情狀によつて酌減し、若し局員の一名が斃死するときは、普通賠償することはないといふ。すなはち當時の情狀によつて酌定するを常とする。
 鏢局は保險業者たると同時に運送業者であるから、運送業としての充分なる注意を拂はなかつたために生じた損害に對しても、當然損害賠償の責に任じなければならぬ。従て若し車夫に輸送せしめ、車夫の不注意より生じたる損害は車夫をして賠償せしめ、その損害が大きく車夫の賠償できないときは、車夫補を助して賠償する。

第九節 結 言

鏢局は、交通不便に、盜賊の横行せる時代には、その數頗る多く、その業務も頗る隆盛であつたが、鐵道の開通し

て以後、貴重品は多く鐵道により、河船・車馬による貨物は、廉價にして保險の必要少きものが多く、且つ巡警制度の成立以來賊難も頗る減少したから、その營業も殆んど單獨に存立し難く悲況に陥つた。そこで、鑄局はその輸送上における經驗と運送業者との連絡を利用し、進んで運送問屋を兼業するに至り、現在においては、保險業は寧ろ副業の觀がある。故に將來鑄局がその影を絶ち、運送と保險との兼營より發生せる赤荷證券も、また自ら消滅すべきことは當然にし、蓋し甚だ遠くはあるまい。

第八章 支那におけるギルドと幣制との關係

第一節 序 言

支那におけるギルドの起源は、これを審にすることはできないが、すでに漢唐の時代に發達したものと推測せられる。ギルドは南宋の時これを團行と稱し、現代においては公所、公會、幫等と稱する。ギルドは古來、社會上政治上に多大の勢力を有し、今なほその勢力を保持しつつある。今支那におけるギルドと幣制との關係を觀るに、ギルドは概ねその本位貨若くは標準貨を異にしてゐるが、今これを概括すれば次のごとくである。

- 一、銅錢を本位とするもの
 - (イ) 銅錢の計算法を異にするもの——(ロ)私錢混合の割合を異にするもの
 - 二、銀元を本位とするもの
 - (イ) 銀元の種類を異にするもの——(ロ)銀元の大小を異にするもの——(ハ)銀元の品質を異にするもの——(ニ)銀元の相場を異にするもの
 - 三、銀兩を本位とするもの
 - (イ) 銀平を異にするもの——(ロ)銀色を異にするもの——(ハ)銀平色を異にするもの
- 次下少しく事實について、以上の諸事項を説明するであらう。

第二節 制錢を本位とする場合

別に述べたがごとく、支那においては古來短陌なる銅錢計算法行はれてゐたが、その方法は同業組合によつて異つてゐる。今「東京夢華錄」を見るに

「都市の錢陌は官七十七を用ひ、街市七十五を通用し、魚肉菜は七十二陌、金銀は七十四、珠珍、雇婢、買蟲蟻は六十入、文字は五十六陌、行市には各長短ありて使用す」

といつてゐる。すなはちこれによれば、當時政府においては、銅錢七十七文をもつて百文と計算し、市中においては一般に七十五文をもつて百文と計算し、魚肉菜商は七十二文をもつて百文と計算し、金銀商は七十四文をもつて百文と計算し、珠珍商、婢呢周旋商、蟲蟻商は何れも六十八文をもつて百文と計算し、書籍商は五十六文をもつて百文と計算し、各同業組合によつて銅錢の計算方法を異にしてゐたことが明かである。かくのごとき慣習は、後代においても、各地のギルドにおいてこれを見得たであらう。現に重慶においては、錢莊は「九九六提之規矩」、すなはち銅錢九百八十四文をもつて一吊文と計算する方法を採つてゐるのに、錢桌子のみは九八錢すなはち銅錢九百八十文をもつて一吊文と計算する方法を採つてゐる。

支那においては私錢が夙に出現し、官錢と混合して使用せられつゝあつたが、ギルドによつて私錢に對する取扱を異にしてゐる。すなはち或る組合には私錢の混合通用を認めざるものあり、或る組合には私錢の混合通用を認むるも、その混合割合を規定せるものあり、また組合によつてその混合割合を異にするものがある。例へば杭州においては雜貨店、書店、筆墨店、質屋、古着屋、藥店、絲物店等は、夫々同業組合の規約によつて、收支の銅錢中に私錢

を混合するのを認めないが、その他の同業組合においては、一般に故障なく私錢の混合通用を認めつゝある。また上海においては、市上の小商人の使用する銅錢はこれを市錢と稱し、形狀大小不一品質粗惡なる私錢を混合してゐる。しかるに吳服商もこれと同一の銅錢を用ひこれを衣牌と稱し、醬油販賣商は市錢衣牌より稍々善良なる銅錢を用ひ、これを醬牌といふ。衣牌醬牌の相場は、四五日目に夫々の公所において定められ、その相場は略ぼ同一である。また支那銀行間における勘定尻の受拂には、墨銀を決算するに錢找頭なる銅錢を使用し、その品位は中等のものと思惟せらる。これらが上海における同業組合において、銅錢中私錢の混合について異なる方法を採つてゐる證左である。その他各地においても、銅錢の使用についてギルドによつて私錢混合の割合を異にし、その價格を異にし、その名稱を異にしてゐるが、これを概括すると次のごとくである。

中	頭	錢	百文中私錢五、六文あるもの	四	六	錢	百文中私錢四十文あるもの	
一	九	錢	百文中私錢十文あるもの	五	五	錢(對開)	百文中私錢五十文あるもの	
二	八	錢	百文中私錢二十文あるもの	例	四	六	錢	百文中私錢六十文あるもの
三	七	錢	百文中私錢三十文あるもの	例	三	七	錢	百文中私錢七十文あるもの

【註一】 東亞同文會發行『濟國商業綜覽』第四卷第二七三―四頁

【註二】 外務省通商局『通商彙纂』第二〇二號

【註三】 東亞同文會發行前掲書第四卷第一一八―九頁

【註四】 大村欣一著『支那政治地理誌』下卷第三五五頁、東亞同文會發行前掲書第四卷第二八六―七頁

第三節 銀元を本位とする場合

ギルドにおいて銀元を本位としたはこれを取扱ふ場合においてギルドによつて、その種類、大小、品質、相場を異にするものがある。

本洋すなはち西班牙弗若しくはカロラス弗 (Carols dollar) は、蕪湖においてはギルドの標準貨にして、その相場はギルドにおいて決定せられてゐたが、現在においてはこれを標準貨とすることを廢止した。

ギルドにより、大洋錢勘定を用ふるものあり、小洋錢勘定を用ゆるものあり、兩種勘定を併用するものあり、しかしつづれの場合においても、兩種勘定のいづれによるべきやの金額に差異がある。

ギルドにより、銀元の品質、すなはち銀元の無傷なるもの (光洋) を本位とするか、銀元の有傷なるもの (爛洋) を本位とするかの差もある。

ギルドによつて、同一銀元に對しても、その相場を異にする場合がある。前述せるがごとく上海においては、吳服商は衣牌、醬酒商は醬牌、銀行は錢找頭を使用するが、これと實銀との相場を觀るに、墨銀一元は普通衣牌九百十文内外、醬牌八百九十九文、錢找頭八百文外である。^(三)これは標準貨たる銅錢の品質の差に由るよりも、寧ろギルドにより墨銀の相場に差を付するものといふべきである。た杭州においては、墨銀一元の平準價格は錢銅一千文であるが、實藥店は市價に六十文を加へ、米行は十二文を加へることがある。^(三)これも實藥店と米行において墨銀の相場に差を設くるがためである。

【註一】 J. Edk'ns, Chinese Currency, p. 64.

【註二】 東亞同文會發行『清國商業綜覽』第四卷第一一八—一九頁

【註三】 同書第四卷第三〇—三二頁

第四節 銀兩を本位とする場合

支那各地には夫々その地の標準兩あり、しかもギルドが銀兩を本位としたは取扱ふ場合において、その地の標準兩によらず、ギルドによつて銀兩の平、色、若しくは平色を異にするものがある。

銀平すなはち銀兩を計るに用ゆる秤を異にする場合を觀るに、周村においては錢業者は村錢平、雜貨商は市平、羊皮商は毛店平、絲綢店は絲店平を使用する。^(三)新絳においては錢業者は公議平、溼布平、羊皮商は羊皮平、牛皮商は牛皮平雜貨商は雜貨平、金珠商は金珠平を使用してゐる。貴州においては公估局は公估平、市中は貴平を使用してゐる。^(三)

ギルドによつて、銀色すなはち銀兩の品位を異にするものがある。例へば梧州においては各行とも、平は九九二平 (廣東司碼平の九九二なり) を用ゆるが、その銀色に至つては相異あり、すなはち銀元を九九二平にて秤量するに、銀行絲行にては、控はないが他行においては控があり、しかし單控を用ゆることが多いから、廣東に比べれば簡便である。今各行の標準銀の控を見るに次のごとくである。

平	碼	行(同業者間)	九八	絲	行	內控なし
同	(他業者間)		九九二	杭蘇綢緞行(同業者間)		九九
雲	茶	行	九八	同	(他業者間)	九九二
海	味	行	九七			

銀の平色すなはち銀兩の量目品位を異にする場合を觀るに、漢口においては標準銀は漢曹平、二四寶であるが、百

般の商買は一として標準銀を用ふるものなく、皆標準銀に對して量目品位の割引をなしてゐる。その種類の多きこと數百に達し、その比價の算法も最も複雑である。今その重要な銀兩を觀るに次のごとくである。

品名	平(曹平に比較す)	色(二四寶に比較す)	二四寶(足兌)	摘要
公估局	平九八、六	九八、七	九八、七	估賣といふ
錢莊	錢平(正平)九八、五	九八、〇	九八、〇	它紋といふ
外川	洋例平九八、六	九七、五	九七、五	洋例紋といふ
四川	九八、〇	九八、〇	九八、〇	多く仕入品に用ふ
湖南	九八、〇	九八、〇	九八、〇	多くこれを用ふ
山西	九八、五	九八、六	九八、六	同上
天津	九九、二	九八、七	九八、七	同上
廣潮	九八、六	九八、〇	九八、〇	同上
寧波	九八、〇	九八、五	九八、五	同上
廣湖	九八、二	九八、五	九八、五	同上
桐油	九八、〇	九八、〇	九八、〇	漢
雜糧	九八、〇	九八、〇	九八、〇	同上
白米	九八、〇	九八、〇	九八、〇	同上
區廣雜貨商	九八、〇	九八、〇	九八、〇	同上
牛皮	九八、〇	九八、〇	九八、〇	同上
棉花	九九、〇	九九、七	九九、七	同上

綿布	九八、三	九八、〇
藤油、桐油、茶油、生油	九八、五	九八、七
漆油	九八、〇	九八、〇
香油、皮油	九八、五	九八、七
洋火石油	九八、〇	九八、〇
緞布	九八、六	九八、〇
阿片	九八、六	九八、〇
朝鮮人蔘	九八、六	九八、〇
白蠟	九八、〇	九八、〇
黃洲白絲	九八、九	九八、〇
沔陽生絲	九八、二	九八、〇
砂糖	九八、〇	九八、〇
生漆	九八、六	九八、〇
茶	九八、六	九八、〇
棕栢	九八、六	九八、〇
汽船及夾板運賃	九八、六	九八、〇
蘇、大	八八、〇	九八、〇
福建	九八、三	九五、〇
雲貴	九七、九五	九八、六

漢口同業者これを用ふ
 同上
 同上
 同上
 洋例と同じ
 同上
 同上
 寧波商仕入品のみに限りこれを用ひ、他幣はこれと異なる

第八章 支那におけるギルドと幣制との關係

雜貨	九八、〇	九八、〇
海產物	九八、〇	九八、〇
藥材	九八、〇	九八、七
白布	九八、〇	九八、五
綢緞	九九、二	九八、五
白蠟	九九、一	九七、五
正頭	九八、六	九八、〇
銅鐵	九八、〇	九八、〇

これら各銀兩を他銀兩に換算する算式は次のごとくである。^(六)

Aの用ゆる平兌の和とA'の用ゆる平兌の和との差を求め、これを一千より減じ、換算せんとする銀(A')に乘(除)し、一千を以て除(乘)するものとす

今A'に換算せんとする銀数をM、A平をA、A兌をB、A'平をA'、A'兌をB'とすれば次のごとくである。

$$M \times [1000 - ((A+B) - (A'+B'))] + 1000 = A'銀$$

$$M \times [1000 - ((A+B) - (A'+B'))] \times 100 = A'銀$$

長沙においては一般に長沙錢平を用ふるも、藥材商は藥平、廣東商は廣平、米穀商は九一元絲銀を用ひ、またその銀色を異にしてゐる。

藥材商	藥平	廣東商	廣平	米穀商	九一元絲銀
	平	九九三位	廣平	平	八九三位
				色	

廣東における標準銀は司碼平二七寶であるが、ギルドによつて銀兩の平色を異にしてゐる。銀色の標準銀に對する比を扣または控と稱し、それは漢口等の兌に相當する。控はこれを漢口に比すれば頗る錯雜し、漢口の兌は單なるも廣東の控には單ありまた雙もある。例へば綢緞行は九六の單控なるも、蘇杭洋貨正頭行は九五及び九四の雙控であるがごとくである。また同業者間取引に用ふる控と他業者間取引に用ふる控との異なることもある。例へば書店にては同業者(同行)に對しては九折を用ふるも、他業者(外行)に對しては司銀を用ふるがごとくである。また同一業に屬する商品も、品質の異なるにより控を異にするものがある。例へば海貨店にて魷魚の賣買には九五の單控を用ひ、淡菜の賣買には九一及び九五の雙控を用ふるがごとくである。今廣東商買の用ふる銀兩の平控秤を示せば次のごとくである。

錢莊	九九七	平	控	秤
綢緞雲紗布正行	九九八			
蘇杭洋貨正頭行	九九六			
日本布疋及庫衣舖	九九六			
綿布(問屋と仲買人間)	九九九			
同(仲買人と小賣商間)	九九九			
同(小賣商と顧客間)	九六			
大行米埠	九九八			
本店米店	九九八平			
	九九六平			
				九八
				九八秤又
				七〇三

漆器(卸賣)	九〇	
同 (小賣)	九六	
書 店(同業者間)	九〇	
同 (他業者間)	司銀	
海 貨(各種魷魚、干貝、裙莎翅、大地魚等)	九五	司秤に照らし毎百斤五斤を加ふ
同 (各種淡菜、鮑魚遠參等)	九五	同 上
同 (各種蠔鼓、墨魚、紫菜、蝦米等)	九五	同 上
同 (白果、栗肉、各菴香、信千、百合、紅豆、大小中小石耳)	九五	同 上
同 (蝦肉、干貝、碎鮑魚殼、鯨肉)	九五	同 上
同 (銀魚、羅蘭絲威桂魚)	司銀	司秤
同 (海帶、紙大菜絲、海帶絲)	九七二	司秤に照らし毎百斤五斤を加ふ

廣東一商買の用ふる或る銀數を司秤司銀に換算するには、司平司銀の和より該商買の用ふる平と控との和を減じ、その得數を更に一千より減じ、これを換算せんとする或る銀數に乘じ、一千をもつて除するのである。その算式は次のごとくである。(或る銀數をMとする)

$$M \times \frac{1,000 - [(司平 + 司銀) - (平 + 控)]}{1,000} = 司平司銀$$

以上は單控の場合であるが、双控の場合には双控を和してその千を去り、更にこれを平に和するが、それ以上は單控の場合と同じく。その算式は次のごとくである。

$$M \times \frac{1,000 - [(司平 + 司銀) - (控 + 控) - (1,000 + 平)]}{1,000} = 司平司銀$$

また甲商の用ふる銀數を乙商の用ふる銀數に換算するには、先づ甲商の用ふる平控の和と乙商の用ふる平控の和を求め、甲の和乙の和より大なれば、その差額を一千より減じ、その殘額を換算せんとする銀數に乘すべく、これに反して小なれば、その差額を一千より減じ、その殘額をもつて換算せんとする銀數に乘するのである。^(六)

- 【註一】 中國銀行編『內國匯兌計算法』第七八頁
- 【註二】 同書 第四三二—三三頁
- 【註三】 同書 第四六二頁
- 【註四】 東亞同文會發行『清國商業綜覽』第四卷第三六四—三五頁
- 【註五】 同書 第四卷第二一六—二二二頁
- 【註六】 同書 第四卷第三三二—三三八頁

第五節 結 言

前述のごとくギルド(同業組合、同郷組合を含む)は、支那幣制上に至大の關係を有してをるが、それは古くよりの現象にして、北宋の時初めて四川省成都において交子なる紙幣を發行せるも、その地における富戸十六戸の組織せるギルドの手によるものである。今前述したところを總括するに、支那においてはギルドは

- (1)、通貨を創造し、
- (2)、通貨を評價し、
- (3)、通貨を淘汰し、
- (4)、幣制を錯雜する等の勢力をもつてゐることが判る。

ギルドが、各その標準貨を異にし、通貨の取扱を異にする所以は、同業者並に同郷者の利益を保持増進せんがために

外ならない。しかしてギルドが、自ら幣制を構成し運用するのは、支那においてギルドが有力にして、官憲が無力なるに基因するものといふべく、エドキンスは、新任の財政官や高級官は、その地の商務に通曉せず、商業政策に對しては、白紙主義を採り、寧ろギルドと提携し、その意見に聽き、斷然たる改革をなさず、各ギルドの代表者は、恰も

一小王國のごとく、商事議會を組織し、自己の利益と地方的偏愛を主持すとの意味を述べてゐる。
近年支那幣制改革は内外官民の論議するところにして、屢々改革せられたが、未だ國內幣制の統一は、實現するに至らず、幣制は舊に仍つて錯雜紊亂してゐる。これは一は政府の怠慢と財政の窮乏によるとはいへ、他民間におけるギルドが、自己の利益を擁護するために、幣制の統一を希望せざるにもよるものといふべきであらう。蓋し今日のごとく幣制の錯雜紊亂するときは、ギルドは各その勢力を擁護し得るも、一朝幣制が統一整頓せらるゝ曉には、その勢力を失墜し、失業者を續出し、競争者を招致するに至るからである。しかし國民經濟上より觀るときは、一部舊の特権者の損失を度外視し、國民のため將た財政のため、幣制を統一改革するは、一個の必要重大なる問題である。この問題を解決するためには、官民の協力を必要とし、政府は熱心に改革事業を促し、國民は熱心にこれを援助し、ギルドは區々たる私利を捨て、國家の大利を取るべきものである。(一九三四、三、一)

【註一】 I. Edkins Chinese Currency. P. 137

第九章 貨幣制度より見たる支那社會の封建性

第一節 支那社會の封建性に關する論争

これまで吾邦においても、支那社會について、種々な人々が種々な方面から、これを研究してゐたやうであるが、その多くは支那の家族制度だとか、支那のギルドだとか、支那の同郷團體だとかいふ方面にとゞまり、支那社會について、確乎たる社會科學的見地から、綜合的徹底的な研究を試みたものは、全くなかつたやうに思はれる——少くとも私の知る範圍において、極く最近までは。このやうな状態は、支那においても、また同じやうであつたが、支那においては國民革命が漸く高潮に達し、殊にその理論闘争が盛になつて以來、新興支那の青年達は、社會科學的見地から、自らの社會に對して、鋭いメスを下すやうになり、その研究は眞に面目を一新し、殊にマルキシズムの支配を受けて、支那社會は封建社會であるか否かについて、盛に論争が行はれるやうになつた。その分野を見るに、大體において、右派は封建性を否定し、中間派は封建性を肯定し、左派は封建性を高調するといふ状態にあり、未だ統一されてはゐないが、現國民政府の理論を支持する中間派においても、支那社會の封建性を肯定し、これに基いて黨員を訓練しつゝあり、殊に上海特別市黨部のごとき左傾的黨部は、近來封建勢力の擡頭に刺戟されて、中央黨部に對して、封建勢力を推毀せよとの建議案を提出し、左派の支持をも受けつゝある現状である。この問題は、從來吾邦の人々の支那社會に對する研究よりも、より科學的であり、またより興味あるものであるから、こゝに貨幣制度——それはかつて私が専門としたものだが——といふ一視角から、検討を試みたいと思ふ。勿論支那社會の封建性については、種

々の方面から——例へば財政、繩張制度、親分制度、乞食制度、軍制、ギルド、小作制度、政治、産業など——これを肯定することができるが、こゝには單に貨幣制度のみから、眞に局部的検討をなすにすぎない。

第二節 支那貨幣制度の紊亂

近代國家においては、貨幣の鑄造、發行、回收等の權限は、國家に歸屬するを原則とし、貨幣主權は國家主權の一部を構成してゐるといふてよいが、支那においては、また貨幣主權が國家に集中されてゐない。地方民間銀行乃至金融業者の紙幣發行、銀爐公估局の銀兩鑄造鑑定、各種ギルドの標準兩規定等のごときは、國法によるよりも、寧ろ地方慣習法によつて統制されてゐるのである。したがつて銀兩のごときは、地方により、ギルドにより、官民により、夫々品位量目を異にし、その種類數百に上り、銀元のごときは、地方によつては實貨と虚貨の差別がある。銅錢にしても、地方、ギルドにより計算方法を異にし、大錢、中錢、小錢、衣牌、短錢、長錢等がある。一般に通貨は地方によつてその流通状態を異にし、その相場を異にし、それらは封建的ギルドの支配するところである。

次に貨幣主權は中央に集中されず、地方に分散されてをり、近代通貨たる銀元（大洋小洋を含む）銅元すらも、地方有力軍閥の支配下にある地方造幣廠において、無節制に鑄造され、その品位、量目、種類を異にし、幣制の混亂を助長しつゝある。

銀兩紙幣をはじめ各種の通貨は、地方によつて異つてゐるが、他地方に對して本位貨幣となるべき標準銀兩さへも異り、時には銀元さへも同じやうであるから、支那においては今も尙ほ、内國爲替すら他の近代國家におけるとは異り、宛然外國爲替のごとくに、相場の變動、相場建方の差異、支拂期日の差異、現金輸送點の存在等を見ることができ

きる。^(二) また國內においてすら、一地方より他地方への現金輸送に制限或は禁止あり、それは恰も目下吾邦において問題となつてゐる金解禁のやうな問題は、支那においては國內の一地方と他地方との間に目撃し得るのであつて、これらの點から見れば現代支那は宛ら多數小國の分立たるやの觀がある。

以上が、大體、現代支那における貨幣状態であり——貨幣制度とさへもいふことはできないかも知れぬ——それが如何に混亂し、吾々——近代的資本主義國家に育つた吾々——としては、殆んど想像だもし得ないところであることが判るであらう。しかし、封建的なる徳川時代の貨幣状態を目撃し或は知悉してゐる人々には、かゝる支那の貨幣状態も、敢て奇怪ではなからう。

【註一】 拙著『支那内國爲替』序言及附録並に本書前章

【註二】 同上書序言参照

第三節 外國貨幣の侵入

かゝる支那舊來の貨幣制度は、支那を相手として貿易する近代國家にとつては、全く不便であり貿易上の一大障礙であつた。そこでかゝる通貨の授受による不便を免れるために第一に發生したのが、すなはちかの買辦制度である。勿論買辦は、外國商館から一定の手數料を得て、通貨の鑑定をなす一つの任務としてはゐるが、その他に言語の不通、度量衡の複雑、取引商人の信用擔保等あるため、一切の貿易上の障礙を排除することを任務とし、外國の資本主義的侵略の援助者であるのである。それでもなほ不便を感じざるを得ない外國商館は、從來支那にはなかつた新貨幣形態——すなはち銀元——銀貨を輸入してこれを流通せしめ、これによつて利益をあげるとともに、貨幣の混亂によ

る取引上の不便を免れ、経済的侵略のために坦々たる砲車路を築かうとした。比律賓銀、新嘉坡銀、ピアストル銀、メキシコ銀などがそれである。後には日本も、その幣制改革に伴ふ不要の一圓銀貨の處分と支那幣制の紊亂とから暗示を得て、所謂日本圓銀を支那に輸出し、これによつて支那の幣制を統一しやうとしたのであつた。かゝる試みは、將來の幣制統一に新しい礎石を築いたとはいへ、根本を閉却したもので、到底幣制統一の目的を達することはできず、銀元の種類を複雑にしたといふ以外に大なる効果はなかつた。その後長髮賊の亂に伴ふて、英國が税關行政権を掌握するやうになるや、關稅納付に使用する標準銀兩として海關兩を案出採用したが、これのみは、地方的通貨の大海にあつて、たゞ獨り全國的通貨の孤島として屹立することになつた。その後には、たゞ硬貨のみではなく、外國はその銀行をして支那において紙幣を發行する權利を獲得せしめ、今日においても、外國銀行の多くは、紙幣を發行してゐる。滿蒙における吾が金貨、金券の流通、それより以前の露國金ルーブルの流通のときは、外國通貨の侵略として更に一步を進めたものである。

かゝる外國銀貨の在支流通、在支外國銀行の紙幣發行及び外國金貨金券の在支流通などは、支那の貨幣制度が國際資本主義の侵略によつての障礙でありこれを免るゝためであり、経済的侵略の先鋒であるが、他方から見れば支那の貨幣主權を侵害するものであり、一種の政治的侵略であるともいふことができる。

第四節 國家の幣制改革運動と社會の自然的幣制統一

——封建勢力の妨害と民主勢力の支持——

支那においても、國際資本主義の侵略に刺戟されて、前清の末に變法自強の革新運動が起るやうになると、自國産

業の衰微を挽回するには、諸般の改革とともに幣制の改革を斷行せねばならぬとの論議が盛になり、そのために種々の法令が公布され、貨幣主權の確立、貨幣制度の統一を企てた。更に辛亥革命以後に及んでは、この氣運は一層の成熟を見、國幣條例、銀行條例、紙幣取締條例等が公布され、本位貨幣として、當時の大總統袁世凱の肖像を刻んだ一圓銀貨が鑄造され、十進法さへも實施されるやうになつたが、いづれも完全に實現することはできず、革命の失敗とともに、幣制改革も失敗に終つた。その後においても、種々の幣制改革が企てられたが大なる効果もなく、その多くは單に論議または一片の空文に終つたのである。それでも、國內における資本主義の發達に伴ふて、封建的經濟組織が漸次に崩壊し、商品市場が擴大するや、舊來の貨幣制度も、自ら變革を招來せざるを得なくなつた——たとへ國家の改革運動は不完全でも、経済的要求の力は強く、内部的にこれを促しつゝ、すなはち、地方兩の淘汰、銀兩の換算通用、銀元の等價通用、銀兩の手形通用、官票市票の淘汰、通貨流通區域の擴大等がそれであるが、これは商品市場の擴大に伴ひ、貨幣市場も擴大しつゝ、その内部的統一作用を完成する自然的必然過程であるといはねばならぬ。

支那の幣制は、資本主義經濟の成長に伴ふて、かくのごとく漸次に統一されつゝあり、國家の幣制改革運動も、微力ながらこれを助成したことは、前に述べたごとくであるが、今日——否な前清末以來引き續き——この幣制改革を阻害しつゝあるものがある。それは何であるかといへば、その根本的理由は支那における封建的經濟組織がまだ完全に崩壊し盡さないにあるとはいへ、殊に主要なる原因は、封建勢力の妨害作用である、すなはち支那軍閥は地方に割據し、その内の有力なるものは、造幣廠を擁して自由に硬貨を鑄造し、銀行を設けて自由に紙幣を發行し、更に軍閥を支持する貪官汚吏、ギルドを庇護して、彼等の紙幣發行、銀兩保持、貨幣相場操縱等を默認し、若くはこれを彈

壓するを得ず、舊來の貨幣制度を保持しやうとしつゝ、しかも徐々に自滅を辿りつゝあるといふことである。彼等は封建勢力なる一體系を構成するもので、舊貨幣制度の紊亂に乗じて、不正の利得を占めつゝあるのである。これに反して、民族資産階級は、資本主義經濟の發達、封建勢力打破のために、幣制の改革を歓迎するものであり、これを支持しつゝある。また無産階級も、幣制の紊亂による二重の搾取を免れんがために、幣制の改革を歓迎支持するものである。^(二)かく觀察するときは、貨幣制度の改革においても、保守的封建勢力と進歩的民主勢力とは相對抗し、革命的無産階級は、民族資産階級と歩調を同一にし、これを支持する可能性を有するものだといふことを發見し得る。かくて支那の政治革命においてはいふまでもなく、支那の産業革命においても、封建勢力の打破さるべきは必然であり、またその打破なくしては、支那は三民主義社會へは愚か、資本主義社會への躍進さへも到底覺東ない。こゝにも、支那のブルジョア革命の一分野たる幣制改革乃至革命にも、封建勢力の打破が必要であることが判ると思ふ。^(三)

【註一】 勞銀の支拂通貨の變更——相場の不安定な銅錢建、小洋建から大洋建への變更を要求してゐるのが、支那の無産階級である。

【註二】 ギルドと幣制との關係については、前章に詳述してをいた。

第五節 支那貨幣制度の封建性と支那社會の封建性

——支那幣制改革の先決要件は封建勢力の打破——
——支那幣制改革の第一義はその封建性の一掃——

封建社會の生産關係は、農業手工業が支配的生産關係であるが、農業手工業時代は自給自足乃至注文生産を主と

し、時に市場生産が行はることがあつても、それは極めて小市場に局限されてゐる。したがつて手工業ギルドを始め商人ギルドにおいても、その勢力は地方的であり、その交易の範圍も狭小である。更に彼等はその生産乃至勢力の攪亂を防衛するために、他地方に對しては頗る排他的である。したがつて、各地方の經濟は異質的である。封建社會の特徴は、經濟的方面から觀察するときは、かくのごとく地方的、排他的、異質的であるといひ得る。これ等の特徴は、封建軍閥の割據する地盤（一種の領土といひ得る）にも當て箝る、すなはち彼等の地盤は、國內の一地方であり、彼等はその地盤擁護に對しては、他の軍閥の侵入を排斥し、他の地盤に比してその施設は態様を異にしてゐる。この地盤を支配する権威者は軍閥であるが、封建經濟の地方乃至地域を支配する権威者は、何人であるかといふに、地方の土豪劣紳を中心とする勢力である、これは政治的権威者たる軍閥に相對立する經濟的権威者である、これは上層的権威者たる軍閥に對立する下層的権威者である。彼等が上層より下層にいたるまで一體系を構成して、封建勢力を結成してゐるものであることは前にも述べたごとくで、彼等は上下彼此相互に庇護しつゝ、その存在を保持するものである。

支那社會は實にかゝる封建社會であつたのであるが、この封建社會の基礎の上に發生した貨幣制度はまた封建的貨幣制度であらねばならぬ。前に検討した支那の貨幣制度は、これが特徴を歸納すれば、正に地方的、排他的、異質的の三點にあつて、封建社會の特徴を悉く具備してゐるのである。吾々はかくて、支那封建社會の基礎の上に發生した封建的貨幣制度の實相を觀た。しかし今や、支那の封建的經濟組織も行詰に遭遇し崩壊過程を辿り、その胎内には資本主義の萌芽を含み、しかもその萌芽は漸次發育しつゝあるのである。これは國際資本主義の侵入に促されたものであり、またそのためにかゝる封建社會の上に構築された封建的貨幣制度も、漸次に封建性を捨てつゝ資本主義性を採

り納れつゝあるのである。これが、前にも述べたごとく民間の経済的要求と國家の改革運動とによつて、支那の貨幣制度の内に、内部的に封建要素乃至封建現象が除去され、外部的に資本主義的要素乃至現象が採納されつゝあるといつた點である。その性質は、封建性の地方的、排他的、異質的なるに反して、全國的、統一的、等質的である。支那貨幣制度のかゝる變革過程を妨害するものは、支那封建社會の資本主義化を妨害しつゝある封建勢力にして、この打破こそ支那の幣制改革を実現すべき先決要件である、しかるに從來の幣制改革論は、この先決要件を度外視してをり、それが失敗の原因となつたのである。それは恰も軍閥の打破を忘れて、廢督裁兵を唱へた吾が支那改革論者の惨な失敗と、全くその軌を一にするものである。私は、大正九年頃、支那貨幣論を講ずるに當つて、その結論に、現在ほどに明確ではないが、

「支那國家にして近代國家として充分に統一されない限り、支那幣制の改革は、到底期待することはできない。支那幣制改革の第一要件は、確固たる統一國家を構成することである」

といふ意味を斷定してをいたことがある。その後をいたつても、その論斷の錯誤でないことを痛切に感じつゝ、支那改革についての第二義的價值しかない貨幣研究から、第一義的價值ある研究へ——それは勿論、當初は無意識に近いものであつたが——轉換するやうになつたが、今日にいたつても、支那幣制改革に關する前述の論斷が、私自身にとつては、一層の確實さを持つにいたりこそせよ、少しも不當を感じないのである。したがつて、支那今日の國民政府に對しても、その政綱に幣制改革が明示してあり、しかも殆んど實施されてゐないに拘らず、現在のごとき統一状態としては、差し迫つて幣制改革を求め得ない所以も、またこゝにあると明言し得る。

吾々は支那の貨幣制度に封建性の豊富を發見し、これにしたがつて、この方面からも支那社會の封建性を立證し

得ることを觀察し終つたが、これに對しては、貨幣制度は吾々にとつては鋭敏に響くほどそれほど、この結論に異議を挾まるゝ方はないと思ふが、偏に指教を仰ぎ、自己の蒙を啓きたいと希つてゐる。支那の封建的貨幣制度は、今や封建勢力とともに、資本主義發達の桎梏となつてをり、封建勢力の打破とともに、封建的貨幣制度の打破は革命上必要ではあるが、それは政治革命完成の曉でなければならぬ。それは吾々が明治維新後久しくして成し遂げられた吾が幣制改革に鑑みれば、容易に看取し得るところであらう、次に支那幣制改革の内容は、多岐多端に亘るとはいへ、その要點は先づ第一にその封建性の一掃になればならず、その他は第二義的のものであるといはねばならぬ。したがつてたとへば、金本位金爲替本位などの論は第二義的にして、兎に角通貨の統一、貨幣主權の確立が第一義である。

第六節 結 言

以上述べたところを綜合要約すれば

- 一、支那社會の研究について、封建性問題が論争の中心となつてゐる。
- 二、支那の貨幣制度は封建的である、すなはち地方的排他的異質的である。それは封建社會の反映である。
- 三、國際資本主義の侵略に伴ふて外國貨幣が支那に侵入し、その經濟的侵略の先驅となつた。
- 四、資本主義に刺激され、封建經濟は崩壊を促進し、貨幣制度も國家の改革運動と民間の經濟的要求により封建性を捨て資本主義的統一に進みつゝある。
- 五、支那の封建的貨幣制度は、封建勢力とともに、支那經濟の發展を妨害するが幣制改革を妨害するものは、封

建勢力にして、支那幣制改革の先決要件は封建勢力の打破にある。

六、支那幣制改革の第一義は封建性を一掃し、貨幣主権を確立し、通貨を統一するにあるが、幣制改革は政治革命の完成後に期すべきである。(一九二九、九、一一)

第十章 支那高利貸資本の諸研究

第一節 序 言

支那においては、高利貸資本が、商業資本とともに、重大なる役割を演じてゐるが、マチャールは「高利貸資本の性質と役割を理解しないときは、支那經濟及び一般極東經濟は、これを理解することができない」といひ、またサフアロフは、より巧妙に「清朝時代は高利貸制度が決定的、全能勢力に成立した典型的な衰退時代である。高利貸制度は、帝國主義による支那の征服を準備した」といつてゐる。

更にマルクスに遡つて、かゝる高利貸資本の役割を見るに、彼は次のごとく述べてゐる。

「高利貸資本は、生産方法を窮乏化する。それは生産力を發展せしめずして、寧ろ痲痺せしめる。と同時に、それは、資本制生産の下に行はれるごとくには、勞働それ自身を犠牲として勞働の社會的生產力を發展せしめることのない此等の悲惨な諸状態を永久化する。」

「斯くのごとく、高利貸付業は、一方において、古代的並に封建的の富及び所有の上に、覆滅的な破壊的な影響を及ぼすと同時に、他方にはまた、小農及び市民的な生産を、約していへば生産者が、尙ほその生産手段の所有者として現はれる一切の諸形態を崩り崩して破壊する。」

「高利貸業は生産方法を變化せしめるものではなく、寧ろ寄生蟲として生産方法に密著し、以てこれを悲惨ならしめる。これは生産方法の膏血を吸ひ盡くし、その氣力を衰弱せしめ、再生産をして益々慘怛たる諸條件の下に行は

れることを餘儀なかしめる。^(五)

「アジア的形態の高利貸付業は、經濟上の頹廢と政治上の腐敗とのほかには、何等の結果をも喚び起すことなくして、久しく存在し得る。……高利貸付業は、……封建領主及び小生産を破壊する。……」^(六)

【註一】 マチヤール著『支那農業經濟論』第一八章、井上照夫譯第三四九頁。

【註二】 サファロフ著『支那歴史における階級及階級闘争』邦譯『支那社會史』第四一三頁。

【註三】 『資本論』第三卷(上) 改造社版第一三六頁。

【註四】 同上 第一三六頁。

【註五】 同上 第一三七頁。

【註六】 同上 第一三七頁。

現代支那においては、都市といはず農村といはず、かゝる高利貸資本が跋扈して、現代支那の生産方法の膏血を吸ひつくし人民を窮乏に陥れてゐる。かゝる高利貸資本の具體的形態として著名なるは印子錢、鞭子錢、轉子錢等にして、第二節に説述するところのごとくであるが、なほ上海には俗に所謂「皮球錢」なる高利貸がある。今その内容を見るに、その利息は印子錢と同じく、毎日徴收するものであるが、その利率は印子錢よりもなほ重い、今兩者を比較するに、印子錢十二元を借りるときは、その利息及び元金の一部として毎日銅元一千四百文を支拂ふこととなり、それは毎日貸主より徴收しに來、かくて凡そ三十日にして、元利を完済することができる、しかるに皮球錢にたつては、十元を借りるときは毎日の利息大洋一角であり、表面上その利率は印子錢より安いごとくであるが實際は決して廉くなく、かへつて遙かに重いのである。何故なれば、皮球錢にありては、借りるときに、借手は十日分の利

息を先拂しなければならぬとともに、利息徴收のために貸主自身が訪問することなく、代理人をしてこれを徴收せしめ、その代理人は手数料として、金額に應じて借手より「草鞋錢」なるものを徴收するからである。かくて皮球錢にありては、元金十元を返済しない以上、永久に利息を支拂はなければならず、印子錢のごとく三十日間に元利を完済することは不可能である。なほ借手にして利息を支拂ふことのできない場合には、貸主はこれを元金に加算して、複利を徴收し、その利息は印子錢よりも遙かに高くなる。^(七) かゝる高利貸は今なほ上海に行はれてゐるが、他の諸都市においても、これに類似の高利貸を發見することは、決して困難ではない。獨り都市のみでなく、農村亦然りである。湖北省松滋、石首、監利等諸縣の農村においては、王安石の青苗錢のごときが、今もなほ名稱もそのままに地主において農民に對して行はれてをり、これ亦歴史上經濟上研究の價値ある事項であると信ずる。かゝる高利貸から窮民を防衛することは、地主階級並にその代表者たる封建政權としては當然であるが、これに關して支那にも、利息制限法の存在することは、第三節に述ぶるがごとくにして、これまた注目すべき事項であるが、その結果たるや、到底高利貸資本の勢力を抑壓し得るものでないことは、極めて明白である。

【註一】 上海『小農報』(一九三六、一、二二)

第二節 鞭子錢

第一緒言

支那經濟史を討ぬるに、夙に富裕階級と貧民階級とが對立し、階級の間には搾取關係が成立し、前者は後者より餘

剩生産を搾取し來つた。現に支那經濟界においては、弱肉強食を根本原理とし、しかもその根本原理は露骨に實行されつゝある。即ち身體、勞力、衣具以外の何物をも所有せざる貧民階級に對する有産階級の搾取形式は凡そ次のことである。

- 一、妻子の賣買——奴隸、賣兒、賣妻、賣買婚（「東洋」一九二五年一月號抽稿「支那婚姻五則」並に「日本教育」一九二四年十二月號「支那婚姻序論」參照）
 - 二、妻子の擔保——典妻、租妻（「東洋」一九二五年一月號抽稿「支那婚姻五則」參照）
 - 三、衣具の賣買——估衣舖
 - 四、衣具の擔保——押舖（「支那經濟通説」抽稿金融篇參照）
 - 五、勞力の賣買——勞働
 - 六、金錢の貸借——鞭子錢、轉子錢、印子錢等
 - 七、用具の賣買貸借——家屋の貸貸、種子、肥料、農具、器具の貸借、賣買等、
 - 八、製品の賣買——青田賣買等（「銀行研究」一九二五年二月號抽稿「支那の農業金融に就て」參照）
- 貧民階級の平常に換價し得るものは、勞力に限るも、これとても富裕階級のために、低廉に賣却しなければならぬ。その收入をもつて生計に窮するときは、衣服器具を賣却擔保に提供し金錢を借入れ、甚しきに至つては最愛の妻子をも賣却擔保に提供しなければならぬ。しかも自ら提供するものは低廉に、他より提供を受けるものは不廉にして、授受において苛酷なる二重の搾取を被り、富者は益々富み貧者は愈々貧するに至り、支那においては今日中産階級殆んどなしといふも過言にあらざる状態にある。

支那においても、富裕階級は、搾取に因りて富裕なる生活を営み、若しその金の必要あるも財産及び信用を有するが故に、家資の分散と擔保借入とを大なる恥辱となし、信用借入をなすものが多いが、信用も畢竟その人の所有する財産を基礎として築かゝるが故に、富裕階級は容易に低利多額の資金を調達することを得る。これに反して貧民階級は、僅に身體衣具勞力を所有するのみにして信用も薄弱なるをもつて、辛うじて高利少額の資金を調達し得るのみ。これ支那の文献にも稍々資産より名望を負有する人口にありては、若し急に需金に迫るも、擧借すること尙ほ易し。しかも一般謀食の小民は、既に資産ある債權人に向つて抵借すべきなく、また身分以て債權人の信用を堅うするに乏しきが故に、借債せんと欲する毎に、貸を告ぐるに門なきに苦しむといつてゐる。しかも貧民階級は、飢寒を凌ぎ露命を繋ぐためには、假令大なる不名譽と不利益を受くるも尙且資金を調達せざるべからざる悲境にある。この場合に、若し下層金融機關が発達してゐるならば、これによりてかゝる缺陷は稍々緩和せらるゝも、支那においては未だこれが發見を見ざるをもつて、かゝる缺陷は遺憾なく激成せらる。かゝる缺陷に乗じて發生せるものは高利貸業者にして、彼等は貧民階級の弱點に乗じて、高利を貪り貧民の膏血を搾り、安樂なる生活を営みつゝある。支那においては古來貧民階級多く、下層金融に關しては我邦においても種々調査研究せられ、下層金融機關に就ても質屋（當舖、質舖、押舖、典舖、按店）に關しては、稍々詳細に調査研究せられ、予もまた他の場合に於て、これが一端を述べた。高利貸金に關しては未だ調査研究せられずといふも敢て過言にあらす。從來邦人に知られたる高利貸金はたゞ印子錢のみにして、しかもその調査研究は頗る不徹底である。これに關しては僅に東亞同文會の發行に係る『支那經濟全書』並に『清國商業綜攬』に數行の説明を散見するのみ。その他予の知るものに、支那の高利貸金として鞭子錢、轉子錢なるものもある。これ等に關しては、未だ邦人のこれを知り、これを説けるものあるを看ない。今近隣

邦に於て實地に調査し、文献に依據し、これ等の高利貸金に就て知れるところを、少しく説明するであらう。若し幸にして支那高利貸資本研究の一助ともならば幸甚である。

第二印子錢

(1) 印子錢の性質 印子錢とは日賦償還による短期少額の高利貸金をいふ。今暫らくこの定義をもつて満足し、少しくその性質を説明するであらう。

(イ) 印子錢は貸金である。

印子錢は、一方資金供給者より他方資金需要者に供給せらるる貸金にして、單にその名稱によりて判断すれば、一種の通貨なるが如きも、實は決して一種の通貨にあらず、この資金供給者は、銀行、錢莊、錢舖、質舖等の如き特殊の金融機關にあらずして、我邦において觀るが如き高利貸業者である。これを印子局、印子帮、放銀的等と呼び、堂々たる店舖を構へず、多くは裏通にありて、一見民家に等しきものである。他方かゝる資金需要者は下層階級なること勿論にして貧民、下層労働者等、赤貧洗ふが如きものである。

(ロ) 印子錢は高利貸金である。

前述せるが如く印子錢は、物的信用の薄弱なる貧民階級に對する貸金なるとともに、失踪失業疾病等によりて、その回收不能となり、これを保險する必要あるをもつて、その利率は自ら高く高利貸金である。今その利率を概観するに、月八分乃至三割三分強に及び、しかも利息は元金とともに、日々支拂はるるを原則とし、またその利息は、貸付の際天引(先控)せらるることあるをもつて、愈々高率となる。

(ハ) 印子錢は短期貸金である。

印子錢は、安全を期するため、その期限はいづれも極めて短く、普通一ヶ月乃至百日なるも、就中一ヶ月なるものが最も多い。

(ニ) 印子錢は少額貸金である。

前述せるが如く、子錢は印信用薄く収入少くして生活程度低き貧民階級に對する貸金なるをもつて、その金額は自ら少額である。普通一千文乃至二十元以下にして、日賦償還に便するため多く小洋建または吊文建である。

(ホ) 印子錢は日賦償還貸金である。

印子錢は、元利を貸付日より償還までの間に一日若干に分割し、これを毎日償還(清償、償還、歸還)するのである。

(ヘ) 印子錢は取立債權である。

印子錢の債權者(債權人)は、毎日使用人をして債務者(債務人)の宅を訪問せしめ、これを集金取立(收款)せしめる。すなはち取立債權である。しかし若し雨天等によつて、集金の困難なる場合にはその日は集金を中止し、後日一括して集金する。また債務者の都合によつて、或日集金すること能はざるときは、これを猶豫し、後日一括して集金する。

印子錢は、略ぼ前述せるが如き性質を有する貸金にして、一にこれを打錢といふ。かゝる性質を有する貸金を、何故に印子錢又は打錢といふやといふに、債務者はこれを貸付くる際に、債務者に一の小形の折通帳(摺、取摺、摺據、賑摺、摺子、手摺)を交附(收執)し、これに姓名、金額、貸付年月日、償還日を記入し、毎日回收したるときは、

その日付の上に債権者の印章（印子、戮印、戮）を押捺（打、蓋、打蓋、打印、打印子）し償還の證據とする。また債権者においても、貸付臺帳として債務者に交付したるものよりも稍々大なる折本様の帳簿を備へ、これに同様の手續をなす。これが印子錢または打錢の名稱の發生せる所以である。

(2) 印子錢の沿革 かゝる印子錢は、支那において何時頃より發生したかといふに、支那の社會狀態に照らすときはその沿革は頗る古きものと推測せらるゝも、今俄にこれを審にすることを得ない。但し「津門雜記」並に「蕪湖縣志」に據れば、既に印子錢について記述し、殊に後者に據れば、清朝時代にはこれは禁止せりといへば、少くとも清朝時代には、既に印子錢なるものが存在したと斷言するも誤なしと信する。

なほ印子錢の沿革に關して、その創始者は何省人なりやといふに、山西省人なることは、「津門雜記」並に「蕪湖縣志」等の記事に據つて明である。また古來支那金融界において山西省人が多大の勢力を有せしこと並に現今に於いて、印子錢が依然として山西省人に依つて取扱はれつゝあることに想到すれば、前掲記事の誤らざることは、自らこれを首肯することを得べしと信する。

(3) 印子錢の地域 茲に印子錢の地域とは、現に印子錢の行はるゝ地域をいふ。しからば今日支那において、印子錢は如何なる地域に行はれつゝありやといふに、實地調査並に諸文献に據るに、揚子江以北綏遠熱河に亙る地域内に、普く行はれつゝあるものと斷定することを得る。

(4) 印子錢の貸付 印子錢を借入るゝ（借貸借）ことは、何人といへども自由であるが、全然自由なりといふを得ない。蓋し印子局においては、印子錢の安全を期するがために、債務者を選択し、これに多少の制限を加へて、貸付（放、放出、借貸、放債）するからである。印子局は、如何なる條件の下に、債務者を選択するやといふに、

イ、定住者なること、

ロ、妻帯者なること、

ハ、現に一定の収入あること、

ニ、紹介者あること、

ホ、金額稍多額なるときは保證人を要すること、

等の諸條件の下に、印子錢の債務者を選択する。かゝる條件の完否、金融の繁閑によつて、貸付條件を異にするとは勿論であるが、印子局と金額（母、母錢、本錢、母金、原本錢）利息（子、利錢、利金、利息、子錢、利銀、息金）償還方法の協定が成立したときは、印子局は債務者に一定金額と通帳を交附する。貸付金額は前述せるが如く分割回収に便するがために、小洋建または帛文建によるを普通とし、利息は貸付期間に對し金額若干は利率若干と定める。通帳の表紙には年號と債務者の姓名、普通呼名例へば和尚、何姓等の如きを記し、内部には金額、貸付月日を第一行に記し、以下償還日を十日なれば一行に記し、一個月なれば三行となし、二個月なれば六行とする。他方印子局は貸付臺帳（債務者に交付するものよりも稍々大なる折本様のもの）に債務者の姓名、貸付月日、金額並に償還日を記し、後日の證據とし、且つ集金の用に供する。

(5) 印子錢の回收 印子錢は前述せるが如く日賦償還を原則とし、これに對しては各地とも例外的慣習なく、利息も日賦償還を原則とするも、これに對しては地方によりて例外的慣習あり。すなはち利息のみは貸付當時元金より天引し、元金のみを日賦償還することがある。故に印子錢の元金は必ず日賦償還であるが、その利息は必ずしもさうでない。しかも元利（本利、本息）ともに、日賦償還によるものが最も多い。

印子錢は取立債権であるから、債務者において元利を印子局に持参してこれを償還する必要はない。すなはち印子局は毎日夜間人を派して債務者を訪問し、日々償還すべき金額を取立てる。印子錢は日賦償還による貸金なるも、債務者のその日の懐合若くは債権者の集金の都合により、償還を數日延期することがある。かゝる實例は、印子局の臺帳並に債務者の臺帳を借覽するに、頻々として起るものゝ如くである。かくて償還なき日には、債権者はその日付の上に捺印することなく、償還延期の分は後日これを一括して集金し、集金したる日にその日付の上に捺印する。かかる印子錢償還の延滞理由が債務者側にあるときは、當事者の合意を必要とする。印子局は貸付の際債務者を選択するとともに、回収の際嚴重に督促するをもつて、貸付期限内に完全に回収せらるゝを普通とするも、なほ且つ完全に回収の行はれざることあるは、印子局の臺帳を借覽すれば、これを發見し得る。かゝる債権は多年に亘るも時効によつて消滅することはない。蓋し支那においては未だ時効制度がないからである。また印子局は債権を拋棄することもなく、全部の回収（打完、打完、清財、打回）を終らんことを欲し、繼續して回収に努力する。かくて債務者が債務を完済（清償還、打完、付清、還足、全清、清、還楚）したるときに、債務ははじめて消滅する。

(6) 地方別に觀たる印子錢、今支那側の確實なる資料によつて、諸地方における印子錢の狀況を觀察しよう。山東省德平縣、詳嘉縣、成武縣—貧民は生計を營むに資本なきに苦しみ、多く舖戸に向つて打錢を取り用ふ。若し舖中銅元四十枚を放出すれば、即ち京錢（其一千文は制錢の五百文銅元の五十枚となる）一千文とし、毎日借錢者（債務人）より一枚（銅元）を打回（捺印、回収、印收）し、五十日にて打完清賬（全部回収）する。一に名づけて印子錢といふ。

江蘇省江北—江北においては、商業甚しく發達せず、市面の經濟は滯滞してゐる。稍々資産あり名望ある人にあり

ては、若し急に需金（資金の必要）に迫るも、挪借（資金の融通を受くること）することが尙ほ易い。しかも一般謀食の小民は、既に資金の債権人に向つて（擔保借入）抵借すべきものなく、また債権人の信用を堅うするに足る地位も乏しい。それ故に借債せんとする毎に、恒に貸を告ぐるに門なきに苦しむ。是に於て穿鑿營利の徒は、遂にこの機會に乗じて、微細の金錢を以て、名は信用借貸（信用貸付）たるも、實は則ち中に從て利を取ること、甚だ大に、極めて短き時日を限り、債務人をして、日に按じて本利を勻償せしむるに至る。毎日若干を與ふべきかを手摺の中に標明し、債務人は收款（集金取立）の時に當つて、即ち摺の上に印戮（印章）を蓋ふ。俗にこれを名づけて打印といふ。例へば某甲が金錢十元を以て某乙に給し、利息二元と約明し、母金と連同（合計）して十二元を一百日に清償（辨済）すると限定せば、即ち乙は借錢の日より起り、日に按じて甲に一角二分（十二錢）を償ふが如し。

直隸省各縣—天津方面に於て銀幣を以て、人に借貸（貸付）して、重利（高利）を獲るものは印子錢に如くは莫い。所謂印子錢とは、例へば甲が銀幣十元を乙に借貸し、毎日利息として銅幣十枚を收め、利息を收むる摺據の上に一の戮印（印章）を蓋ふが如し。名づけて印子錢といふ。若し借約上に一百日打完（完済）すと載明せば、須らく一百日を経過したる後を俟つて、その債務は始めて消滅を行ふべきである。

安徽省當塗縣—當塗の借貸（貸借）習慣に、本錢（元金）一千文を借り、利錢（利息）二百文を加へ、毎日錢四十文を還えし、一月の期満ちて、本利（元利）即ち數の如く還清（完済）するものがある。俗にこれを印子錢といふ。この錢を借るものは、概ね小本にて生を營む貧民に屬する。

安徽省來安縣—當塗縣に於けると同じく、貧民放債（貸付）の習慣は原本錢（元金）一千文を借出（貸付）し、外に利錢二百文を加へ、毎日四十文を還えし、三十日にて還清するものとする。

安徽省舒城縣—舒城の市面において、放利（貸付利息）の最も重きは、打錢に過ぐるは莫い。亦印子錢とも名づける、譬へば錢一千文を借るに、債権人は先づ利錢一百文を控し（控除）債務人は實に九百文を得、毎日錢四十文を打ち、打ちて二十五日に至つて、本利が全清する、即ち一千文の本数を還足（完済）するが如し。この債務は、多く窮戸及び小本にして營業するものがこれをなすに係る。借る時には安保（確實なる保證人）あるを要する。只債権人において、帳簿に登記するのみにして、別に字據なし。還す時も又然り。

安徽省五河縣—また印子錢の習慣あり、債権人は本錢一千文を借出（貸付）し、利錢八十文を加へ、債権人より一の摺子を立て、債務人に與へて收執する、毎日晚間、債権人は債務人に向つて、錢四十文を索還（返済を求む）し、債権人より該摺上に一の印子（印章）を打ち、當日收納の證とする、二十七日を経過し、本息（元利）を一併して付清（完済）さる。

綏遠省綏遠縣—利率の最も重きは、印子錢に如くは莫い。その辦法は原銅元一百枚を以て、利錢二十文に加へ、六十日歸還（辦済）とし、取摺を書立し、毎日銅元二枚を取り、交付せる時は、債権人より帳摺上に印章を蓋ひ、收過（收納）の證とし、六十日の期満ちて本利銅元一百二十枚を得、この錢を利用するものには、窮苦の人が多い。尙ほ天津の印子錢については「支那經濟全書」並に「津門雜記」を、漢口の印子錢に就ては「清國商業綜覽」を、蕪湖印子錢に就ては「蕪湖縣志」を夫々参照せられたい。

第三 鞭子 錢

支那の高利貸金に印子錢のあることは、前述したごとくであるが、更に群書を涉獵して、鞭子錢なるものがあること

を知つたから、今これについて簡述するであらう。「夜航船」なる書は、清代失名氏の著作にして、その卷一を觀るに「里中の無頼は、喜んで鞭子錢を放つ、利を漁ること最も苛なり、その例は銀一錢を放ち、日に利三釐或は四、五釐を取る、且々これを索む、彌月ならずして、子は母よりも浮ぶ、還楚（完済）せば方に止むべきも、否らざれば、則ち積年累月、底止するところなし」と述べてゐる。これによれば、鞭子錢とは、日賦償還による短期少額の高利貸金をいふ、印子錢に類似してゐることが判る。鞭子錢による債権も、印子錢におけるが如く、同じく取立債権にして、債権者より債務者の住所に赴いて、取立てるものである。すなはち同書には鞭子錢の貸付を業とするもの主婦が、債権の取立に奔走する有様を述べて、「風雨輟まざるや、婦家は主母の僕々たるを憐み、任に分ちて代走せんこと願ふ」といつてゐる。これは鞭子錢が取立債権なることを證するものに外ならない。鞭子錢の利息も、印子錢のごとく、極めて高率にして、同書にいふがごとく「銀一錢を放ち、日に利三釐或は四、五釐を取る」をもつて、日歩三分乃至四、五分であることが判る。かゝる性質の高利貸金を何故に鞭子錢と稱するかといふに、債権者の債務者に對する督促の急なること、恰も鞭（鞭子）をもつて打つがごとくであるに由るものと推定する。「夜航船」卷一にも、その有様について、「これを業とするものは、皆打行兇勇にして、索討（督促）して意を遂げざれば、輒ち臉に反きて罵罵し、老拳直ちに奮ふ、故にこれを畏るゝこと、虎の如からざるはなし」といつてゐる。かくのごとく鞭子錢は債権者に有利にして、債務者に不利であるが、謀食の小民は、眼前の急迫に直面して、已むを得ず、これを借入され、膏血を搾取せらるゝのである。「夜航船」卷一にも、これを敘して、「窮民を剝削すること、此より甚しきは莫し、窮民に到手（手近）便捷なるを貪り、眼前を醫するを得、心頭を剝却（えぐりけづる）して、顧るところなし」といつてゐる。

【註一】 打行とは無頼の徒の團體をいひ、無頼の徒は廣東地方にては一に草雉毛ともいふ。

鞭子錢は如何なる地方に行はれてゐるかを知らうとしても、「夜航船」の著者は、たゞ「里中云々」といふのみであり、しかも著者は失名氏にして、その住所が不明であるから、その里中の意義を解するに苦しむ。偶々清の高士奇著「天祿識餘」を読み、その巻上に夜航の記事があり、これによつて、解釋の端緒を得た。今その記事を示せば次のごとくである。

「夜航はたゞ浙西にこれあり。古樂府に夜航船の曲あり。皮日休の陸天隨に答ふる詩に、明朝有_レ物充_二君信_一、橋酒三瓶寄_二夜航_一と云へり。橋木は汁あり甘く、酒を作るべし。山海經に出づ。沈約集の中にも、嘗て橋酒なる字を用ひたり。」

夜航船の著者は夜航船の行はるゝ地方の人にして、夜航船は浙西に行はれてゐるが故に、著者の里中といつてゐるのは浙西の一地方にして、鞭子錢が浙西に行はれてゐることを知ることが出来る。

第四節 子 錢

印子錢、鞭子錢の外に、なほ一種の高利貸金があり、これを轉子錢といふ。その利率は印子錢のそれよりも稍々低率であるが、法定利率の年三〇%を超過してゐることは勿論である。例へば甲が百元を乙に貸付けたときは、十個月を期限とし、その利息三十元を加へ、十三元の約束手形（期條期票）十枚を體成し、毎月十三元を償還し、十個月にして元利を完済するのである。

第五節 言

前述せる三種の貸金即ち印子錢、鞭子錢、轉子錢のいづれたるを問はず、極めて高利して、これがために債務

者が極めて大なる不利益を蒙むることは明々白々である。すなはち支那の文献においても「放利の最も重きは、打錢に過ぐるなし」、「利率の最も重きは、印子錢に如くは莫し」、「窮民を剝削すること、此より甚しきは莫し……心頭を剝却して顧ることなし……故にこれを畏るゝこと虎の如からざるはなし」等といつてゐる。しかし「謀食の小民」や「小本にて生か營む貧民」や「窮苦の人」は、焦眉の急に迫られては、かゝる高利貸金をも甘んじて利用し、尙且生計の途を講ぜなければならぬ。かくて彼等無産階級は、「眼前を醫することを得」とはいへ、他に何等かのより好き金融の道あらば、印子錢、鞭子錢、轉子錢のごとき高利貸金は、これを禁絶しなければならぬ。前清時代には、法令をもつて是等の高利貸金を禁止し、現在においても、その違禁取利の法規は、依然として効力を有するも、現に是等の高利貸金は依然として行はれつゝある。これは本を務めずして、末を立てんとする陋策に外ならざるが故にして、その徒爾に終るべきは自ら瞭かである。將來かゝる高利は、一方法令をもつてこれを嚴禁するとともに、他方産業の振興を圖り、金融制度を改善すべく、かくて彼等重利盤剝の徒を絶滅し、これら高利貸金を禁絶し、貧民をして塗炭の苦より脱出せしめなければならぬまい。（一九二五年）

第三節 支那の利息制限法

(一)

支那に於ては、利息はこれを禁止してゐないが、これを制限してゐる。利率には法定利率と約定利率の二種がある。前者は法律の規定に基き、後者は當事者の意思表示に基くものである。約定利率が法定利率より少いときは自由であ

るが、法定利率より多いときは、多少の制限がある。利息制限に就て大別すれば、三主義がある。(一)絶対制限主義——國家は利息制限法を定め、當事者に特約があつても、その制限を超過するときは、これを無効とするのである。その理由は、逐利不仁の徒が、往々債務者の窮迫に乗じて高利を貪り、或は無思慮無經驗なるものを欺いて奇貨居くべしとなし、過當の利息を貪り善良なる風俗を害するから、法律は債務者を保護するために、一定の制限を示さざるを得ないのである。支那の現行民律(註)は、後に述べるが如く、この主義を利用するものである。(二)自由主義——當時者の契約に放任し、國家は純對にこれに干渉しないのである。この主義は近時の立法例においては、多く採用しないのである。(三)相絶対主義——利息の制限をなさず、或る期間内に自由に辨濟し得る法例である。これは契約自由の原則に背反せず、しかも債務者をして過度の負擔を負はしめず、人情と條理を斟酌するものにして、最も公平である。獨逸民法はこの主義を採用し、支那の民律草案もこの主義を採用して、同様の規定をなしてゐる。たゞその期限が彼においては六箇月、此においては一箇年の差があるのみである。今民律草案第三三一條第一項を觀るに、「債務人は週年百分の六以上の利率を約するも、利息を支付したる後は、隨時に原本を清償することを得、この權利は契約を以てこれを除去或は制限することを得ず」と規定してゐる。かゝる規定は、法理上毫も比難すべきではないが、現代の如く風俗奢靡に、人心澆薄に、道德墮落せる秋に際して、かゝる最高の學理を行はんとすれば、高利貸は日に跋扈し、愚民は相率りて溝渠に陥るのである。この民律草案はまだ實施されてはゐないが、將來の立法者はこの點に注意を拂はなくてはならない。

【註】現行民律とは、大清律例支國體に抵觸し及び制裁の部分を除く外、繼續して有效なる法規を指すのである。

(11)

今現行民律錢債門の違禁取利の條を觀るに、「凡そ錢債を私放し及び財物を典當するに、毎月の取利は三分を過ぎ、年月多しといへども、一本一利を過ぐることを得ず」と規定してゐる。これに依れば、無擔保或は有擔保にて金錢を貸付くるにその利息は月三分を超過するを得ない。この月三分は法定利率である。これ以下の利率は有效であるが、これ以上の利率は無効である。大理院判例にも、「凡そ約定利率にして、三分を超過せざる時は、無効と謂ふことを得ず」といつてゐる。また、縱令月三分以下の利息でも利息を支拂ふべき時に、その利息總額は元金を超過することを得ない。大理院判例にも「應付缺利は原本を超過することを得ず」といつてゐる。一本一利を過ぎずとの規定に於て、所謂一利とは一度に支拂ふべき利息を指し、既に支拂へる利息はこれを控除するをいふのである。大理院判例にも「現行律載するところの私債一本一利を過ぎずとの規定に所謂一利とは、原と已付の利息を除きて言ふなり」といつてゐる。大清律輯註にも「年月多しといへども、一本一利を過ぎずとの一利とは、本利皆な未だ還さずして、積んで年月久遠に至るものを謂ふなり、若し年々利を納め、本錢は未だ還さざる時は、已還の利を統計して一本一利に算するを得ざるなり」、また「一本一利とは猶ほ名例のごとし、債錢多しといへども、その本價を過ぎざるの意なり」といつてゐる。

吉同鈞氏もまたこれと同一の解釋をなしてゐる。

また縱令、利息の形式を採らず、初め元金より利息を控除して貸付けても、それが利息の實質を有し、その利率が法定利率を超過するときは、これまた無効である。大清律條例を觀るに、「放債の徒にして、短票を用ひて折扣し、例

に違ひ巧に重利を取るときは、その銀は例に照し官に入れ、害を受くる人は並に追息を免る^(七)といつてゐる。
 この一本一利を過ぎずとの法則は、吉同鈞氏に従へば、元の制度を踏襲したものである^(八)。かゝる立法理由は、盤剝を禁ずるにあるが、大清律註には「放債典當は以て緩急の用を通じ、取利の用は相濟ふの義を有す、しかれども必ず人の急に乗じて罔利度なきものあり、また必ず遅缺約に違ひ、負頼還さざるものあり、故にこの禁限を立つるなり^(九)」といひ、吉同鈞氏もこれと同一と解釋をなしてゐる^(一〇)。

【註一】 大理院判例三年上字第七九三號

【註二】 同三年上字第八四三號

【註三】 同三年上字第四〇九號

【註四】 沈爾喬編「現行律民事有效部分」錢債第四頁

【註五】 同上

【註六】 吉同鈞著「現行刑律講義」共和書局印行「現行律集解」第三三頁

【註七】 沈爾喬著同書、錢債第八頁

【註八】 吉同鈞著「現行刑律講義」、共和書局印行「現行律集解」第三三頁

【註九】 「現行律集解」第三三頁

【註一〇】 沈爾喬著同書錢債第二頁

【註一一】 吉同鈞著同書、「現行律集解」第三三頁

(三)

現行民律を觀るに、「若し勢豪の人にして、(違約負債者に於て)官司に告げず、私債を以て人の孳畜産業を強奪するとき、(多取と餘利なければ贖を聽して追はず)、若し(奪ふところの畜産の)價を估り、本利に過ぐれば、多餘の物を計り、(多餘の)數に依り、(主に)追還す」と規定してある。これに依るに、債權の取立困難なるときといへども、債權者は債務者の財産に就て、官憲に届出ですして、自ら強制執行をなすことを得ないが、若し自ら強制執行をなしたるときは、債權者は處罰され、債權は消滅するのである。若し強制執行によつて債權者の取得せる財産が、債權額並に法定利率を超過せるときは、その超過額は訴によつて、官憲により取戻され、債權者に返還され、債權者は處罰されるのである。

債務不履行の際、債權者は債務者に對して、物的執行或は人的執行をなすことがあるが、これは現行民律に於ては禁止されてゐるのである。

(四)

支那に於ては、現行民律に於て複利が禁止されてゐるかといふに、大理院は複利を認めてゐるのである。今その判例を觀るに、「若し債務人にして別に不同意の反證なければ、自ら債權人が息を滾して本となすを否認すること能はず^(一)」といひ、その理由として、「現行律例を按ずるに、利息に關して、利息は多くとも三分を過ぐることを得ずと規定せるを除く外、並に何等の制限なし、惟だ毎月息上に息を加へ、その結果必ず三分の利率を超過するに至れば、故より該律の類推解釋に依りて、自ら許可すべからざるに屬す。但し法律は既に利息を改めて本額となすことを絶對には禁止せざれば、經濟流通の計のために、一定の條件を具備せば、以て母金に滾作することを得せしむ^(二)」といつてゐる。しか

して大理院の舉示する一定要件とは、

- 一、債務者の同意あること
- 二、(イ)有期限債務に於ては債務者が期限に至るも元利を辨済せざること
(ロ)無期限債務に於ては、その利息が一年以上滞納されたること
- (ハ)商人にして營業年度あり、その年度内に辨済する能はざること
- 三、複利とするも法定利率を超過せざること

の三項である。即ち大理院判例には

「有期限債權にして、債務人が期に至り本利を清償すること能はず、無期限債權にしてその利息が積んで一年以上に至り、或は商人にして營業年度を定有し、その年度に至りて清償する能はざるときは、債權人は債務人の同意を要求し、その利息を將つて母本に滾入することを得」

今諸地方に於ける複利の慣習を觀るに次のごとくである。

山西省開喜縣においては、普通人が商人から借入金となすに、借用證書に利息若干と記載し、期限に到つて辨済しない場合には、その未拂利息を元金に加算し、これにも利息を附けるのである。これを驢打滾といふ。

山東省掖縣、海陽縣、齊河縣等においては、期限に到つて辨済しない場合には利息を附けるが、これには債務者の同意を必要とし、債權者の一方意思を以てこれを行ふことを得ない。江西省資溪縣に於ては、商店から掛買し、一年内に支拂はない場合には、以後月二分の利息を徴し、一ヶ年毎に元金に加算して複利となすのである。

【註一】 大理院判例三年上字第七一八號

【註二】 同上

【註三】 同上

(五)

前には現行律例における利息制限を述べたが、支那に於ては、單に法文上に於て利息制限があるのみでなく、慣習上に於ても、地方によつては利息制限が行はれてゐる。山西省高平縣に於ては、普通人が錢莊から借入金となすに、多くとも、その利息は月二分を超過することを得ない。(一) 同省汾陽縣に於ては、普通人に對する利息は、月二分乃至二分五厘一五、大商店に對する利息は月八厘、小商店に對する利息は月一分でみる。(二) 同省遼縣に於ては、商人相互間の利息は月一分五厘、非商人相互間の利息は月三分、非商人と商人間の利息は二分五厘を超過することを得ない。(三) 同省陽高縣に於ては、遅延利息加算の契約がなくとも、期限後には月一分五厘の利息を徴する。(四)

山東省海陽縣に於ては、商人相互間の利息は月一分、非商人相互間の利息は二分を夫々超過することを得ない。(五) 同省濮縣に於ては、商人相互間の利息は月三分、商人非商人間の利息は月五分を夫々超過することを得ない。(六) 同省平陰縣に於ては、錢莊の貸付利息は月三分を最高とする。(七) 同省歷城縣、昌邑縣等に於ては、商人と同業商人間の利息は月一分五厘、商人と他業商人間の利息は二分五厘、非商人と商人との間の利息は三分を夫々超過することを得ない。(八) 同省禹城縣に於ては、百元以下は月三分、百元以上は遞減し、千元を超過せば一分五厘を過ぎない。(九) 同省縣に於ては、何れも利息は月三分を超過することを得ない。(一〇)

陝西省郿縣・興平縣に於ては、何れも月二分を以て公平利とし、これを超過すれば、輿論はそれを許さないのである。

211

- 【註一】『中國商事習慣大全』第十二類第三頁
- 【註二】同書第十二類第四頁
- 【註三】同上
- 【註四】同上
- 【註五】同書第十二類第九頁
- 【註六】同上
- 【註七】同上
- 【註八】同書第十二類第一〇頁
- 【註九】同書第十二類第一一頁
- 【註一〇】同上
- 【註一一】同書第十二類第五頁

かくの如く、慣習上に於ける利息制限は、當事者により、金額により、夫々差異がある。商人相互間の利息は低く、殊に同業者間の利息は低いが、商人と非商人との利息は高い。また金額の大なるものゝ利息は低く、金額の小なるものゝ利息は高いのである。何れにせよ、制限利息は法定利率三分を超過せざる範圍に於て定められてゐる。

(六)

かく法定利率があつて利息は制限され、慣習上に於ても制限されてゐるが、かゝる制限を超過し、月五分、六分等の

高利の徴されることが、隨處にある。例へば山東省寧陽縣の如き、小商人が資金に不足して、錢莊から借入をなすにその月利は七八分から一割に達するのである。⁽¹⁾かゝる小商人と大商人との間における利息は、また左程高くはないが貧民相手の高利貸に至つては、その利率は頗る高く、貧民の膏血を搾りつゝあるのである。私が前節に於て述べた印子錢、轉子錢、鞭子錢などは、その最も顯著な適例である。⁽²⁾(一九二六、四)

【註一】『中國商業習慣大全』第十二類第九頁

【註二】十四大正年五月「支那」第一六卷第五號抽稿「鞭子錢に就て」

第十一章 銀と支那金融恐慌

第一節 支那金融恐慌の見方

私は今「銀を中心とする支那の金融状態」なる課題を検討するに先ち、最近に發表されたる井村薫雄氏の「支那金融恐慌の實體」(「財政經濟時報」第廿二卷第三號所載)について、一瞥を加へておかねばならない。蓋し同論文は、その途の權威者井村氏が支那金融機構の特殊性から論じて現下の金融恐慌に及ぶ大論文であるさうだからである。氏は現下支那においては金融恐慌が展開してゐると認識し、それについて要約的に、次のごとく述べてゐる。「現下支那の金融恐慌は現銀缺乏に由因し、現銀缺乏は、南京政府の幣制改革準備工作の結果である」(同誌第二七頁)。そして南京政府の幣制準備工作として

- 1、海關金單位の設定
- 2、輸入税の金建
- 3、金塊の輸出禁止
- 4、外國銀貨の輸入禁止
- 5、純分低下の新銀元發行
- 6、廢兩改元の實行
- 7、爲替管理令によるマーチャントの外國爲替思惑取引の禁止

8、標金取引決済の外國貨幣基準の禁止

9、銀輸出税の増徴

10、平衡税の設定(同誌第二二頁)

等々を指摘してゐる。氏の見解によれば、氏は支那貨幣恐慌を貨幣流通並にその制度改革からのみ結論してゐるが、かゝる見解について、エル・クレノヴィツ氏は「本位貨幣恐慌を信用貨幣流通及び國家財政の部面における恐慌からのみ結論することは誤謬であらう」と評し、井村氏の見解の誤謬であることを指摘してゐる。

吾々が支那の金融恐慌を正しく把握するには、井村氏の見解に反して、現に發展しつつある經濟恐慌、その基礎たる生産過程との關聯において、歴史的に且つ世界的に、これを取扱はねばならない。ヴァルガ及びイヨエルソンは、アメリカ經濟恐慌の分析において、次のごとく述べてゐる……

「經濟恐慌の進行その未曾有の深きとは、信用貨幣機構に現はれずにはゐなかつた。生産で行はれた過程は、信用貨幣制度に反映せざるを得なかつた。生産過程の崩壊と紊亂に信用貨幣制度の崩壊と紊亂が伴はないわけにはゆかなかつた」

これこそ貨幣信用恐慌に對する正しい把握の仕方を指示せるものであるが、エル・クレノヴィツ氏も、本位貨幣恐慌の諸問題を論ずるにあつて、同じやうに次のごとく述べてゐる。

「廣汎な範圍にわたり……制御され得ざる力をもつて發展しつつある本位貨幣恐慌は、現下の一般經濟的世界恐慌の土臺の上で成長しつつあるところの全系列のモメントの總體——單に信用及び金融部面におけるものだけではない——によつて、生み生された。それは、その紛糾とその總體とが結果に於て本位貨幣の崩壊に導くところの、極めて

多種多様な源泉から成長する。まさしくこの事情は、現下の世界恐慌 すなはち資本主義の一般的危機の基礎の上に発生しつゝある恐慌の不可避的且つ特殊的構成部分たる本位貨恐慌の全般性を説明するものである。このことは本位貨恐慌の源泉の考察から出てくるところの全く明瞭な歸結である^(三)。

【註一】 経済批判會譯論「金融市場の世界的動搖」(世界經濟叢書第一一) 叢文閣發行、第一一頁。

【註二】 ヴァルガ論集、世界經濟研究會譯「國際經濟の諸問題」大誠堂發行、第六頁。

【註三】 「金融市場の世界的動搖」第一二頁。

エル・クレノヴィツチ氏は更に進んで、現在世界の本位貨恐慌の諸モメントを示してゐるが、今「恐慌前」の諸モメントは暫くこれを措き、一般經濟恐慌から成長し、本位貨恐慌の勃發へと導く直接的原因として舉示してゐるところを見るに、次の如くである……

- (A) 獨占資本主義の條件の下においては、全系列の國々の本位貨の崩壊を直接自分の背後に伴ふところの農業恐慌とその工業恐慌との連れ合ひ
- (B) 恐慌の影響の下における外國貿易の低落、市場獲得のための鬭争の尖鋭化、及び貿易差額の輸入超過
- (C) すでに恐慌のすつと以前に開始されてゐたが、世界的恐慌の深化につれて破局的な形態において發展し、銀本位諸國における最も激烈な恐慌をその背後に伴つたところの、銀價格の低落
- (D) 公共的(國家並に自治體) 財政の部面における恐慌
- (E) 發行市場の沈滞
- (F) 取引所の崩壊並に取引所恐慌一般

(G) 信用恐慌及び特に「銀行」恐慌

(H) 「貨幣流通の混亂」

斯くのごとくその若干の直接的原因の設定こそはまさしく、それが單一なる源泉から——資本主義の一般的危機から成長するといふこと、またそれが資本主義體制の一般的危機の基礎の上に發展しつゝあるところの經濟恐慌によつて、特殊的且つ不可避的であるといふことを物語つてゐるのである。現下の世界經濟恐慌のすべての發展こそが、頑として動じない力をもつて、この世界經濟恐慌の最もつきりした顯著な特殊性の一つたる本位貨恐慌を招來したのである。だがこの發展が、本位貨恐慌を招來しなければならなかつたのは、まさしくその前提諸條件がすでに現代經濟恐慌の以前において生み出され、資本主義の一般的危機から成立してゐたからである^(四)。

これこそ、吾々が現下支那の金融恐慌を考察するにあつて、極めて重要な諸點である。

【註一】 「金融市場の世界的動搖」第一一三頁。

【註二】 同上書第一一五頁。

第二節 支那金融恐慌の第一段階——本位貨恐慌

愈々支那現下の金融恐慌に移る。井村氏は支那においては、金融恐慌は漸く現下にいたつて開始されたごとく認識し、氏は現下支那の金融恐慌の基礎たる現銀缺乏の原因とする南京政府の幣制改革準備工作は、「一九二七年米國よりケメラ博士らを招聘して、支那幣制改革の基本方略を確定したるに在る」(同誌第二二頁)といつてゐる。

しかるに現下支那の金融恐慌——詳しくは信用恐慌——に先立つて、支那に於てはすでに、その當時(一九二九年

以前)すでに本位貨恐慌が襲來してゐたのである。エル・クレノヴィツチ氏は、次のごとく述べてゐる。

「農業恐慌が尖鋭化し始めたばかりの一九二九年の終りにはすでに植民地的並に半植民地的諸國において、本位貨の崩壊が開始されてゐるといふことを強調しなければならぬ。吾々はここでは銀本位貨の國々は措いて問はぬことにしよう。それらの國々においては、本位貨恐慌は銀價格の低落と緊密に關聯して遙かに早く現はれたのである」

南京政府がケメラ博士を招聘して、幣制改革準備に着手したのは、かゝる本位貨恐慌がすでに支那に襲來してゐたがために外ならない。

かゝる本位貨恐慌の重要な直接的原因は次のごとくである。」

- 1、支那における慢性的な農業恐慌
- 2、支那の輸入超過の繼續
- 3、支那の絶えざる内亂
- 4、戦後における烈強の貨幣體制の變化
- 5、戦後における銀價格の低落

支那における本位貨恐慌は、以上の諸モメントの異常な尖鋭化より、益々尖鋭化したのが、殊に現時の世界經濟恐慌の初めから、更に新たな銀價格の暴落により、特に激化して來た。すなはち一九二九年以降の銀價格下落を見るに次のごとくにして、一九三二年にはニューヨークにおいて二四・二五セントといふ最低點に達した。

	紐育市場	倫敦市場
一九二九年	二四、四五片	五二、三〇仙
一九三〇年	一七、六六	三八、四六
一九三一年	一四、六九	二八、七〇
一九三二年	一七、八四	二七、八九

しかも銀價格の下落は、他の一般商品のそれよりも一般甚しかった。アメリカ卸賣物價指數と銀價格指數とを比較すれば、一九一四年には銀價指數は一般物價指數に對して一四ポイント遅れてゐたのに反し、一九三〇年には實に四五ポイントの遅れ方であることが明瞭となる。

これが支那金融恐慌の第一期たる本位貨恐慌の段階である。

【註一】「金融市場の世界的動搖」第一三〇頁。

【註二】「世界政治經濟情報」(ナウカ社發行)第一輯第一五頁。

第三節 支那金融恐慌の第二段階

次に銀價格を契機として、支那の金融恐慌を考察するときは、一九三二―三三年より、第二段階に發展したといひ得る。銀價格は一九三二年を限界として、爾來次のごとく上騰しつゝある……

	倫敦市場	紐育市場
一九三二年	一七、八四片	二七、八九仙
一九三三年	一九、一四	三四、七二

一九三四年

二二、二二

四七、九七

かゝる銀價格の上騰は、主としてアメリカの銀價鈞上政策によるものであるが、そのことはまた、一九三二年における磅スターリング及び日本圓の下落、一九三三年におけるアメリカ弗の下落と相俟つて、支那銀爲替相場の暴騰を招來した。その結果として、支那原料品及び農産物の價格暴騰により、その輸出を減退せしめたのである。しかも外國商品のダムピング、その低價格によつて、支那の輸入は輸出に比して左程大きい減退を來さない(一九二六年||一〇〇)

年	輸入	輸出	合計
一九三一年	一二七	一〇五	一一八
一九三二年	九三	五七	七八
一九三三年	七七	四六	六三
一九三四年	五九	四〇	五一

その結果支那貿易差額の輸入超過は、次のごとく年々増大してゐる。

年	輸入超過額(千円)	近年支那入超額の輸入額に對する百分率(一九二六年 一三・〇七%)
一九三二年	八六七、〇〇〇	三六、〇九%
一九三三年	七三三、〇〇〇	三七、五一
一九三四年	二三九、〇〇〇	三一、五九

一九三四年において入超額は著減してゐるが、その輸入額に對する百分率は依然巨大である。入超額の著減は、支那國民の購買力の著減による。その上に華僑の送金も、世界經濟恐慌によつて著しく減少し、一九三三年には一九三

二年に比して三分の一強減少してをり、一九三四年には更に減少してゐる筈である。

かくて支那は、國際收支において支拂超過となり、次のごとく金銀の巨大なる輸出を見るにいたつた。

年	輸出額(千円)
一九三三年	二〇〇、〇〇〇
一九三四年	三八〇、〇〇〇

かゝる巨大な金銀の輸出は金利を昂騰せしめ、銀行券の基礎を危くし、該金融市場においては、極めて不安状態を呈し、商工業の破産、閉鎖、銀行錢莊の休業破産が續出しつゝある。ここに第二段階においては、支那の本位貨幣恐慌||貨幣恐慌は、信用恐慌殊に銀行恐慌にまで發展し來り、こゝに新たな様相を呈するにいたつた。

第四節 支那金融恐慌と列強貨幣戰爭

支那からのかゝる巨大な金銀の流出は、その直接の動機こそ銀價格の人為的吊上にあるとはいへ、これのみによつて説明することはできない。中國銀行も、一九三三年度營業報告において「支那からの銀流出の近因は、固よりアメリカの銀買上によるか、その遠因は國際支拂の超過による」といひ、また「銀流出の遠因を、連年の入超差額に歸せざるを得ないことは極めて明かである」といつてゐる。

かゝる巨大な金銀の流出に先だつて奥地より都市、都市より大都市——上海は支那金融の中心地——へと、金銀は近年來集中されてゐたのであつた。今上海在銀高を見るに、次表のごとくであつた。

年	銀高(千元)
一九三二年	四三八、三三九

かゝる巨大な銀は、略ぼ外支銀行によつて略ぼ折半に所有されてゐたが、外國銀行はこれを何故に海外に流出しなかつたかといふに、支那への投資によつて利潤を圖つてゐたからである。外人側はこれを主として如何なる方面に投資してゐたかといふに、上海の土地投資を主とする。それ故に金融の逼迫につれて、外人側は頗る痛手を負ひ、破産を宣するものあるにいたつた。一九三五年五月廿三日及び廿四日に休業せる明華銀行（米支合辦、資本金二百七十五萬元）及び美豐銀行（アメリカ系、資本四百萬弗）休業のごときは、その著例にして、この二行休業の直接的原因は不動産融資の回収難にある。

また以上によつて、現銀の上海集中は一種の銀の海外流出であることも知り得るが、それは「一九三二—三三年に始まれる國國物價の暴落と商品取引の激減—一方中小ブルジョアジの没落、他方支那内地に於る財産保全の困難」によるものであると見られてゐるが、かくて本位貨恐慌より信用恐慌にまで發展せる支那現下の金融恐慌は

- 1、半植民地支那の經濟的崩壊過程の激化
- 2、農業恐慌と工業恐慌との縫れ合ひの激化
- 3、世界經濟恐慌の影響の下における外國貿易の低落及び貿易差額の輸入超過の激化
- 4、支那の國家財政の危機
- 5、支那の政治的危機

等々を、重大なる直接的原因とするものであるといはねばならない。私はまた、支那銀元の崩壊の眞の源泉は、農業

恐慌の深刻化と、農産物價格の下落によつて惹起されるところの、貿易差額の輸入超過の激増のうちに含まれてゐるともいひ得ると思ふ。

それ故に井村氏が、支那現下の金融恐慌の原因を、南京政府の幣制改革準備工作による現銀の缺乏に見るとき、氏はなほその實體を把握し得てゐないものといはねばならない。

なほ支那の金融恐慌を繞つて、日本、イギリス、アメリカの支那における貨幣戦争が激化しつつあることは、今後注目に値する點である。（一九三五）

【註一】「世界政治經濟情報」第一輯。

【註二】同上書。

第十一章 支那の幣制改革と列強の争覇戦

——支那經濟の解體過程と國內政局の動向と關聯して——

第一節 支那經濟恐慌の深化と金融財政の危機

支那は資本主義の支那侵入以來、世界經濟の構造的ー環を形成してをり、しかも資本主義の侵入の程度に比例して、支那經濟の世界經濟への從屬的程度は強化されて來てゐる。かくて支那は、經濟的にも、全く半植民的國家となつてゐるのである。

しかし支那經濟は、その本質において、他の資本主義經濟とは異り、半封建性を維持してをり、支那經濟の基底はその封建的零細農制にあり、産業資本主義は極めて低度である。かくして現代支那においては、封建的零細農耕制とギルド的組織が、支配的經濟關係を形成してゐる。この中世的な經濟組織に相應して、支那の貨幣制度も規定されてゐる。大部分の奥地における通貨は銅貨であり、銀は一般的富の表現として退蔵され、銀貨は都市にのみ流通してをり、封建的な銀本位國として立ち現はれてゐる。

支那のかゝる半封建的社會經濟的構成に相應する銀本位制は、現代支那經濟が世界經濟の構造的ー環として、世界經濟恐慌の渦中に當然巻き込まれるべくして、しかもそれへの参加を世界經濟恐慌の勃發よりも二年も遅れしめたのである。すなはち一九三〇—三一年の間には、銀價下落のために、支那はかへつて「假装的」繁榮を示し、一般物價

(殊に輸入品價格)は上騰し、工場生産品の販路は擴大し、外國商館や買辦の収入は増加した。一九三一年には上海埠頭の倉庫には輸入貨物が充満し、同時に輸入關稅は増加し、公債發行保證は増大し、かゝる情勢が相依り相扶けて金融業の投機的活動を助長促進した。當時は農業經濟も、また、外國農産物の輸入の比較的困難さに引きかへ、國內農産物の輸出の比較的容易であつたがために、普遍的な急速度の破産現象を發現することはなかつた。いひかへれば、當時支那の慢性的農業恐慌はまだ全面的に世界恐慌と合流してゐなかつた。これこそまた「外的條件の作用は所與の事物の內的構造を通過しそれを通じて曲折を受ける」との命題を如實に證明するものである。

(註一) ナウカ社版『世界政治經濟情報』第四輯第一四—五頁

(註二) ミーチン・ラリツェウイチ監修『辨證法的唯物論』ナウカ社版、第一九七頁

しかし世界經濟恐慌が世界經濟の構造的ー環としての支那經濟へ——たとへそれが半封建經濟として多少の曲折を與へるとはいへ——襲來すべきことは必然的であり、その可能性はあつた。その襲來は、支那の半植民地性に規定され、一九三一年の滿洲事變を契機として實現された。滿洲事變により、滿洲が獨立するや、支那の農産物及び民族工業生産品——主として綿絲布と製粉——は、尨大なる滿洲市場を失ひ、滿洲の關稅收入は喪失され、從來すで行詰つてゐた中央財政はこれがために重大なる危機に直面するにいたつたが、この危機が更にその後の金融恐慌の種子を播いたものといへるのである。かくして支那の全經濟機構は痲痺状態に陥つたのである。

次に重大なる契機は、一九三一年秋以來のイギリス、アメリカ、日本等の相繼ぐ金本位離脱によるその貨幣價値の引下であるが、一九三四年のアメリカの銀買上政策の遂行による世界銀價の上騰は、この趨勢に一層の拍車をかけた。いひかへれば銀價の引上は銀本位國支那に對する金貨國の貨幣價値引下を意味する。その結果低廉なる外國商品

は支那市場に横溢するにいたり、脆弱なる民族工業及び半封建的零細農業を無慈悲にも破壊し去つたのである。

第三に世界經濟恐慌における農業恐慌と縫れ合ふ工業恐慌の深化は、銀價の上騰と相俟つて、支那の農産物原料の需要を減退せしめ、その價格低落を激化せしめ、生産縮小を惹起せしめてゐる。

その上に、支那における商業の高利貸資本、一九三一年以來漸發せる水旱害は、支那の經濟恐慌に野蠻性を賦與してゐる。

農業恐慌の深化を基底とする支那經濟恐慌の激化は、支那の金融財政上に、如何なる影響を齎らしたか？

一、輸出入貿易の衰退と關稅收入の激減

一九二八年を一〇〇とすれば、最近數年間において、支那の對外貿易は、輸出入とも次表のごとき激減を示してゐる……(單位一千萬元)

年	輸出	輸入
一九二九年	一〇二、四	一〇五、三
一九三〇年	九〇、二	一一二、二
一九三一年	八七、四	一三〇、〇
一九三二年	五四、四	九九、一
一九三三年	五八、五	八七、六
一九三四年	五一、一	六七、一

かかる輸出入貿易の激減は、滿洲の喪失、輸出税の減免、輸入税の引下、密輸入の増加等は、中央の關稅(輸出税、輸入税、轉口税、噸稅等を含む)の激減を結果すること次表のごとくである。(單位一千元)

年	關稅收入(滿洲を含む)
一九三一年	三八、九一二
一九三二年	二八七、八八八
一九三三年	三一一、三六〇
一九三四年	三〇六、一八六

半植民地支那の中央財政收入は、その大半を關稅收入から得てゐる。すなはち一九三二年六八・六九%、一九三四年四七・三七%。そして關稅は財政收入の第一位を占めてゐるのであるから、關稅收入の激減は中央財政の危機を招來するに充分である。

二、入超の繼續と密輸入の増加

支那は多年入超を繼續してゐるが、出超地域たる滿洲を喪失して以來、世界工業恐慌の激化及び銀價の上騰等により、入超は殊に増加しつゝある。今最近數年間における支那の貿易入超額及び輸入額に對するその百分率を見るに次のごとくである。(單位千元)

年	入超額	輸入額に對する入超額百分率%
一九三一年	一、〇八二、七三八	五四、二
一九三二年	九五三、二六六	六二、八
一九三三年	七三三、七三九	五四、五
一九三四年	四九四、四五一	四八、〇
一九三五年	三三〇、〇〇〇(九月まで)	

上表のごとく入超額は歴年減少してゐるとはいへ、入超の繼續は依然として保持されてをり、且つ輸入額に對する

入超額の百分率には、大なる減退を示してゐない。かゝる輸入額の減退は、支那人民の購買力の減退に因るものにして、またそれ故に支那人民の負擔力からいへば、最近における四、五億元の入超は、昔日の十億よりも重いのである。

以上は税關を通過する正式の輸入についてのみ見たものであるが、密輸入をこれに加算するときは、入超はより一層巨額に達するのである。最近二年間の密輸入額を見るに中國銀行の推定によれば、一九三三年一億三千四百六十萬元、一九三四年一億五千四百五十萬元に達してゐるが、實際はこれ以上に達してゐるものと思はれる。一九三五年のごとき、日本だけについて見るに、北支二億元、南支一億元、合計三億元に上るといはれてゐる。

三、外債の償還と外國商館の利潤

支那は年々巨額の外債を償還しなければならないが、その額は一九三三年九千三百萬元、一九三四年一億一千二百六十萬元に達してゐる。

帝國主義列強の投資、貿易等による利潤も年々巨額に上り、その額は一九三三年三億四千萬元、一九三四年二億元と推定されてゐる。

四、華僑送金の減少

以上の諸項はいづれも、支那の對外支拂を形成するものであるが、これらが年々増加せるに拘らず、對外受取勘定上主要なる項目を形成してゐる華僑の送金は、世界經濟恐慌の深化の影響を受けて激減しつゝあり、一九三〇年頃三億一千六百萬内外なりしもの、一九三三年には二億元、一九三四年には二億五千萬元に低下してゐる。

五、地金銀の輸出の激増

以上のごとく、對外支拂の増加、對外受取の減少によつて、必然的に地金銀の輸出を激増せしめるが、その輸出額は(單位千元)

	一九三三年	一九三四年
金	一八九、四〇〇	一一一、五〇〇
銀	一四、二〇〇	二七九、九〇〇

に達し、一九三四年における地銀の輸出は殊に激増してゐる、これは對外支拂の激増の外、アメリカの銀買上政策による銀價の上騰による銀流出の結果である。

以上のごとき諸現象は、支那の金融財政上に、次のごとき重大なる影響を齎らすのである。

- 1、銀を基礎とする支那幣制の危機化
 - 2、デフレーションの發生と物價の下落
 - 3、産業の沈滞と信用恐慌
 - 4、公債發行による歳入不足補填の道の杜絶
- それは要するに、支那の金融危機を意味する。

第二節 危機の對策とその失敗

以上の諸現象は、獨り支那の金融財政上に極めて重大なる影響を與へるばかりではなく、その基礎たる支那の全經濟生活を攪亂衰退せしめるものであるが故に、國民政府はこれに對して對策を採ることを餘儀なくされた。

先づ國民政府は一九三四年九月九日外國爲替管理令を發布し、實需以外の思惑取引を禁止し、また四十餘年前から上海爲替市場の標準となりスベキユレターの對照物であつた金塊相場の基準を、從來の匯豐銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation) 建値より、中央銀行發表の海關金單位相場によることに變更し、種々銀の流出を抑制せんとしたが、到底大なる効果を發生し得ず、十月八日には現銀輸送取締令の履行を訓令して、銀元の密輸出を防止せんとしたが、いづれも依然として大なる効果はなかつた。そのために十月十五日にいたつて、突如として劃期的な銀輸出税の増率と平衡税の創定を發布して、事實上銀の輸出禁止に等しい對策を採つた。輸出税の増率とは、從來 $2\frac{1}{4}\%$ ならし銀塊輸出税を 10% に引上げ、從來無税なりし銀元輸出に對して $1\frac{1}{2}\%$ を課するものであり、平衡税とは倫敦銀塊相場と上海の中央銀行發表建値との開きが前記の銀輸出税率以上なる場合には、銀の輸出の機會を生ずるから、これを抑制するために、倫敦銀塊相場と平衡するだけの率を追加賦課するもので、かくすれば採算上銀の輸出は全然不可能となる譯である。これに次で同月二十三日には外匯平市委員會 (外國爲替調整委員會) が成立し、委員會は市場の要求に合致するため、必要なる場合に中央銀行をして爲替及び金銀塊の賣買を行はしむることを得、又平衡税を決定す」と規定されてゐる。かゝる爲替調整資金は一億元にして、中央、中國、交通三銀行の出資に係り、委員はこの三銀行より選定され、毎日の建値を定め平衡税を決し、爲替賣買の外金銀塊の輸出入をも取扱ふこととなつた。

かゝる劃期的な新施設は、外國銀行のモラル・サポートと相俟つて、稍々その効果を示したといへ、(1)アメリカの銀買上政策の勵行、(2)經濟恐慌の深化、(3)密輸出の取締困難、(4)外國銀行の平衡税引上の牽制等によつて、到底滔々たる銀の流出を抑止し得なかつたことは、事實上宋子文氏の聲明することくである。

かくして南京政權の危機克服對策は、失敗に終つたものといふことができる——少くとも銀の流出阻止に關する限りにおいては。

第三節 第二段工作の必至と管理通貨制度の採用

アメリカの銀買上政策による銀價の上騰は、シルバー・メンの豫期するがごとく、支那の購買力を増大し、經濟的景氣を招來することなく、かへつて支那の經濟恐慌を激化し、支那の購買力を減退せしめるの結果を招來した。かくして同一の條件も、異なる經濟發展段階にある全經濟體系の間においては、質的差別を結果することを如實に示した。しかもそれは、低度經濟體系においては、その質的に異なる矛盾が、量的にも擴大され、支那の經濟恐慌は、アメリカの經濟的矛盾の轉嫁を受けて、益々激化していつた。

かくて第一段の工作が失敗に終つたのであるから、(1)爲替管理の強化、(2)銀の確保、(3)平價切下、(4)物價の引上、(5)輸入の制限等は、第二段工作として必至となつてきた。

しかるに事態は、益々悪化するばかりであつたが、その直接の動機は、次のごときものである。

- 1、水災救済公債二千萬元の増額發行による支那中央財政の破綻とインフレーション必至の懸念
- 2、これを材料とする支那スベキユレターの活躍
- 3、上海爲替相場の暴落

十月十六日大引

十一月二日前場寄付

對

日

一二六四三分の一

一〇六四四分の一

對 英	一志五片十六分の十一	一志二片八分の七
對 米	三六弗十六分の三	三〇弗二分の一
標 金	九四〇元四〇	一、一八一元

4、汪精衛の凶變による中央、中國、交通三銀行の取付騒爲替安定の強化はかくして當初の緊急事となつたが、匯豐、麥加利二銀行（イギリス系）との間に一千萬磅のクレヂット設定が成功し、これに支那三銀行の資金を加へ、愈々十一月四日管理通貨制度採用が、斷然實行された譯である。

【註一】十一月五日上海大阪毎日特電は「英支一千萬磅借款については色々な説が傳へられ、英支兩當局者は同借款の成立を全面的に否定してゐるが、これは兩國政府間の借款成立を否定するに止る、英國系銀行たる香上、チャータード兩銀行が政府と關係なく民間の商取引として一千萬磅のクレヂットを設定したことは事實である」と報じてゐるが、諸般の情報を綜合判斷するに、これが最も真相に近いと思はれる。

今、新に採用されたる通貨改革案の骨子を見るに、次のごとくである。

- 一、支那の對英爲替を一志二片二分の一（即ち一海關金單位は二元二十五仙に當る）に安定せしめる。
- 二、銀平衡税を五〇％に引上げる。
- 三、對外貿易の決済は中央銀行をしてこれを行はしめ、中央、中國、交通三銀行をして外國爲替の無制限賣買を行はしめる。
- 四、中央、中國、交通三銀行の紙幣を十一月四日より法定紙幣とし、支那人に對しては兌換を行はず。
- 五、銀元銀塊を通貨の目的に使用することは一切これを禁止し、中央銀行發行準備委員會をして銀元は額面通り、銀

塊は純分にて法定紙幣をもつてこれを買上げしめる。

六、現在流通しつゝある小銀貨を回収し、小額紙幣を發行する。

右の通貨改革の結果

- 1、管理通貨制度の採用
- 2、平價の切下（理論上六三％引下、實際上四・三％切下）
- 3、不換紙幣本位の採用
- 4、銀の國有及びその流通輸出の禁止

を見ることとなつた。

南京政權はこれとともに、歴年の巨額の入超を抑壓するとともに、支那物價の上騰思惑による見越輸入を制限するために、貿易審査委員會の設置を急ぎつゝあり、なほ物價の故意の引上をも抑止しつゝある。

この通貨改革は支配の經濟財政上の危機を救済するには有效であるが、これが成功するか否かは、(1)主要列強の財政的援助の成否、(2)主要列強のモラル・サポートの成否、(3)銀密輸出の取締の成否、(4)地方政權の協調の成否等に繫つてゐると思はれる。

第四節 支那の幣制改革とその國際政治的意義

この支那通貨改革は、その背後にイギリスの政治的暗躍、東亞における安定勢力としての日本の地位の無視、イギリスの支那金融制覇の疑念等によつて、この國の朝野の耳目を聳動すること、これに先立つ汪精衛の凶變に幾十倍す

るものがあつた。

日本は先づイギリス及び支那の不誠意に憤慨し、絶対反対を表明し、遂に八日駐支武官磯谷少將の聲明となつて表はれたが、その聲明によれば、「出先軍部としては國民政府今次の幣制改革には斷然反対である」といひ、また「帝國政府としては須らく今次の改革に反対の理由を明記し、明確に態度を中外に闡明するとともに、改革案を中止せしめることが、支那を救ふ唯一の途であると信する」といひ、北支那については、「少くとも國民政府の統制下にある北支那の銀行においてこれを保管するのが當然であり、…北支那の實力者にその能力なき場合は、我が方は實力を以てしても斯く遂行してよいと信する」といはれてゐる。

かく日本は支那の通貨改革に反対を表明してゐるが、それは「支那民衆の福祉」の名において行はれた。だが我が産業資本家とも認むべき民間當業は、「最近銀爲替の動搖によつて取引は著しく不安となり殆んど見送り状態となつてゐるので、今回銀爲替がともかく安定すれば、對支商談は復活するものと豫想される。尤も銀安による外國からの輸出の不利、日本品に對する各國商品の競争力増大及び支那内地の購買力疲弊などが、對支貿易を幾分抑制することはあり得ようが、しかしこの銀爲替の安定したこと、平價切下後インフレーションを豫定されてゐることが、我が對支貿易を少くとも、現状より好轉せしめるものと見てゐる」（『東京朝日』一一・五）。こゝに我が見解の××が看取される。

だが我々の最も注目させられることは、この問題を繞つての日本、イギリスの對立とその激化である。前述の磯谷聲明にも、「これはイギリスに對する嫉妬とか、支那が日本を出し抜いたとかいふ些細な問題でない」とは前提されてゐるが、支那の通貨改革に對するイギリスの援助が目標をなされてゐることは明かだ、「イギリスの對支援助がどこま

で續くかは疑問で、支那改革案が途中で内部的に破綻を來した場合、その責任までも負擔して援助を繼續するとは考へられぬ」といはれ、また續いてイギリスの援助に對する積極的妨礙さへも、次の如くに明言されてゐる。「借款に限らず外國商社銀行が種々の形で糊塗的援助をなし、または國民政府及び民間が援助を求め得ざるがごとき工作を弄する場合を豫想して、支那民衆のためにこれを事前に阻止する。」

かく今回の支那の通貨改革を契機として、日本はイギリスと尖銳に對立してゐるが、顧るに滿洲事變、上海事變、北支事變等による日本の對支積極的進出は、久しく支那に牢乎たる地盤をもつてゐたイギリスの決して屑しとしないところで、當然イギリスのこれに對する抗争を招來せざるを得ないことは、國際聯盟の對支技術援助、上海ポンド案、リース・ロスの對支策によつて、豫期されてゐたところである。しかも南京政權がその民族的經濟的危機に直面してその打開並にそれに關聯して外國の援助を必要としてゐるときに、我邦は、多田聲明にも見るがごとく、南京政權を「國民黨閣たる蔣介石と浙江財閥の合一せる新軍閥」とし、「彼等は日本なくして自ら存在し得ざる理由を悟らず、徒らに民衆を食物とし、只管私腹を肥さんとするものなるを以て、實に我帝國及び支那民衆の共同の敵なるのみならず、人道上の敵なりといふも過言にあらず」とし、我が對支政策の根本として、中央政權に對して援助を與へることなく、その自力更生を主張し、且つ「此等の禍根を徹底的に排除する」の策に出でたのである。これ支那が援助の手をイギリスに求め、またイギリスがこれに應ずるに吝かでなかつた所以である。

今回の支那の金融危機に對して、日本が拱手傍觀、何等積極的な助言さへなさず、徒らに「日支提携」と「支那の自力更生」とを高唱せざるを得なかつたときは、三思すべきことであるとともに、現に支那に見る日英の對立の激化は、日本の地方的分割主義、自力更生主義と、イギリスの中央的統一主義、他力更生主義との、支那再分割舞臺に

おける拮抗であることを意味する。今や日本主義とイギリス主義とが、支那において再検討されつゝあるが、いづれがその試練に耐え得るか。

中央の通貨改革と關聯して、西南と北支とは夫々銀の保有を斷行し、それは表面的には金融的割據として、經濟的割據の強化のごとくにも思はれるが、これを通じて中央へ歸屬するかにも解される、しかしその真相は、今後の推移を待たねばならない。しかし支那の政治上經濟上における二大特質——半植民地性と半封建性とは、今回の通貨改革を通じて、浮彫的に表現されてゐることが、我々の興味深く感ずるところである。(一九三五、一一、九)

第十三章 支那の通貨改革とその經濟的・政治的影響

——支那を繞る抗爭は激化する——

第一節 若干の豫備的な理論的考察

一九三五年十一月四日、南京政權によつて突如として——表面的には——實施せられた通貨改革の發表以降、この國に一大センセーションを捲き起し、諸方面においてかの國から報道された眞偽様々な資料を根據として、日々盛に論議されたし、今なほ論議されつゝある。

しかしこれらの諸々の論議を一瞥しつゝ、この一文を草するにあつて、私はそれに先つて豫め、この問題を取扱ふにあつての若干の理論的乃至方法的な考察を加へなければならぬことを必要と認めるとともに、また悲しまざるを得ないのである。何故なれば、今回の通貨改革が實施される前に、すでに支那には本位貨恐慌、信用恐慌、銀行恐慌が発生してをり、これらを看過したため今回の問題を考察するにあつて、この國におけるその取扱には、理論的な考察乃至方法的観点において、重大なる誤謬が犯されてゐることを發見するからである。

諸々の論議は方法的に見るときには、この問題を、(1)歴史的、(2)全面的、(3)具體的に取扱つてゐないとい

ふことである。

第一に歴史的に取扱はれてゐないといふ點について、一二の實例を見るに、現在の支那は、戦後資本主義の一般的危機の第三期に立つてゐることが看過されてゐる。かくて南京政權の財政的危機を見るにあつても、北京政權の内債と南京政權のそれとが、單にその量の點のみから比較されてゐる。

第二に全面的に取扱はれてゐないといふ點について見るに、支那經濟が世界の構造的な一環をなしてゐることや、各國の本位貨恐慌は現下の世界經濟恐慌によつて條件づけられてゐることや、本位貨恐慌は根本的には生産恐慌によつて條件づけられてゐることや、これらがすべて看過されてゐるといふことである。

第三に具體的に取扱はれてゐないといふ點について見るに、支那は他の資本主義諸國とは異つて、半植民地的半封建社會であるといふ點が看過されてゐるといふことがある。

かくて世界經濟恐慌による資本主義諸國の損失が支那に轉嫁され、その搾取が強化され、その經濟的崩壊が結果され、それにつれて、勞働者農民の闘争が激化し、政治的危機が招來されてゐる——その集中的表現は共產軍の擴大強化と内亂の頻發——ことが正しく評價されてゐない。

かくて私は本論に入るに先だつて、次の諸點に留意しなければならぬといふことを指摘してをきたい。

- 1、現代は資本主義の一般的危機の第三期において世界經濟恐慌が深化してゐる。
- 2、支那は半植民地的半封建社會として世界經濟の構造的な一環を形成してゐる。
- 3、本位貨恐慌の根本的基礎は生産恐慌にある。

第二節 本位貨恐慌の激化と今回の通貨改革の必然性

世界經濟恐慌は、その發現する國々の社會經濟的構成の差異によつてその形態を異にしてゐる。

マヌリスキーは、一九三〇年にその形態を次の四種に區別してゐる。^(三)

- 1、アメリカ型
- 2、東中央ヨーロッパ型
- 3、植民地半植民地型
- 4、前恐慌景氣型

この區別の現在における當否は別として、支那が第三の植民地半植民地型に屬してゐることについては今は異論はあるまい。この型に屬する國々の恐慌を引起す特殊原因として、次の三因を擧示してゐる。^(三)

- 1、封建的殘滓及び金融資本の搾取といふ二種の社會支配形態の結合、その結果としての、最も尖鋭なる階級闘争。
 - 2、經濟の單一作物型。
 - 3、植民地的原料價格の破局的下落。
- そして、この型の經濟恐慌の影響として

- 1、全經濟の破壊
 - 2、大きな政治的運動
- が示現するといつてゐる。^(三)

【註一】 經濟批判會譯編『世界經濟叢書』第一編第四頁

【註二】 同上書第六一七頁

【註三】 同上書第七頁

マヌリスキーの以上のごとき證明には、支那については、稍々補足し訂正しなければならない點があるやうに思はれるが、その根本的見解は正當にして、何等これを訂正すべきところはない。實際において、支那の全經濟は、今や破壊乃至崩壊の過程を驀進しつつあるのである。

かゝる全經濟の崩壊過程にある支那に必然的に本位貨幣恐慌が襲來すべきことは容易に看取し得るが、世界經濟恐慌の發生に先だつて支那は農業國ではあるが、先づ食糧農産物の輸入國と化し、輸入超過が増大して來た、その上銀價の下落によつて外債々務の支拂が増加して來た。

かくて先づ金の流出を見た、しかし銀價の下落は、支那農産物の對外價値を低下せしめ、その輸出減退を緩和するとともに、華僑の送金によつて、銀の流出を防止することができた。

しかるに列強の相繼ぐ金本位の離脱、滿洲の分離、華僑の送金減少、アメリカの銀買上政策による銀價の上騰、輸出激減による入超の増加は、俄然支那の本位貨幣恐慌を實現せしめた。

すなはち一九三四年四月末には上海在銀約六億元なりしもの、同年九月末には四億五千餘萬元となり、同年十月には約四億元に減少し、その他金融市場もこれと略ぼ同一歩調を辿つた。

その後において、本位貨幣恐慌は益々激化し、一九三五年十月末には上海在銀は益々減少して三億三千一百餘萬元に低下し、その他市場また同一歩調を示してゐる。

かゝる本位貨幣恐慌は、全國的に、經濟恐慌の深化とともに、またこれに反作用しつつ、信用金融恐慌を惹起し、延いて財政的危機を誘致した。

すなはち赤字財政の激化、しかも現銀流出による銀行の公債消化力の喪失を誘致した。このことはまた本位貨幣恐慌を激化し、銀元爲替相場の暴落動搖を惹起するに至つた。

その上に、支那の經濟的崩壊の政治的反映としての共産軍の擴大強化支那再分割過程の具體的表現としての北支那の擾亂及び獨立懸念の濃化、そのための軍事費の激増と歳入激減の懸念は、財政的危機を激化した。

なほまた、地主、商人、高利貸、軍閥、外國金融資本の農民搾取を根本原因とする堰堤無修理、灌漑制度破壊、森林濫伐による近年來の洪水旱害の頻發、その救済に要する救災公債發行の必要は、南京政權の財政的危機、延いて本位貨幣恐慌を激化するばかりである。

かゝる本位貨幣恐慌及び財政的危機は必然的にこれを克服するための通貨改革を斷行せしめずにはをかない。これこそ今回の南京政權通貨改革の必然性の經濟的基礎である。

それ故に財政部長孔祥熙も、通貨改革に關する宣言において次のごとく述べてゐる。

「各主要國家が相繼いで金本位を放棄し世界銀價が暴騰して以來、我國の貨幣價値はそのため過度に高まり、國內デフレーションの現象は極めて顯著である。しかも失業は増加し、破産は續出し、資金は流出し、國庫の收入は減少し、國際收入は不利となり種々の故障が紛々として併起してゐる。

昨年七月より僅か三ヶ月半の間に、國內現銀の流出は二億元以上に達した。政府にして當時速かに有效なる措置をなすにあらざれば必ず國內現銀の流出しつくす虞があつたことは、國民の明かに見るところである。幸にして政

府は、同年十月十五日に銀輸出税及び平衡税の徴収を命令し、對外爲替相場の上騰と銀貨の公然たる流出を制止することとし、切迫せる危機を幸にして免れることができた。しかしかゝる措置は、僅かに一時的効果しかない、苟くも貨幣価値が高ければ、デフレーションは繼續し、激化する。貨幣価値（對外的——筆者註）が下落し、世界金價と我が對外爲替相場との差額が増大すること近來のごとくであれば、現銀の大量密輸出は、その必然的結果となる。

政府は全國の準備金を保存し、且つ幣制を鞏固にし、金融を改善するために、特に近來各國の先例に倣ひ、緊急法令を公布し、本月四日より有効となす。」

【註一】一九三五、一一、四「晨報」

第三節 通貨改革の内容とその効果

南京政權の規定せる通貨改革に關する辦法及び孔財政部長の宣言によれば、今回の通貨改革の内容は次のごとくである。

- 一 一九三五年十一月四日より中央支那、交通三銀行の發行する紙幣を法貨とし、納税及び一切の公私受拂はすべて法貨に限り、現金を行使することを得ない。
- 一 右三銀行以外の銀行の發行に係る紙幣は十一月三日現在の流通總額を限度としてその行使を許可し、増發することを得ない、財政部より期間を定めて中央銀行紙幣と引換を行ふ。
- 一 銀所有者はすべてこれを發行準備管理委員會又は指定銀行に提出し法貨と額面または純分にて引換ふべきである。

る。

一 國幣の對外價格を現行價格により安定せしめるために右三銀行をして對外爲替の無制限賣買を行はしめる。以上が改革の内容であるが、これを見るにこの改革政策によれば

- 一、銀を集中國有とすること
 - 一、銀紙幣を法貨とする
 - 一、法貨たる紙幣の發行權を統一すること
 - 一、對外爲替相場を現行相場によつて安定せしめるため國家銀行においてこれを管理統制すること
- の四點に重點があることが判る。

對外爲替相場を現行相場により安定せしめるといつてゐるが、それは實際どうかといふに、ポンドにリンクされ、對英爲替相場を一志二片二分の一（即ち一海關金單位は二元二十五仙）とされてゐる。この一志二片二分の一を十一月二日のロンドン銀塊先物相場二九片を基礎として換算すれば、約銀元は六三%の平價切下げとなるが、實際には對英爲替は十一月二日に一志三片八分の一に下落してゐるから、實質的平價切下は僅かに四三%にすぎない。

しかし國內の銀元はロンドン相場に比して、六三%内外切下げられてゐるのであるから、その流出を防止するために、平衡税は六・七五%から急に五七・二五%と五〇・五%だけ引上げられた。

以上の改革が成功すれば、支那としては次のごとき効果を上げることができる。

- 1、各地の雜多の通貨を統一することができる。
- 2、銀の集中によつて紙幣を増發し、インフレーションを實行し、物價の引上、歳入の増加、赤字補填をなすこと